第５回　早島町振興計画審議会

資料②

2026.07.02 時点

第５次早島町総合計画
後期計画
（素案）

令和●年●月

岡山県早島町

目　次

第１章　基本構想 **1**

1-1 早島町のすがた 1
（1）まちづくりの沿革 1
（2）年齢３区分人口 2
（3）国の将来人口推計と直近の人口推移 3
（4）出生・死亡数 5
（5）合計特殊出生率 6
（6）転入・転出人口 6
（7）転入者の従前居住地 7
（8）流入・流出人口 8
（9）住宅 9
（10）借家世帯 9
（11）土地利用 10
（12）公園 12
（13）交通事故の発生件数 12
（14）従業人口 13
（15）事業所数 14
（16）財政力指数 15
（17）歳入・歳出・自主財源 15
1-2 前期計画の評価 16
1-3 住民意向 17
（1）町民（18 歳以上）アンケート調査結果からみた意向 17
（2）町民（15 歳～18 歳まで）アンケート調査結果からみた意向 23
（3）町民ワークショップにおける意見 29
（4）小・中学生ワークショップにおける意見 31
1-4 社会的潮流 33
（1）安全・安心に対する意識の高まり 33
（2）多様性（ダイバーシティ）社会の実現 33
（3）環境問題への対応 33
（4）デジタル技術の進展 34
（5）ウェルビーイングの実現 34
（6）こどもや子育て世代への支援 34
1-5 計画期間 35
（1）総合計画 35
（2）総合戦略 35

1-6 目指すまちの姿 36
（1）まちづくりの基本理念 36
（2）将来人口 37
（3）都市構造・都市機能の展望 38
（4）早島町の将来イメージ 40
1-7 まちづくりの基本目標 41
基本目標 1 機能とうるおいがバランスした安全なまち 41
基本目標 2 安心と活力が魅力ある暮らしを支えるまち 42
基本目標 3 だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち 43
基本目標 4 地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち 44
基本目標 5 描いた未来へ手を取り着実に歩むまち 45
1-8 基本方針 46

第 2 章　後期基本計画 47

2-1 基本計画の概要 47
（1）基本計画の構成と期間 47
（2）分野別計画との内容の整合 47
（3）分野横断的な取組 47
（4）施策の進行管理 47
（5）実施計画との関係 48
（6）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係 48
2-2 施策体系 49
2-3 基本施策の内容 50

第 3 章　後期基本計画の重点施策（早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略） 114

3-1 早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけ 114
（1）早島町における政策上の位置づけ 114
（2）総合戦略で目指すこと 114
（3）総合戦略の計画期間 114
（4）総合戦略の進行管理 114
3-2 政策の実施にあたっての基本方針 114
（1）基本的な考え方 114
（2）重点化の方針 115
（3）事業の推進にかかる方針 115
3-3 今後の施策の方向 115

第 4 章　人口ビジョン 118

4-1 人口ビジョンの位置づけ 118
（1）人口ビジョンの策定の目的 118
（2）人口ビジョンの対象期間 118

4-2 将来人口の推計と分析 119
(1) 将来人口推計 119
(2) 人口の分析 120
(3) 人口の変化による本町への影響 121
4-3 人口の将来展望 126
(1) 目指すべき将来の方向 126
(2) 将来展望人口の算定 130
(3) 将来展望のまとめ 134
第 5 章　参考資料 135
5-1 ワークショップ 135
5-2 策定体制 135
(1) 早島町振興計画審議会名簿 135
(2) 諮問書 135
(3) 答申書 135
(4) 早島町振興計画審議会条例 135
5-3 検討の流れ 135

第１章　基本構想

1-1 早島町のすがた

早島町では、令和 4(2022)年度からの 10 年間を計画期間とする、第５次早島町総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。策定から 5 年が経過し、前期基本計画が令和 8 年度末をもって満了しました。この間に、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化、急激な円安の進行、中東情勢の不安定化等、社会、経済情勢は大きく変化しました。本町においても、これらの変化に柔軟に対応し、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、後期基本計画を策定いたします。

本節では、後期基本計画の策定にあたり、統計などの定量的なデータを用いて《まちの姿》の変化を振り返ります。

(1) まちづくりの沿革

町内では、国道２号の部分開通や若宮地区の区画整理事業を開始した昭和 45(1970)年から急激に人口が増加しました。

コンベックス岡山が開館した平成 3(1991)年には、町の「新総合計画」で目標人口 13,500 人が掲げられています。

近年は増加と横ばいを繰り返しており、令和 2 年国勢調査では人口 12,368 人、世帯数 4,522 世帯となっています。

図表 1　本町の人口推移とまちづくりの沿革

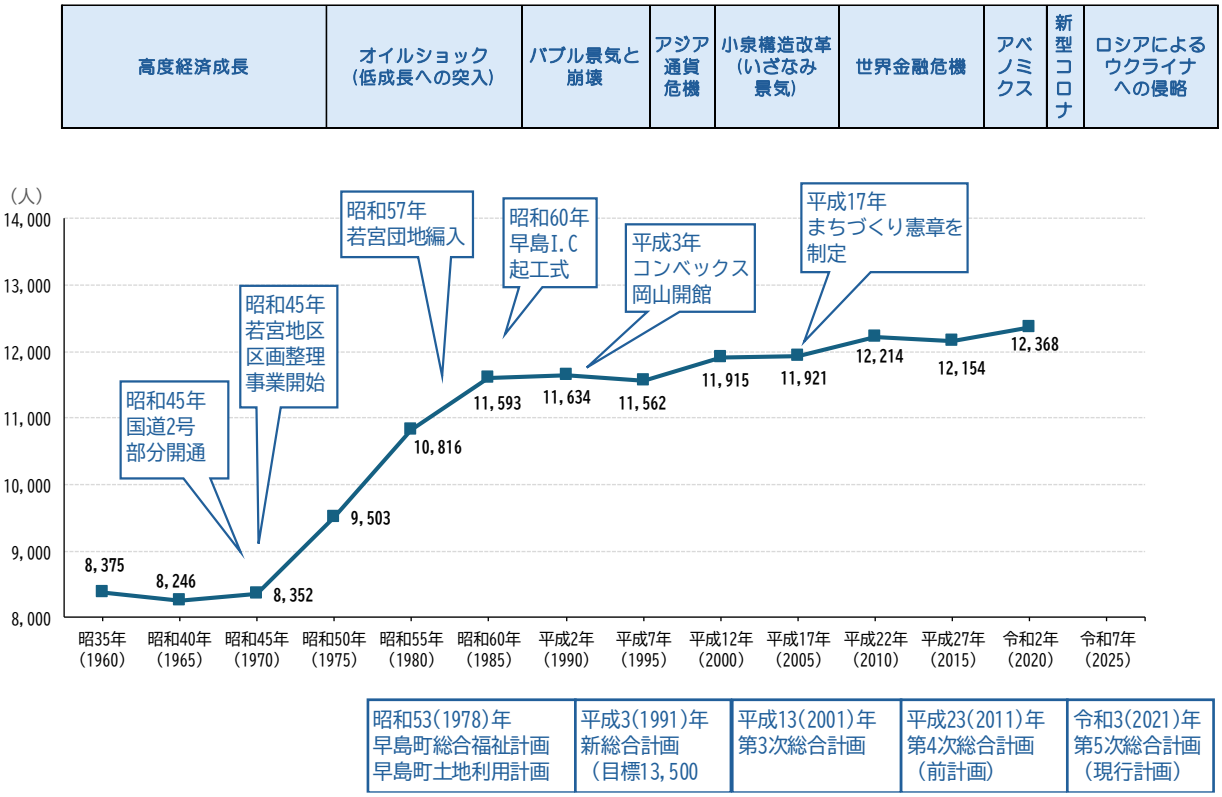

資料：国勢調査

（2）年齢３区分人口

平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけては、15～64 歳の生産年齢人口及び 65 歳以上の老年人口はほぼ横ばいで推移していますが、15 歳未満の年少人口は増加しています。

図表 2　年齢３区分人口の推移

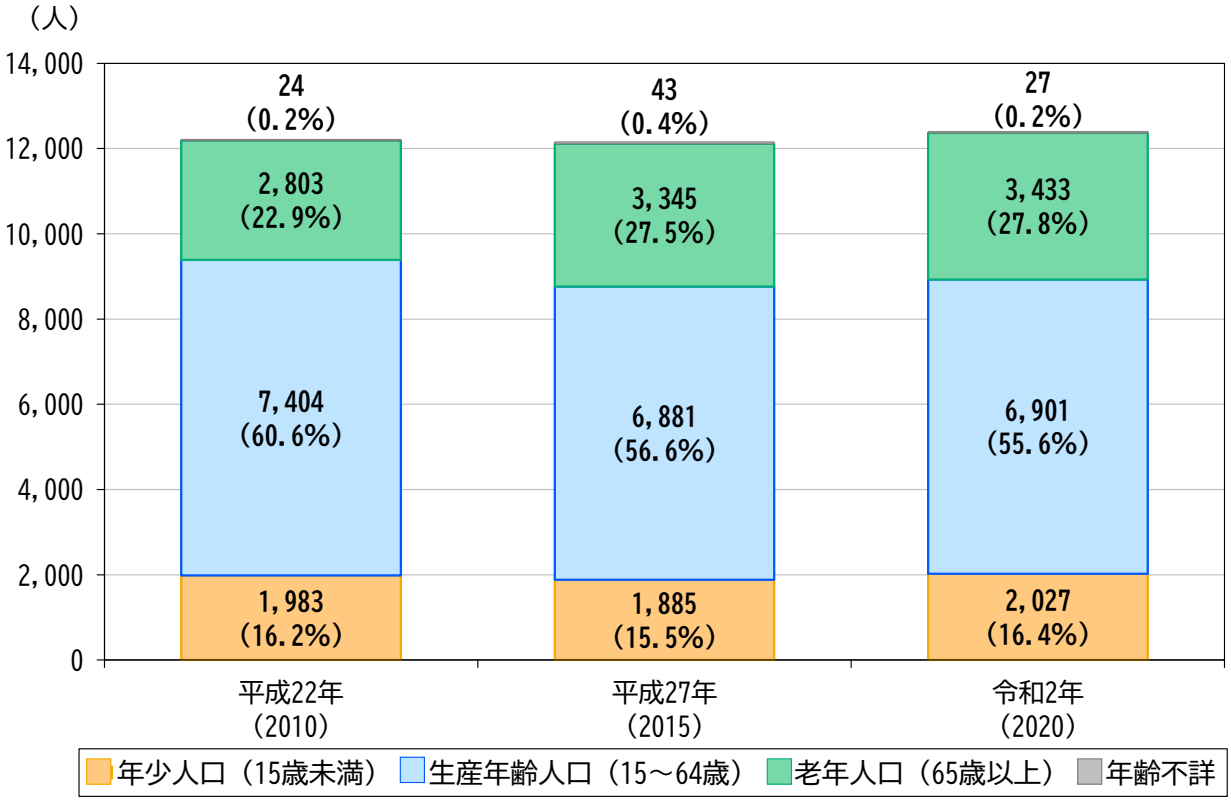

資料：国勢調査

（3）国の将来人口推計と直近の人口推移

平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけての国勢調査人口をみると、214 人の人口増加がみられます。また、令和 7 年 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口は 12,768 人で、引き続き人口の増加傾向が続いています。

将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計（令和 5 年 12 月）によると、令和 32（2050）年の人口は 11,132 人で、令和 2（2020）年の人口の約 90%にまで減少すると想定されています。

また、社人研の同様の係数を利用して令和 52（2070）年の人口を推計すると、9,698 人となり、さらに減少することが想定されています。

表 3　社人研推計と住民基本台帳人口の乖離

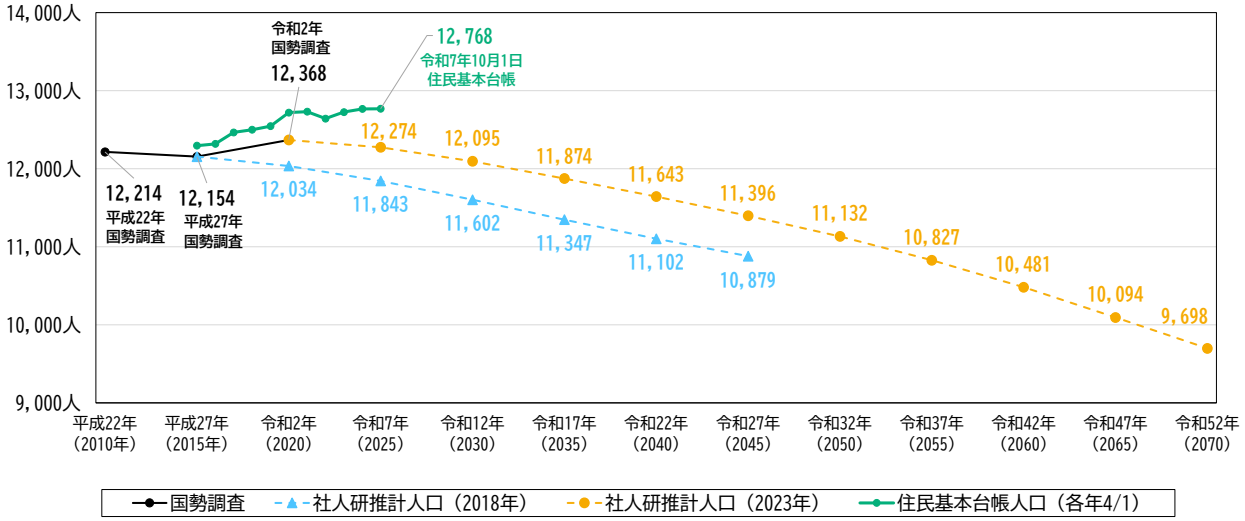

資料：住民基本台帳（10 月 1 日時点：平成 27～令和 7 年）、
国勢調査（平成 22 年及び令和 2 年）、
社人研の将来推計人口（令和 5 年 12 月）

直近５年間の転入・転出人口について、早島町の実績値と社人研の推計値を比較すると、推計値は男性・女性ともに転出超過になることが予測されていました。一方、実績値は男性・女性ともに転入超過になっており、このことが主な要因で人口は増加しており、社人研の推計と住民基本台帳人口の乖離が生じています。

図表 4　直近５年間の転入・転出人口（実績値と推計値の比較）

単位：人

転入・転出人口	男性																	
5歳階級別	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上	合計
実績値	9	-8	-32	-46	42	71	21	9	-7	-5	7	-2	-8	-5	2	2	0	-1	49
社人研の推計値（2023年12月）	7	-3	-23	-75	44	34	33	1	-9	-8	-5	6	-4	-2	-11	-8	0	3	-20
差分（実績値－推計値）	2	-5	-9	29	-2	37	-12	8	2	3	12	-8	-4	-3	13	10	0	-4	69

単位：人

転入・転出人口	女性																	
5歳階級別	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上	合計
実績値	3	0	-22	-25	32	61	22	7	-2	-1	2	0	8	-1	3	-4	-8	2	77
社人研の推計値（2023年12月）	2	3	-22	-17	40	19	22	-2	-10	4	-8	3	-2	-3	-17	-12	-8	5	-3
差分（実績値－推計値）	1	-3	0	-8	-8	42	0	9	8	-5	10	-3	10	2	20	8	0	-3	80

資料：住民基本台帳人口移動報告
　　社人研の将来推計人口（令和５年12月）
※実績値・推計値について、黒字は転入超過、赤字は転出超過を表す。
※実績値は、住民基本台帳人口移動報告【令和３年１月～令和７年12月】の５年間の値。
※推計値は、社人研の将来推計人口（令和５年12月）【令和２年10月～令和７年９月】の５年間の値。

（4）出生・死亡数

本町の出生数は令和 2（2020）年に 143 人となって以降は減少傾向にあり、令和 4（2022）年には 91 人まで減少しましたが、令和 5（2023）年には 121 人に増加しました。

死亡数は、概ね 110 人前後で推移していましたが、令和 2（2020）年以降は増加の傾向が見られ、令和 4（2022）年においては 151 人、令和 5（2023）年においては 149 人となっています。

平成 29（2017）年に出生数が死亡数を下回って以降、自然減が続いており、令和 2（2020）年に自然増に転じましたが、翌年には再び自然減となり、令和 5（2023）年まで自然減の状態が続いています。

図表 5　出生・死亡数の推移

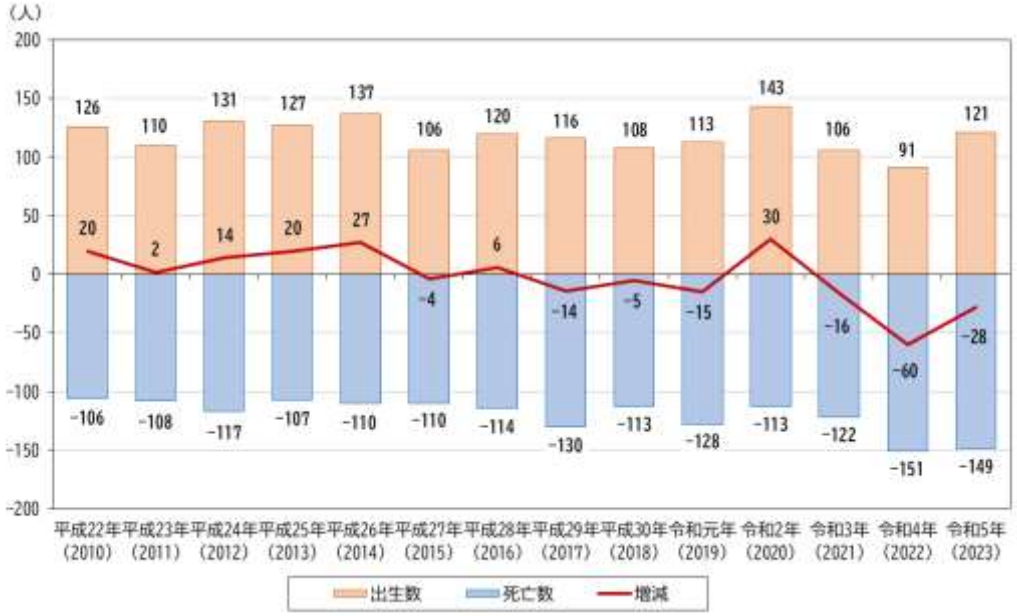

資料：人口動態調査

(5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、近隣の岡山市、倉敷市や岡山県内平均と比較して高い水準にあり、令和2(2020)年には人口置換水準(2.07)を超える2.25を記録しています。その後、令和3(2021)年、令和4(2022)年は減少傾向を示しましたが、令和5(2023)年には1.98と再び高い値となっております。

図表 6　合計特殊出生率の推移

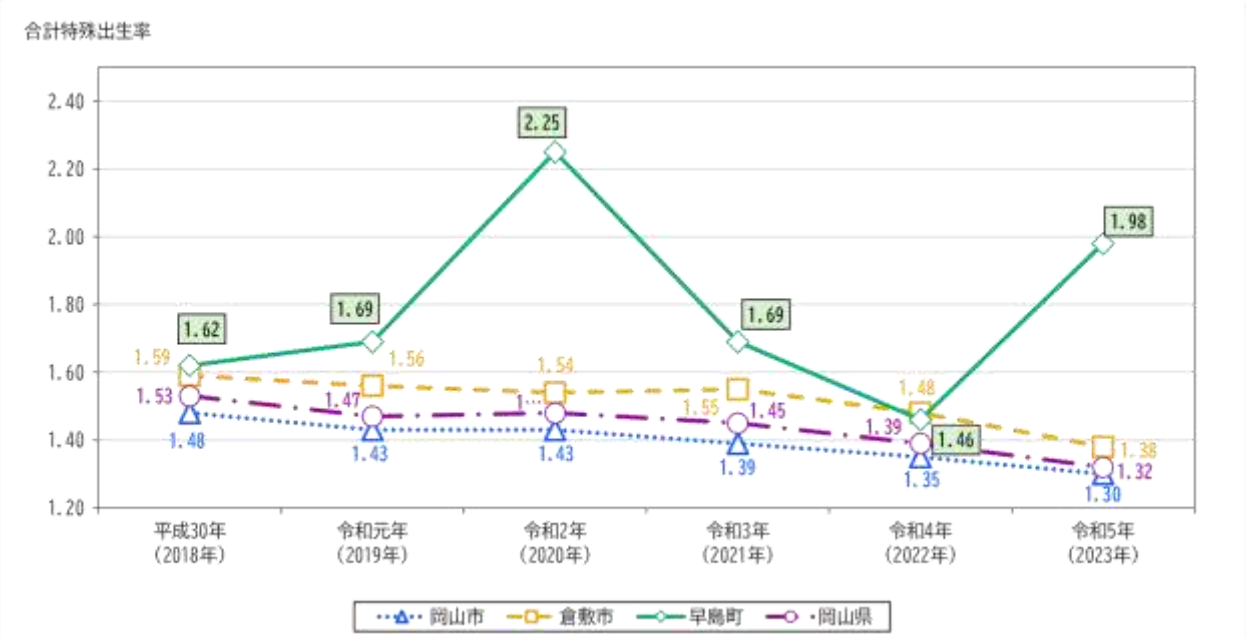

資料：早島町、
保健衛生年報（令和7年度）　岡山市保健福祉局、
保健衛生年報　令和7年度版（令和6年度事業実績）　倉敷市保健所

(6) 転入・転出人口

転入数は平成29(2017)年に527人となって以降、おおむね減少傾向にありましたが、令和5(2023)年には544人まで増加しました。

転出数は、平成24(2012)年に515人となって以降は減少傾向にあり、平成30(2018)年の増加を除いて、令和3(2021)年まで減少が続いていました。令和4(2022)年には一転して440人まで増加し、転入数を上回りましたが、令和5(2023)年には420人に減少しています。

平成26(2014)年以降は、令和4(2022)年を除き、転出数と比べて転入数が多いことから社会増の状態が続いています。

図表 7　転入・転出数の推移

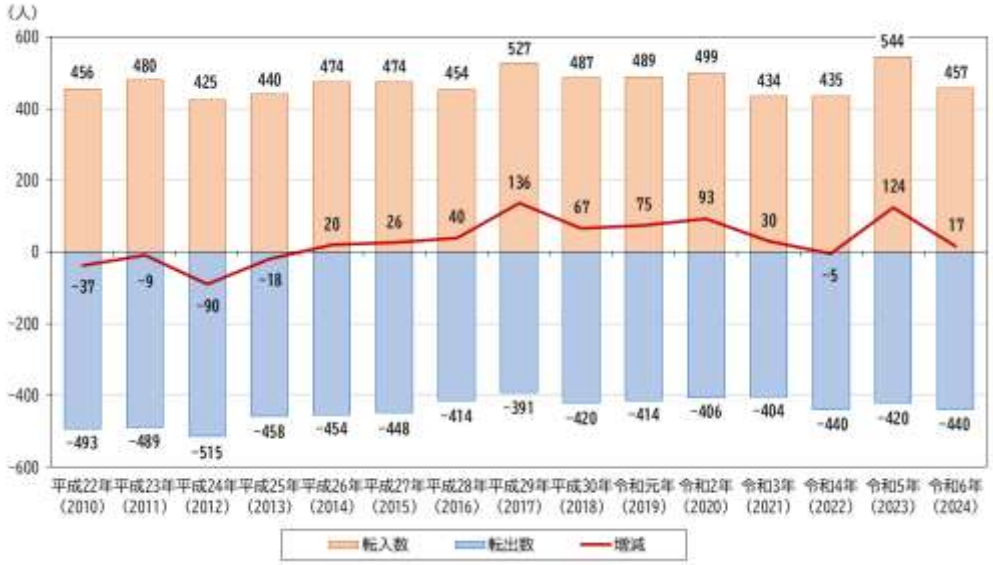

資料：住民基本台帳人口移動報告

（7）転入者の従前居住地

本町に転入した人が以前に住んでいた場所を市区町村別にみると、過去 2 回の調査では倉敷市からがもっとも多く、次いで岡山市（特に北区・南区）が多くなっています。また、令和 2（2020）年の岡山市、倉敷市からの転入者は、平成 27（2015）年と比べて増加しています。

また、令和 2（2020）年の国外からの転入者は、平成 27（2015）年と比べて 30 人増加しています。

図表 8　従前居住地別の転入者数

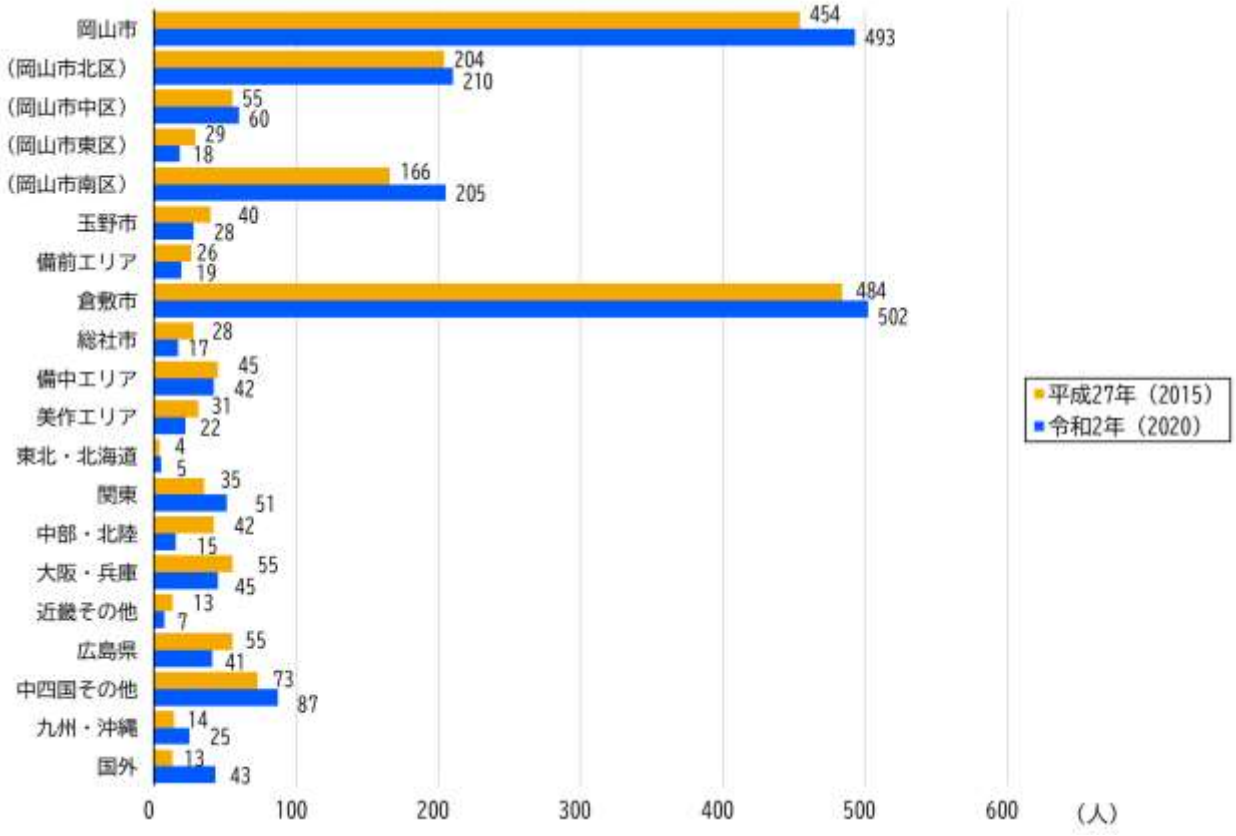

資料：国勢調査

（8）流入・流出人口

通勤･通学の流出人口が 4,432 人､流入人口が 4,941 人で流入超過は 509 人となっています。

主な流出先は岡山市と倉敷市で、両市で流出人口の 89.6%を占めています。また、昼夜間人口比率は増加傾向にあり、令和 2（2020）年には 100%を超えています。

図表 9　主な流出先別通勤・通学者数の推移

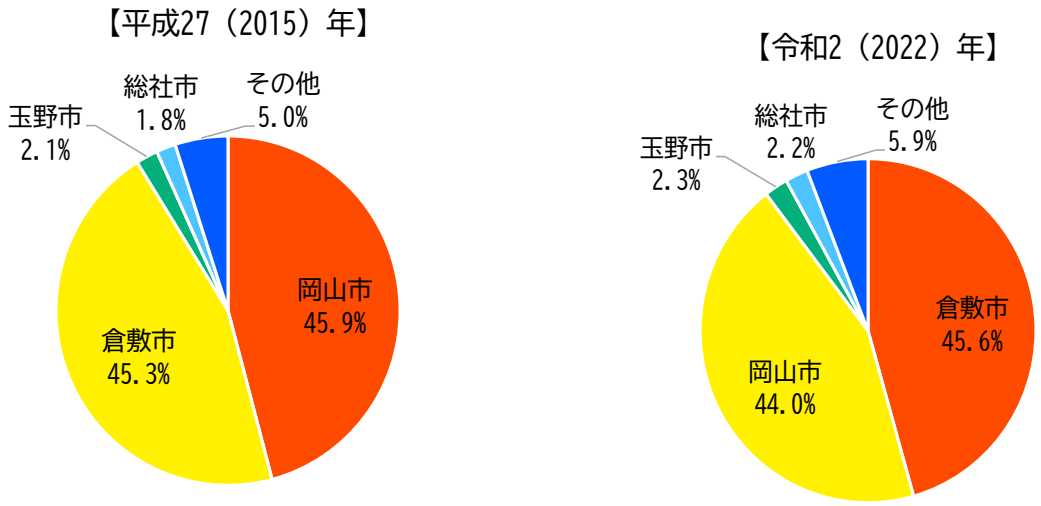

資料：国勢調査

注：不詳を含まない。

図表 10　主な流入元別通勤・通学者数の推移

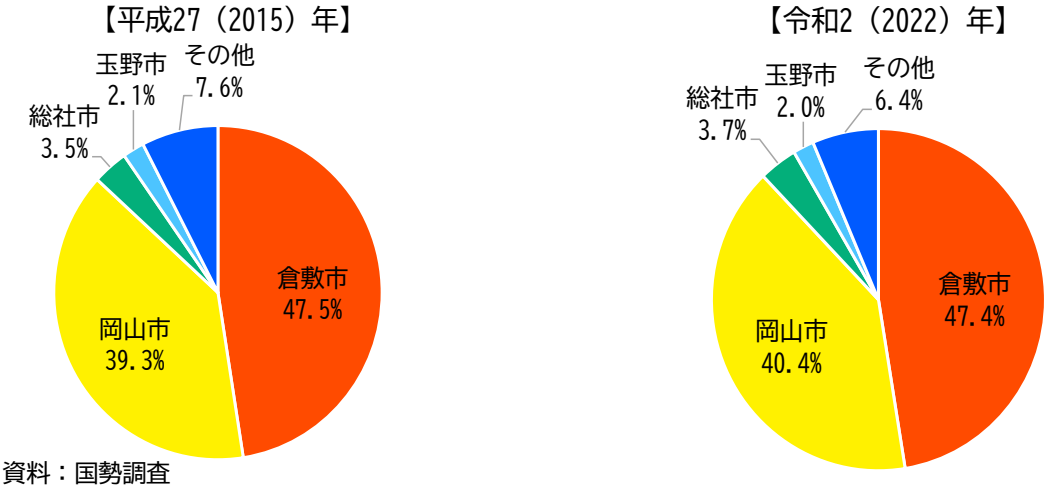

資料：国勢調査

注：不詳を含まない。

図表 11　通勤・通学の推移

	夜間人口 （常住人口） A	流出人口 B	流入人口 C	流入超過人口 （△流出超過） D＝C－B	昼間人口 E＝A＋D	昼夜間 人口比率 F＝E/A×100
平成12年（2000）	11,915	4,608	2,736	△ 1,872	10,043	84.3
平成17年（2005）	11,921	4,474	2,874	△ 1,600	10,321	86.6
平成22年（2010）	12,214	4,430	3,293	△ 1,137	11,077	90.7
平成27年（2015）	12,154	4,462	4,193	△ 269	11,885	97.8
令和2年（2020）	12,368	4,432	4,941	509	12,877	104.1

資料：国勢調査

注：不詳を含まない。

（9）住宅

居住専用住宅の着工棟数は令和元（2019）年以降減少傾向にあり、令和 5（2023）年には 70 棟を下回りました。床面積については、平成 27（2015）年から令和 2 年までは 10,000 ㎡前後で推移し、令和 3（2021）年には約 14,000 ㎡、令和 4（2022）年には約 15,000 ㎡まで増加しておりましたが、令和 5（2023）年以降は 7,000 ㎡～8,000 ㎡程度に低下しています。

図表 12　住宅新設着工の推移

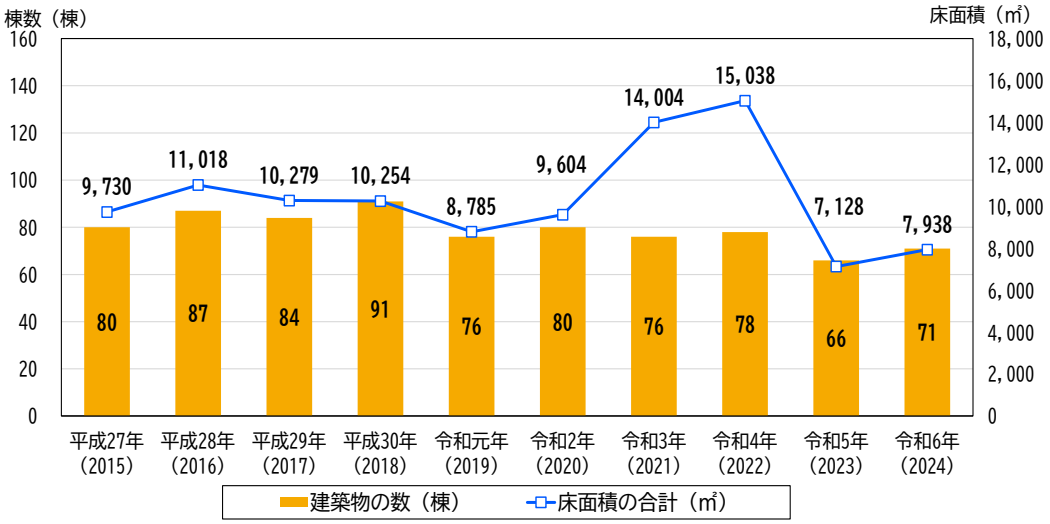

資料：建築着工統計調査

注：居住専用住宅を対象としている。

（10）借家世帯

平成 12(2000)年から令和 2（2020）年までの借家に居住する世帯数の内訳を見ると、長屋建て及び一戸建てに居住する世帯は、平成 17（2005）年以降、減少傾向にあります。共同住宅に居住する世帯は、平成 12（2000）年から平成 27（2015）年までは増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年は減少に転じています。

一方で、持ち家の世帯数は一貫して増加傾向にあります。

図表 13　住宅の建て方別借家に居住する世帯数の推移

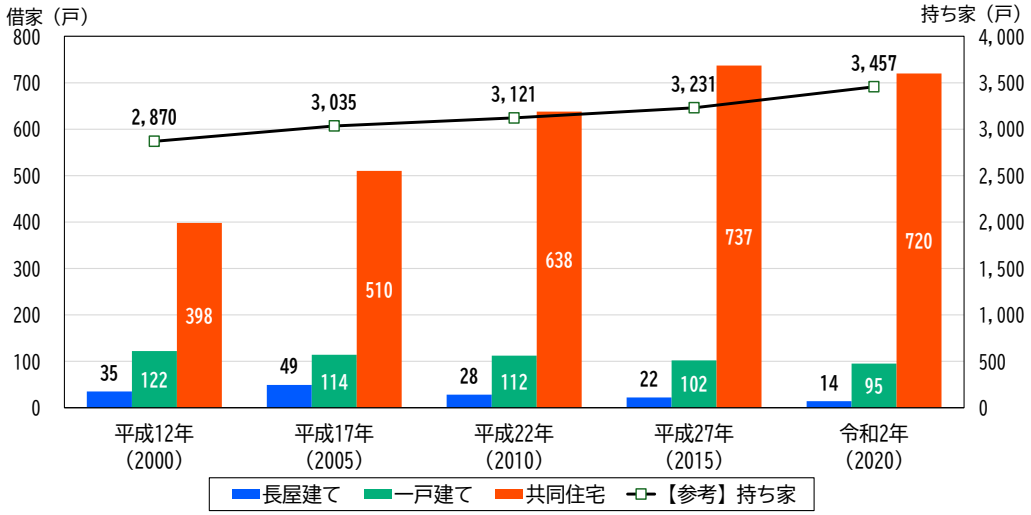

資料：国勢調査

（11）土地利用

市街化区域では、平成 9（1997）年に比べ平成 30（2018）年では自然的土地利用が 14ha 減少し、都市的土地利用へ転換していますが、市街化調整区域では、市街化区域よりも多い 40ha が自然的土地利用から都市的土地利用へ転換しています。

平成 30（2018）年から令和 5（2023）年を比べた場合も同様の傾向がみられ、市街化区域の自然的土地利用は 5ha 減少し、都市的土地利用へ転換しており、市街化調整区域では、市街化区域よりも多い 6ha が自然的土地利用から都市的土地利用へ転換しています。

図表 14　市街化区域の土地利用別面積の変化

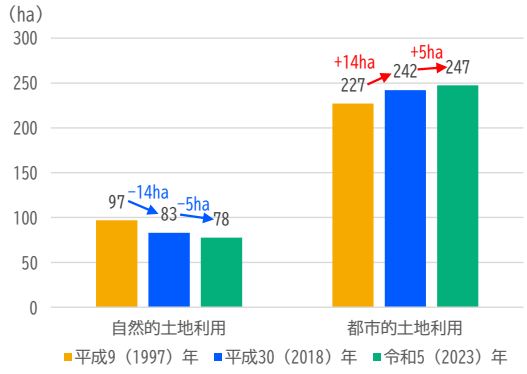

図表 15　市街化調整区域の土地利用別面積の変化

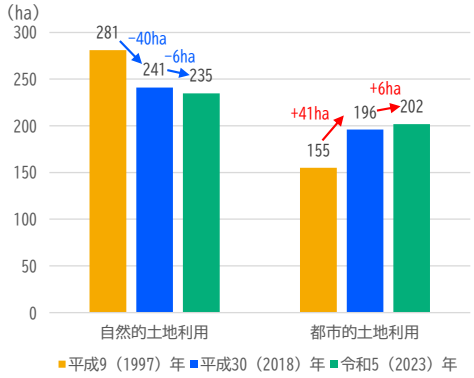

資料：都市計画基礎調査

図表 16　地目別の土地利用別面積

			面積（ha）	割合（%）
自然的土地利用	農地	田	134.7	17.7
		畑	32.9	4.3
		小計	167.6	22.0
	その他	山林	96.3	12.7
		水面	24.7	3.2
		その他自然地	23.7	3.1
	小計		312.3	41.0
都市的土地利用	宅地	住宅	128.5	16.9
		商業	31.3	4.1
		工業	46.7	6.1
		小計	206.5	27.1
	農林漁業		2.1	0.3
	公共・公益地		62.8	8.2
	道　路		101.1	13.3
	交通施設		24.9	3.3
	その他の公的施設		0.0	0.0
	その他の空地		51.9	6.8
	小計		449.3	59.0
合計			761.6	100.0

資料：都市計画基礎調査（令和 5（2023）年）

図表 17　現況土地利用状況

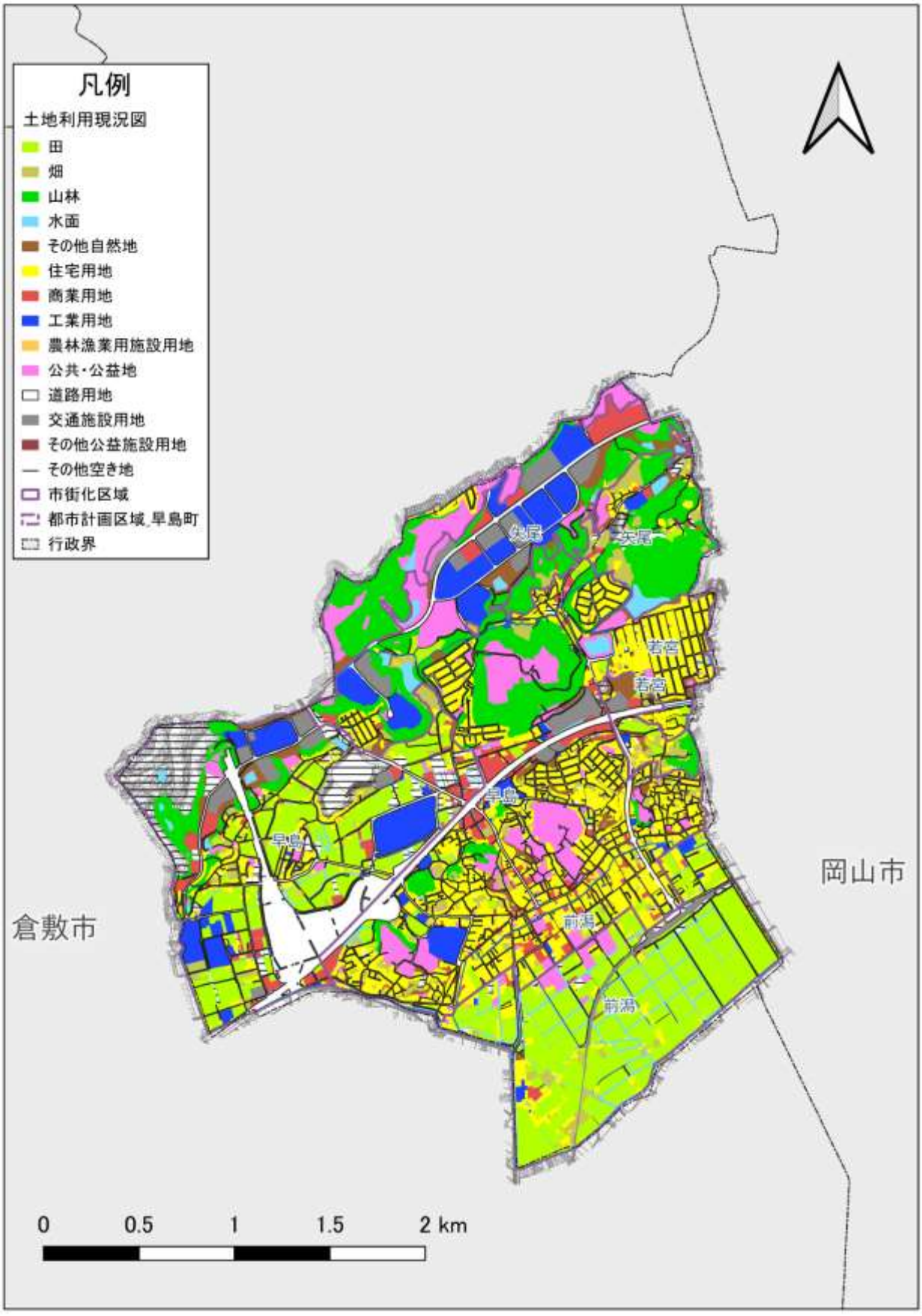

（12）公園

令和 7(2025)年 10 月 1 日時点における本町の町民 1 人当たりの都市公園面積は約 46 ㎡で、都市公園法が定める敷地面積の標準（10 ㎡）を上回っています。

図表 18　早島町内の公園の状況

区　分		名　称	面積（ｈａ）	主な施設
都市公園	街区公園	ぞうさん広場	0.13	遊具
		汐入公園	0.2	トイレ、あずまや
		王山せせらぎ公園	0.17	
		真磯台公園	0.2	トイレ、あずまや
		旧子ども広場（36ヵ所）	3.3	遊具など
	近隣公園	早島公園	3.1	トイレ、あずまや
		山川池親水公園	1.8	トイレ、あずまや、噴水
	地区公園	深砂運動公園	4.1	野球場、テニスコート、遊具、トイレ
	緩衝緑地	矢尾大内田緑地	46.0	
		内）扇谷公園	1.53	トイレ
		内）ふれあいの森公園	21.5	遊具、遊歩道、キャンプ場、トイレ
		内）みはらしの丘	0.9	
		内）野鳥の森公園	1.2	あずまや
	計		59.0	

資料：建設課

※町民 1 人当たりの都市公園面積の算出は、令和 7（2025）年 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口÷都市公園面積（㎡）にて算出。

（13）交通事故の発生件数

本町における交通事故の発生件数は、平成 29（2017）年から平成 30（2018）年にかけて大きく減少しています。令和 2（2020）年度には 33 件となっておりますが、令和 3（2021）年に再び 69 件に増加しています。以降、令和 7（2025）年まで、ゆるやかに減少を続けています。

図表 19　早島町内における交通事故の発生件数

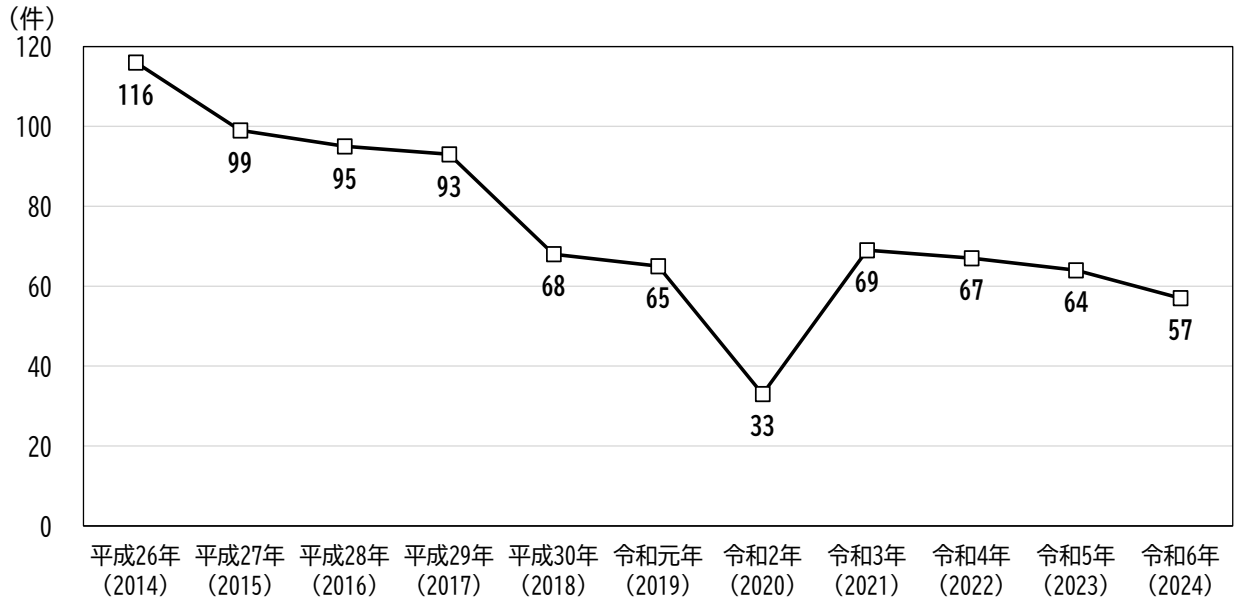

資料：交通年鑑（岡山県警察本部）

（14）従業人口

各産業とも若干の増減はあるものの、大幅な従業人口増減はありません。

図表 20　産業別従業人口の推移

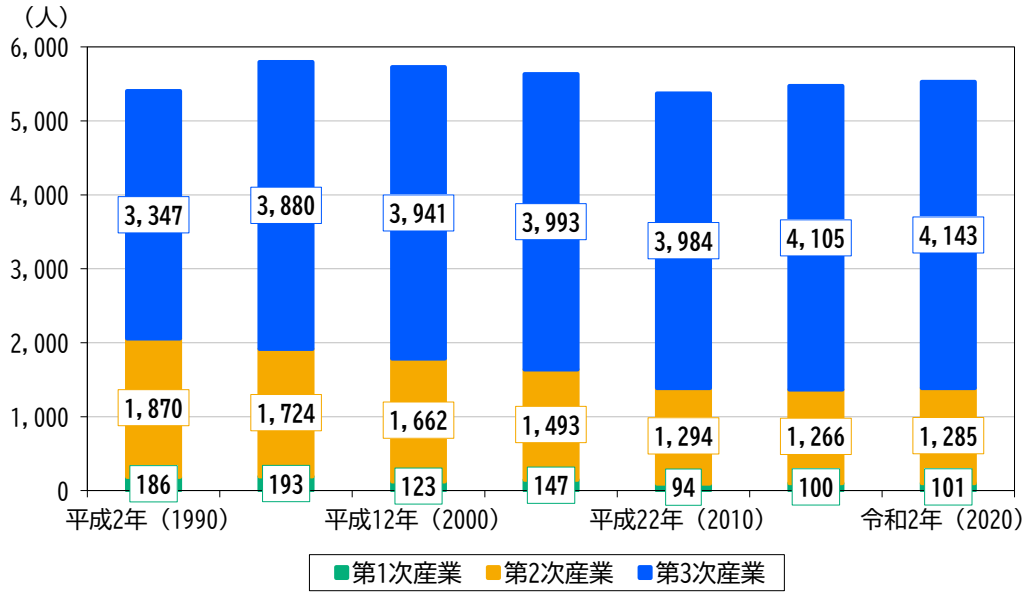

資料：国勢調査

（15）事業所数

第３次産業の事業所数は増加傾向にあり、平成 28（2016）年から令和 3（2021）年にかけて、運輸、郵便業の事業所は 21 件増加した半面、「卸売・小売業・飲食店」は 22 店舗減少しています。

図表 21　産業別事業所数の推移

区分		平成13年（2001）	平成18年（2006）	平成24年（2012）	平成28年（2016）	令和3年（2021）
第1次産業	農業、林業	－	－	1	1	－
	漁業	－	－	－	－	－
第2次産業	鉱業	－	－	－	－	－
	建設業	45	46	55	51	53
	製造業	45	39	43	39	39
第3次産業	電気・ガス・水道業	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	25	28	41	49	70
	卸売・小売業・飲食店	179	168	166	171	149
	金融・保険業	4	4	3	5	3
	不動産業	19	16	30	28	26
	サービス業	96	97	124	128	139
計		413	398	463	472	479

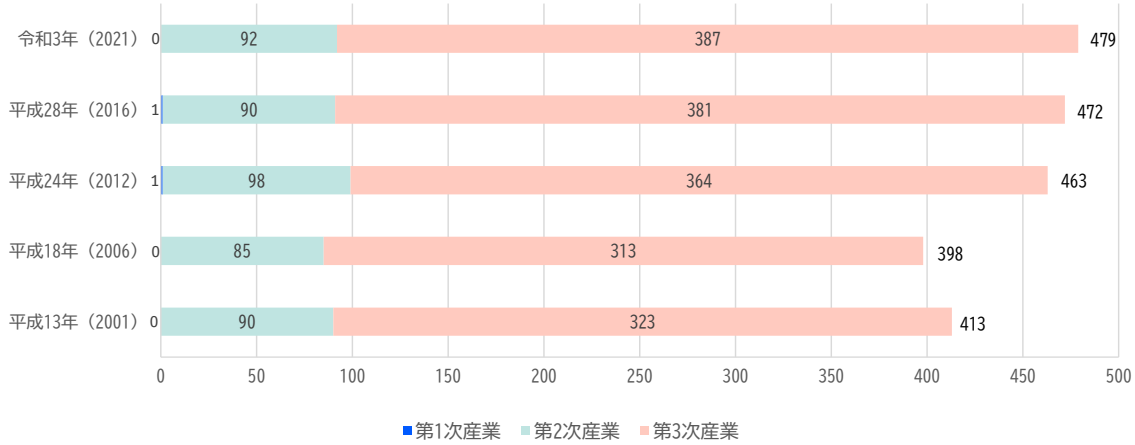

資料：事業所・企業統計調査（平成 18 年度以前）、経済センサス-活動調査（平成 24 年度以降）

（16）財政力指数

本町の財政力指数は、全国平均、岡山県平均及び類似団体平均と比較して、いずれの平均値も大きく上回る水準を維持しています。一方で、令和 2（2020）年度までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。

図表 22　財政力指数の推移

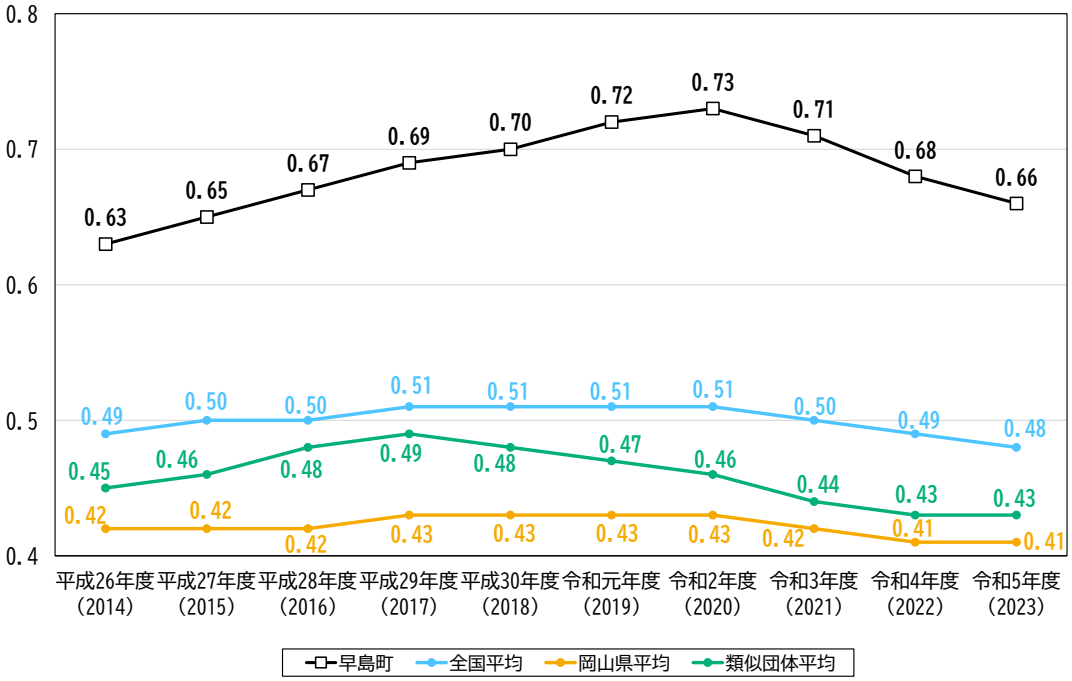

資料：早島町財政状況資料

（17）歳入・歳出・自主財源

歳入・歳出の推移をみると、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までは歳入歳出は 50 億円前後を推移しています。令和 3（2021）年度は歳入が 69.6 億円、歳出が 67.4 億円に増加し、以降、歳入、歳出共に 65 億円前後を推移しています。また、自主財源については、緩やかではあるものの、増加傾向にあります。

図表 23　歳入・歳出・自主財源の推移

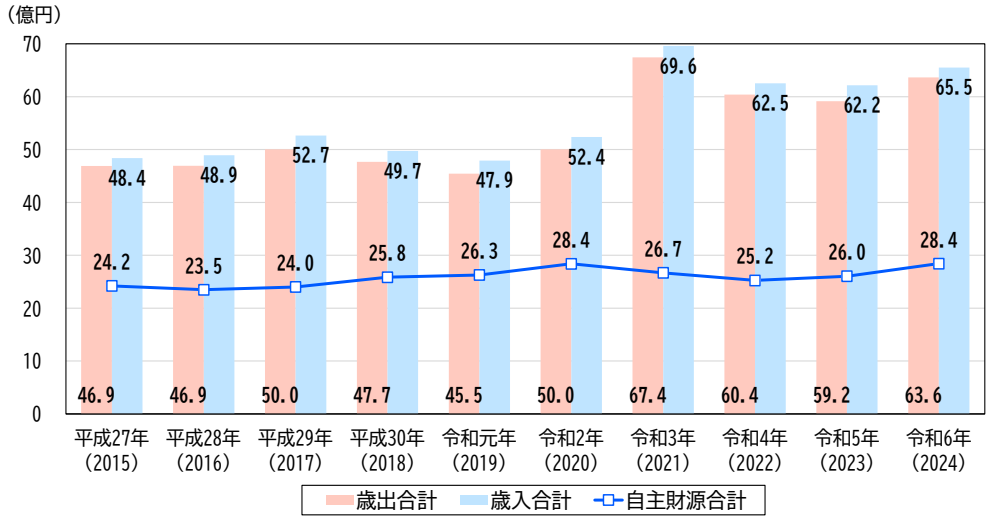

資料：早島町財政状況資料

1-2 前期計画の評価

前期基本計画では、基本 5 目標を 30 の基本施策に区分し、基本施策に対する数値目標（全 128）を設定しています。

前期基本計画における数値目標の進捗状況について、評価基準に従って評価した結果は、以下のとおりです。

図表 24　基本 5 目標

基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5
機能とうるおいがバランスした安全なまち	安心と活力が魅力ある暮らしを支えるまち	だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち	地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち	描いた未来へ手を取り着実に歩むまち

図表 25　評価基準

区　分	評価の考え方
◎	望ましい変化を達成し、著しく上昇した場合又は目標値を達成した場合
○	望ましい変化を達成した場合
△	望ましい変化を達成していないものの、基準値に対し、横ばい（変動率±0.5%）又は低下していても特別な理由がある場合
×	望ましい変化を達成しておらず、基準値に対し低下した場合

数値目標が、「望ましい変化を達成（◎と○の合計）」した割合が 50%を超えているのは、基本目標 3 だけであり、それ以外の目標は、割合が 50%以下となっています。

このため、基本目標 1 から 5 までの合計では、「望ましい変化を達成（◎と○の合計）」した割合が約 40%にとどまっています。

また、数値目標の中には「把握できない」ものが 8（約 6%）あり、計測が容易な指標への見直しが必要です。

図表 26　前期基本計画における数値目標の進捗結果

基本目標	◎	○	△	×	把握できず	合計
基本目標1	2	8	6	5	2	23
	(8.7%)	(34.8%)	(26.1%)	(21.7%)	(8.7%)	
基本目標2	2	7	8	7	5	29
	(6.9%)	(24.1%)	(27.6%)	(24.1%)	(17.2%)	
基本目標3	11	2	8	4	0	25
	(44.0%)	(8.0%)	(32.0%)	(16.0%)	(0.0%)	
基本目標4	7	2	8	9	1	27
	(25.9%)	(7.4%)	(29.6%)	(33.3%)	(3.7%)	
基本目標5	9	1	9	5	0	24
	(37.5%)	(4.2%)	(37.5%)	(20.8%)	(0.0%)	
合計	31	20	39	30	8	128
	(24.2%)	(15.6%)	(30.5%)	(23.4%)	(6.3%)	

注：上段：◎、○、△、×等の数、下段：◎、○、△、×等の割合
　　四捨五入の関係で、割合の合計が100%にならない場合がある

1-3 住民意向

（1）町民（18 歳以上）アンケート調査結果からみた意向

1）調査の概要

第５次早島町総合計画後期基本計画の策定にあたり、町民の皆様の町政や住み心地に対する満足度等を把握し、今後の施策の展開の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を行いました。

図表 27　調査の概要

調査対象	18 歳以上の町民 2,000 人
調査方法	郵送配布、郵送回収及び WEB による回収
調査時期	令和 7 年 11 月 11 日～12 月 5 日
回収結果	郵送：541 件、WEB：335 件 合計：876 件（回収率 43.8%）

2）調査結果

①定住の意向

「はい（今後も住み続けたい）」と回答した人が約 93%となっています。

なお、令和 2（2020）年調査に比べると、「はい（今後も住み続けたい）」と回答した人が 0.4 ポイント低くなっています。

図表 28　定住の意向

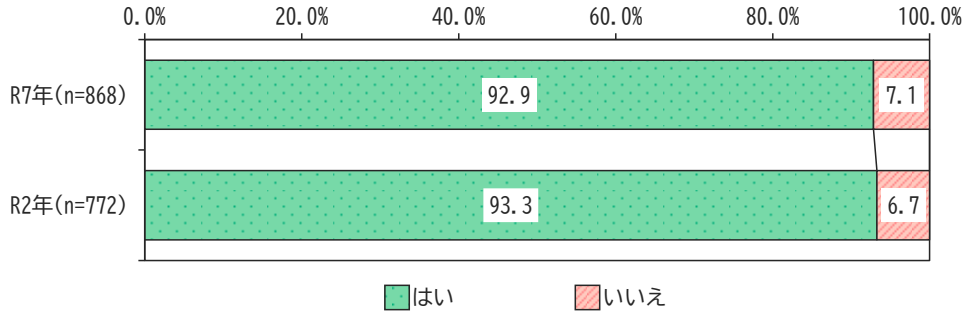

②定住したい理由

今後も住み続けたいと考えている理由については、「自家用車等を利用した交通の利便性が良いから」が 30.8%と最も高くなっています。

次いで、「自身又は配偶者の生まれ育ったまちだから」が 27.8%、「日常生活に必要な買い物環境が近隣に充実しているから」が 24.2%となっています。

図表 29　定住したい理由

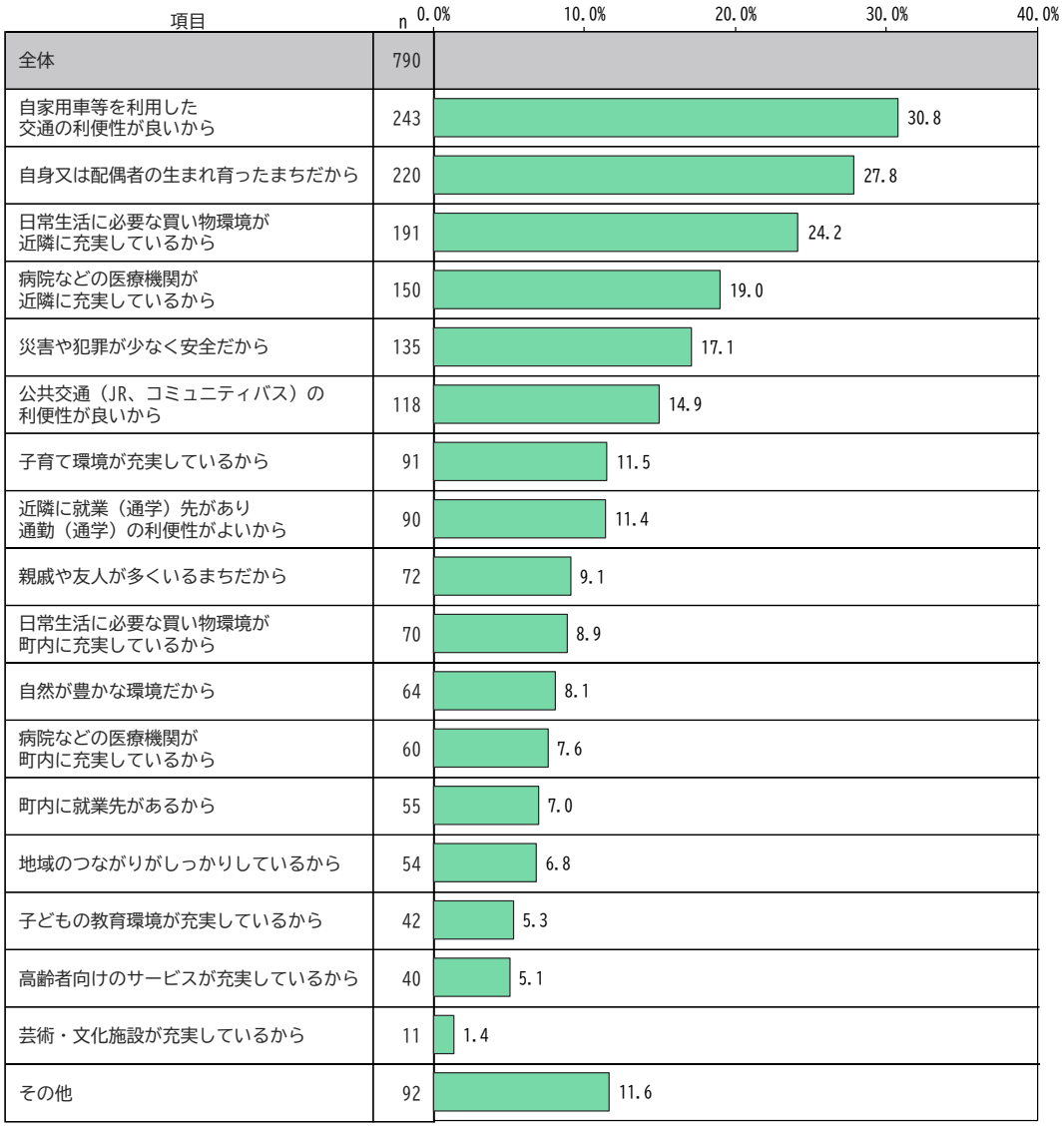

③定住したくない理由

今後、住み続けたくないと考えている理由については、「日常生活に必要な買い物環境が町内に充実していないから」が 42.6%と最も高くなっています。次いで、「公共交通（JR、コミュニティバス等）の利便性が良くないから」が 26.2%、「町外や県外へ転勤する可能性があるから」が 21.3%となっています。

図表 30　定住したくない理由

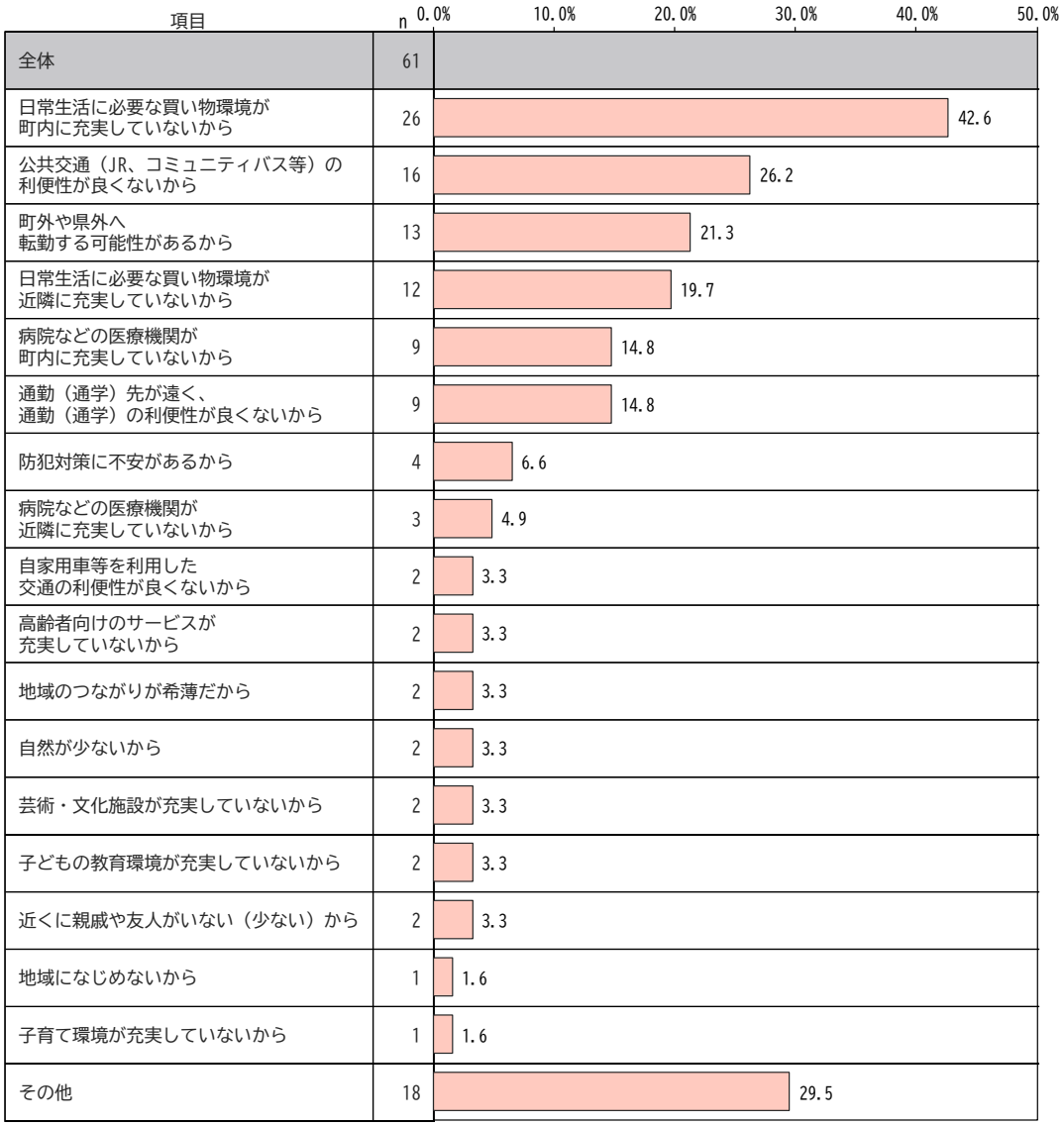

④生活環境における「満足度」と「重要度」

生活環境における「満足度」と「重要度」の関係をみると、重要度が高いのに対して満足度が低くなっているものとして、下記の項目があげられます。

図表 31　「重要度」が高く「満足度」が低い項目

区分（まちづくり憲章）	重要度は高いが、満足度は低い項目
町民総参加のまちづくり	「情報公開などの開かれた町政」
地域福祉のまちづくり	「休日・夜間などの救急診療」
水と緑の美しいまちづくり	「子どもの遊び場の整備」「公園や緑地の整備」 「公害（騒音・振動・悪臭など）への対策」
生涯学習のまちづくり	－
生活優先のまちづくり	「道路・交通の安全」「日常の交通の便」「日常の買い物の便」 「消費者生活の安全確保」「道路の整備状況」
その他	「効率的で健全な行財政運営」

また、「満足度」を令和 2(2020)年 3 月に実施した町民アンケート調査と比較すると、比較対象の 29 項目のうち、27 項目で「満足度」が減少しています。

図表 32　生活環境における「満足度」と「重要度」の関係

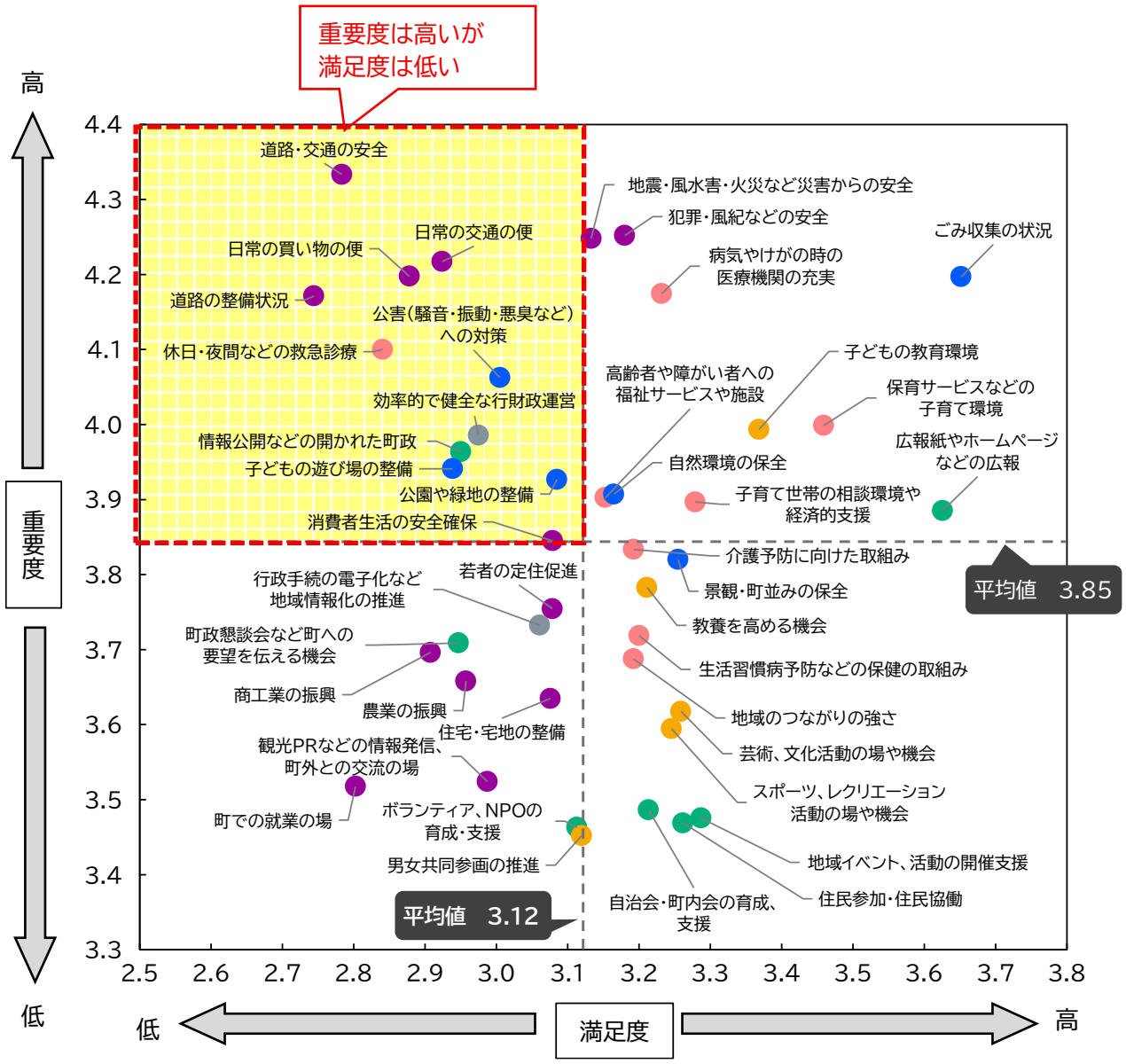

図表 33　生活環境における「満足度」と「重要度」の点数

項目		満足度		重要度	
		点数	順位	点数	順位
町民総参加	住民参加・住民協働	3.26	7	3.47	39
	自治会・町内会の育成、支援	3.21	12	3.49	37
	地域イベント、活動の開催支援	3.29	5	3.48	38
	ボランティア、ＮＰＯの育成・支援	3.11	22	3.46	40
	広報紙やホームページなどの広報	3.63	2	3.89	20
	町政懇談会など町への要望を伝える機会	2.95	33	3.71	28
	情報公開などの開かれた町政	2.95	32	3.96	14
地域福祉	保育サービスなどの子育て環境	3.46	3	4.00	11
	子育て世帯の相談環境や経済的支援	3.28	6	3.90	19
	病気やけがの時の医療機関の充実	3.23	11	4.17	7
	休日・夜間などの救急診療	2.84	38	4.10	9
	生活習慣病予防などの保健の取組み	3.20	14	3.72	27
	介護予防に向けた取組み	3.19	15	3.83	22
	地域のつながりの強さ	3.19	16	3.69	30
	高齢者や障がい者への福祉サービスや施設	3.15	19	3.90	18
水と緑	子どもの遊び場の整備	2.94	34	3.94	15
	景観・町並みの保全	3.25	9	3.82	23
	公園や緑地の整備	3.09	23	3.93	16
	自然環境の保全	3.16	18	3.91	17
	公害（騒音・振動・悪臭など）への対策	3.00	28	4.06	10
	ごみ収集の状況	3.65	1	4.20	6
生涯学習	子どもの教育環境	3.37	4	3.99	12
	教養を高める機会	3.21	13	3.78	24
	芸術、文化活動の場や機会	3.26	8	3.62	33
	スポーツ、レクリエーション活動の場や機会	3.25	10	3.59	34
	男女共同参画の推進	3.12	21	3.45	41
生活優先	地震・風水害・火災など災害からの安全	3.13	20	4.25	3
	犯罪・風紀などの安全	3.18	17	4.25	2
	道路・交通の安全	2.78	40	4.33	1
	日常の交通の便	2.92	35	4.22	4
	日常の買い物の便	2.88	37	4.20	5
	町での就業の場	2.80	39	3.52	36
	消費者生活の安全確保	3.08	24	3.85	21
	道路の整備状況	2.74	41	4.17	8
	住宅・宅地の整備	3.08	26	3.63	32
	若者の定住促進	3.08	25	3.75	25
	商工業の振興	2.91	36	3.70	29
	農業の振興	2.96	31	3.66	31
	観光PRなどの情報発信、町外との交流の場	2.99	29	3.52	35
その他	効率的で健全な行財政運営	2.97	30	3.99	13
	行政手続の電子化など地域情報化の推進	3.06	27	3.73	26

図表 34　町民アンケート調査における満足度の推移

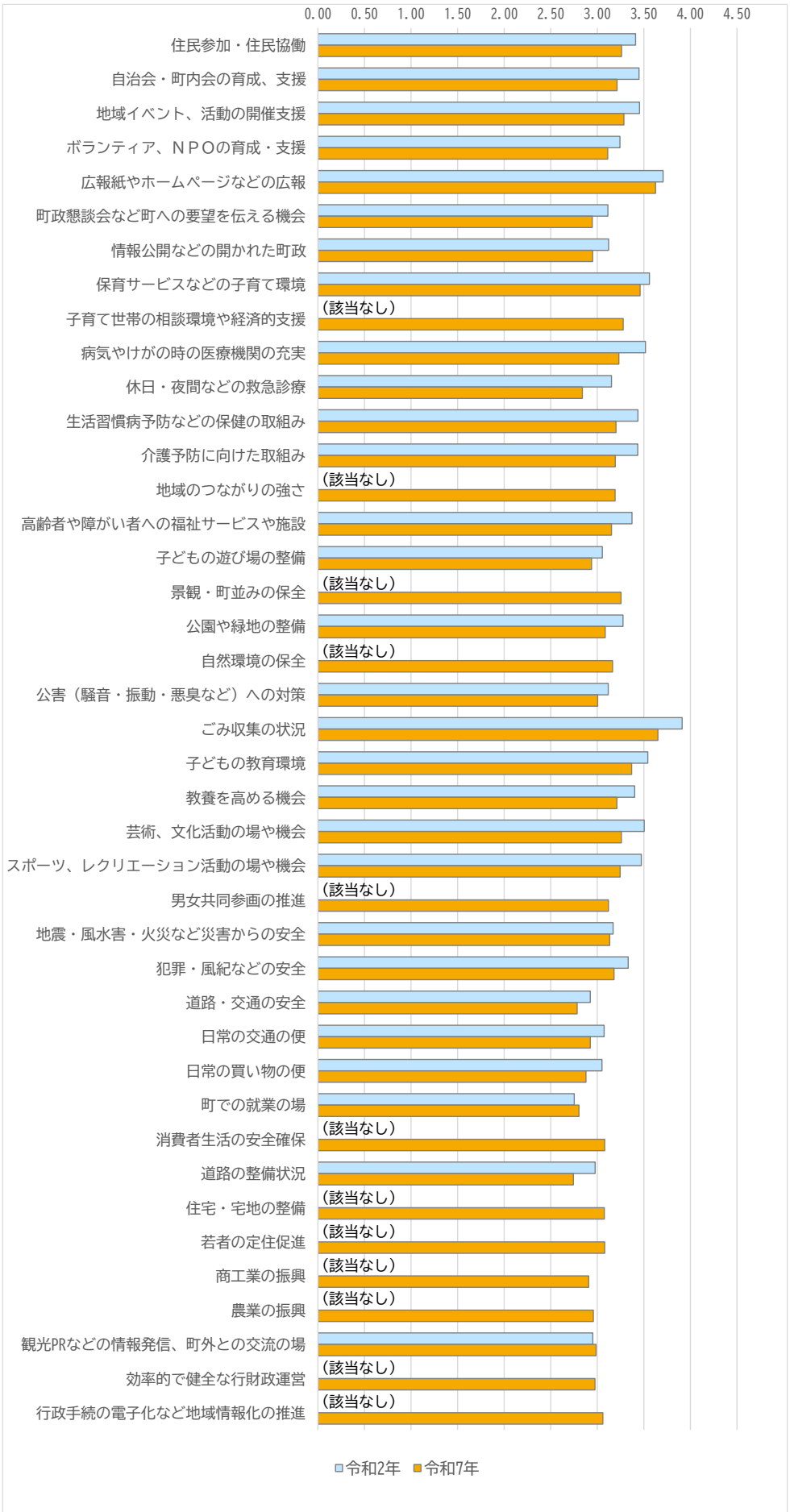

資料：早島町調べ

（2）町民（15 歳～18 歳まで）アンケート調査結果からみた意向

1）調査の概要

第５次早島町総合計画後期基本計画の策定にあたり、町民の皆様の町政や住み心地に対する満足度等を把握し、今後の施策の展開の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を行いました。

図表 35　町民（15 歳～18 歳まで）アンケート調査の概要

調査対象	15 歳～18 歳までの町民 543 人
調査方法	郵送配布、郵送回収及び WEB による回収
調査時期	令和 7 年 11 月 11 日～12 月 5 日
回収結果	郵送：49 件、WEB：131 件 合計：180 件（回収率 33.1%）

注：年齢は、令和 7 年 10 月 1 日時点

2）調査結果

①早島町に対する好意

「(早島町が）好き」と回答した人が 50.8%と最も高くなっています。

次いで、「(早島町が）まあまあ好き」が 44.1%、「(早島町が）あまり好きではない」が 4.5%、「(早島町が）まったく好きではない」が 0.6%となっています。

図表 36　早島町に対する好意

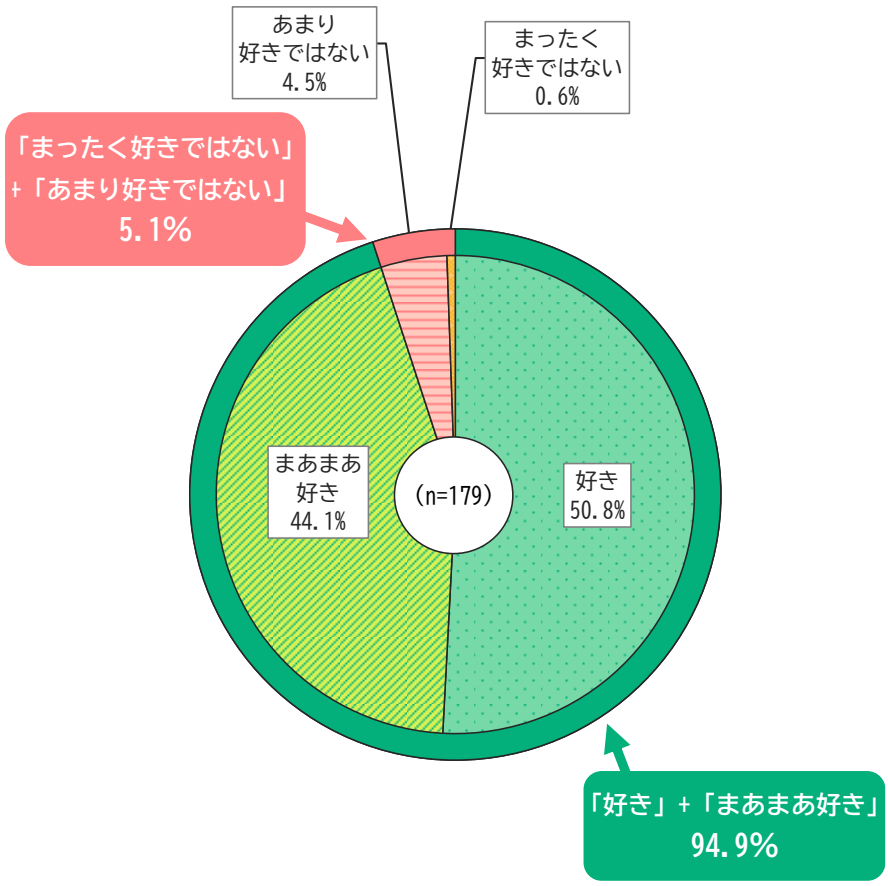

②好きな理由

「好き」又は「まあまあ好き」と回答した人の理由は、「治安が良いから」が 52.4%と最も高くなっています。

次いで、「交通の便が良いから」が 45.2%、「教育環境が良いから」が 23.2%となっています。

図表 37　好きな理由

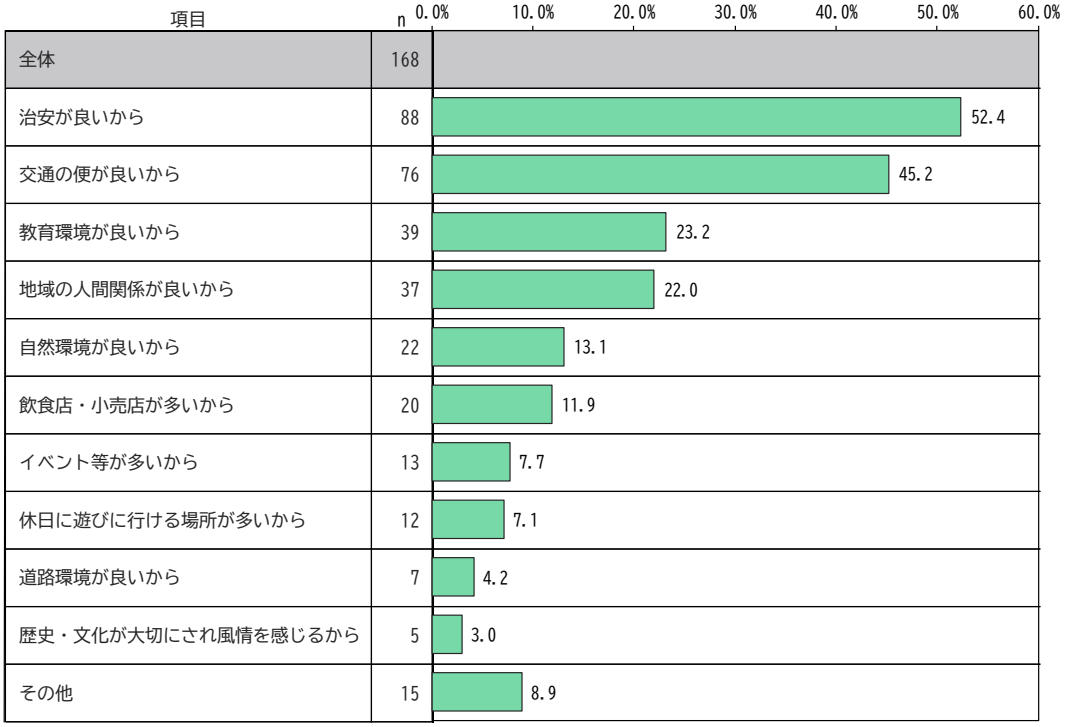

③好きではない理由

「あまり好きではない」又は「まったく好きではない」と回答した人の理由は、「町内に遊ぶ場所が少ないから」が 66.7%と最も高くなっています。

次いで、「交通の便が良くないから」が 55.6%、「飲食店・小売店が少ないから」が 44.4%となっています。

図表 38　好きではない理由

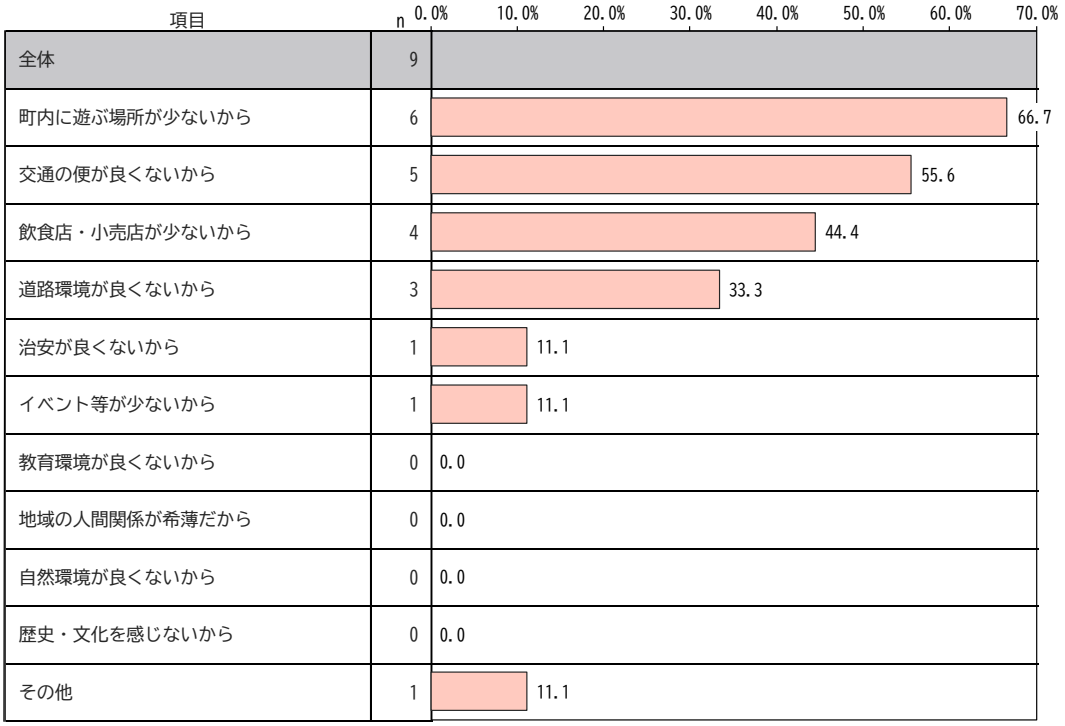

④定住の意向

定住の意向については、「まだわからない」が 35.8%と最も高くなっています。

次いで、「これからも早島町に住み続けたい」が 31.8%、「町外に住みたい」が 17.3%、「一度は町外へ出るが、いずれは早島町に住みたい」が 15.1%となっています。

図表 39　定住の意向

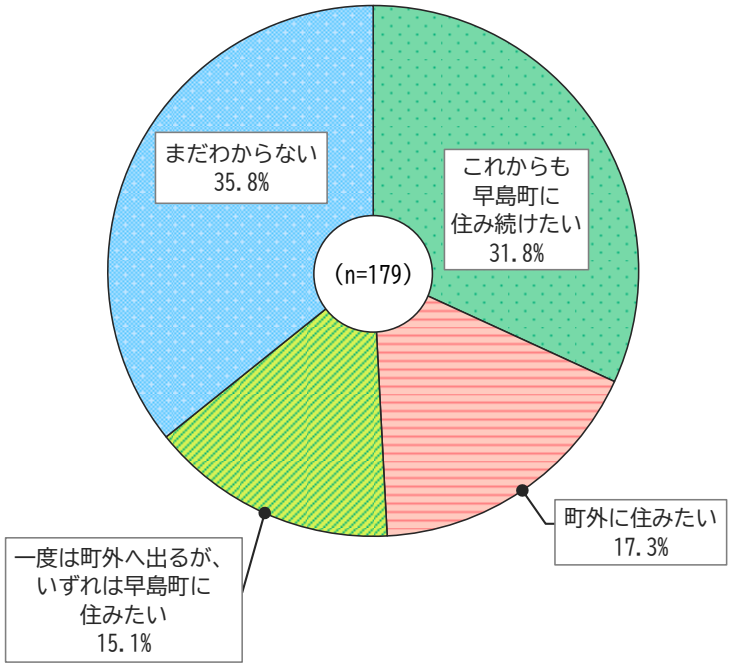

⑤これからも早島町に住み続けたい又はいずれ早島町に住みたい理由

「これからも早島町に住み続けたい」又は「一度は町外へ出るが、いずれは早島町に住みたい」と回答した人の理由は、「家族がいるから」が 54.2%と最も高くなっています。

次いで、「地元に愛着があるから」が 47.0%、「友人がいるから」が 36.1%となっています。

図表 40　これからも早島町に住み続けたい又はいずれ早島町に住みたい理由

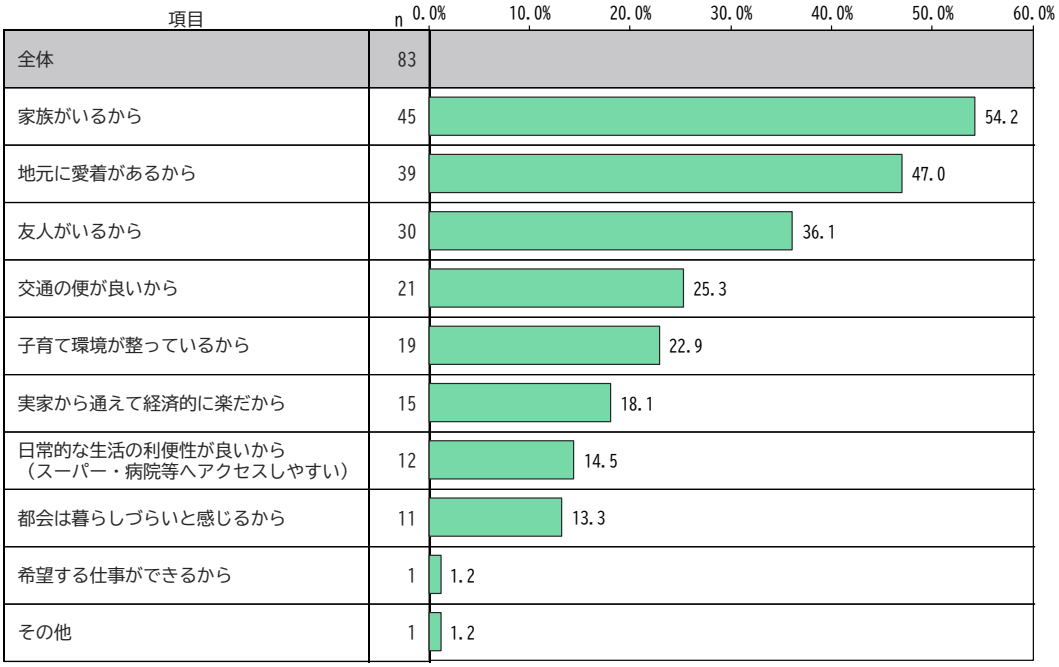

⑥町外に住みたい理由

町外に住みたい理由としては、「都会に出てみたいから」が 54.8%と最も高くなっています。

次いで、「希望する仕事が見つからないから」が 45.2%、「ショッピング・レジャー・娯楽・イベント等の機会が少ないから」が 41.9%となっています。

図表 41　町外に住みたい理由

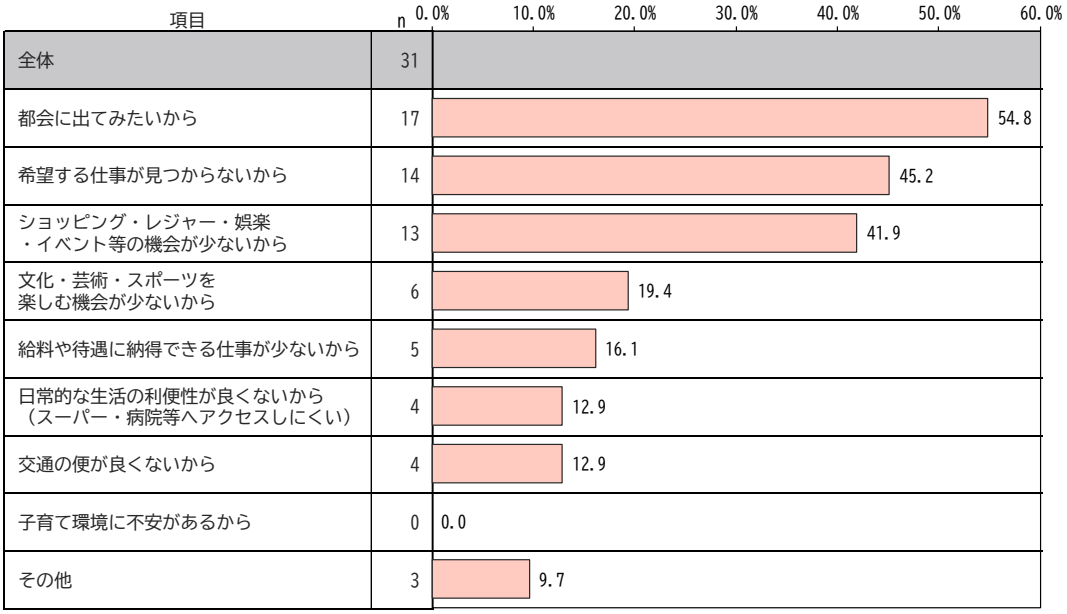

⑦早島町に戻ってきたい時期

「一度は町外へ出るが、いずれは早島町に住みたい」と回答した人で、早島町に戻ってきたい時期については、「子育てするとき」が 48.1%と最も高くなっています。

次いで、「就職するとき」「結婚するとき」「退職したあと」が 25.9%、「転職するとき」が 11.1%となっています。

図表 42　早島町に戻ってきたい時期

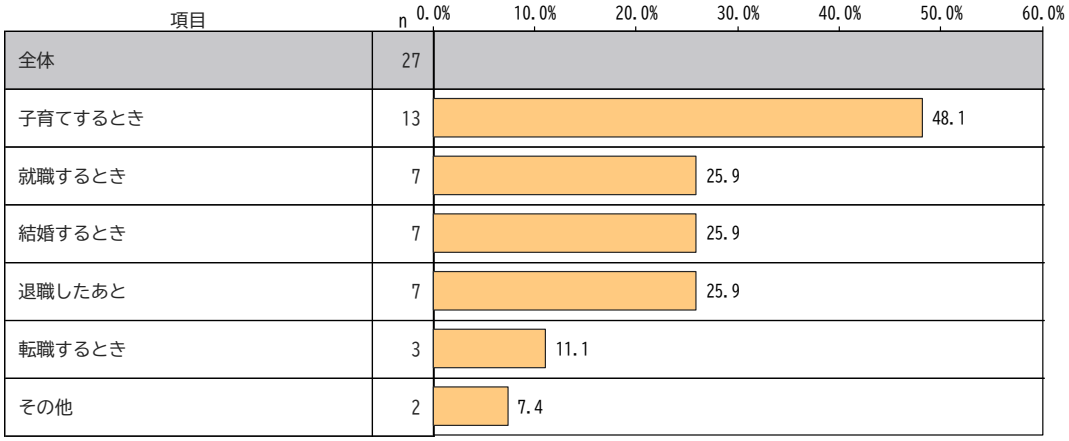

(3) 町民ワークショップにおける意見

1) ワークショップの概要

第５次早島町総合計画後期基本計画の策定にあたり、「学校教育・子育て環境の充実」「子育て環境の充実」「高齢者の社会参加促進」「観光振興の促進」を題材とし、現状に対する町民の皆様のご意見や今後の対応に向けた考え等を把握するためにワークショップを開催しました。

図表 43　町民ワークショップの概要

題　材	学校教育・子育て環境の充実	子育て環境の充実	高齢者の社会参加促進	観光振興の促進
開催日時	令和 8（2026）年 3 月 13 日（金） 18:00～21:00	令和 8（2026）年 3 月 14 日（土） 10:00～12:00	令和 8（2026）年 3 月 18 日（水） 10:00～12:00	令和 8（2026）年 3 月 18 日（金） 18:00～20:00
参加者	10 人	8 人	7 人	8 人
	小学校・中学校ＰＴＡ	保育園、幼稚園の保護者・ＰＴＡ会長等	老人クラブ、シルバー人材センターの会員	観光ボランティアガイド、観光センター、観光協会、つくぼ商工会の会員等
テーマ	・現状の良い点、問題点の整理 ・現状の良い点をより良くする、続けていくためのアイデアの提案 ・現状の問題点を解決するためのアイデアの提案 ・自分達でできること、地域（自治会）でできること、民間企業に支援して欲しいことの整理			





2）町民ワークショップで出された意見

①学校教育・子育て環境に関する問題点

【学校教育環境】

〇タブレットを使用した学習環境については、タブレット授業における書く習慣の減少、タブレットの自宅持ち帰りの苦労（重い）、自宅での活用方法（遊びに利用する）などの意見がありました。

〇部活動における地域移行については、情報量の少なさ、文化部の活動数の少なさに関する意見のほか、夜間の帰宅を心配する意見がありました。

【子育て環境】

〇小中学校が 1 校のため、高校生になった際の新たな交遊関係構築の難しさに対する意見がありました。

〇通学環境については、通学路における交通量の多さ、道路幅員の狭さ(歩道の未設置)、開渠の用水路による危険性などの意見が多くありました。

〇外遊び、ボール遊びのできる場所が減少、遊具が少ないなどの意見が多くありました。

②子育て環境に関する問題点

〇通学環境については、通学路における交通量の多さ、道路幅員の狭さ(歩道の未設置)、開渠の用水路による危険性、個人による登下校の不安などの意見がありました。

〇学童に対する受入れ人数、対象学年に対する意見や子どもの遊び場として公園の整備（規模の大きな公園、安全に遊べる場所など）に関する意見がありました。

〇親世代に関する意見としては、産褥（産後）期における支援、スーパー等の買い物環境、小児科等の医療環境、ゴミステーションの立地場所などに関する意見がありました。

③高齢者の社会参加に関する問題点

〇地域の世話人の不足、老人クラブへの入会者の減少など、人材・人員不足の解消が必要といった意見がありました。

〇行事・活動への関心の低下、老人会・自治会等の魅力の低下など、既存組織の活動内容や高齢者自身の活動意欲に関する意見がありました。

④観光振興に関する問題点

〇町内における飲食店（駐車場含む）不足、体験型コンテンツや認知度の不足などの意見がありました。

〇歴史的建物の保存・活用については、古民家が解体されていることや清澄家、納所家、禁酒門等が活用できていないなどの意見がありました。

(4) 小・中学生ワークショップにおける意見

1) ワークショップの概要

本町の未来を担う若者として、小・中学生を対象に「今後も住み続けたいまち」を題材としたワークショップを開催しました。

図表 44　小・中学生ワークショップの概要

題　材	住み続けたいまち
開催日時	令和 7（2025）年 12 月 21 日（日）　9:45～11:45
参加者	20 人
	小学校 6 年生、中学校 1・2 年生
テーマ	・早島町の好きなところ、誇れるところの整理 ・早島町の残念なところ、良くしたいところの整理 ・「住み続けたいまち」の姿について提案 ・10 年後に「住み続けたいまち」を実現するために望むことの提案



2) 小・中学生ワークショップで出された意見

①早島町の残念なところ、良くしたいところ

〇町の特産品が少ないといった意見がありました。

〇道路が狭く、用水路が危険といった安全面に関する意見がありました。

〇公園（遊具）や遊ぶ場所が少ないといった意見がありました。

〇食べ物・外食の店、スーパー、服を買う店が少ないなど、衣・食（生活環境）に関する意見がありました。

②10 年後に「住み続けたいまち」を実現するために望むこと

〇安心・安全面の向上として、狭い道路の改修や街灯、ガードレールの設置など、道路環境整備に関する意見がありました。

また、用水路の安全対策として、柵や蓋の設置を望む意見がありました。

〇公園、グランドなど、遊び場に対しては、量（場所を増やす）、質（年齢層に応じた機能、ボール遊びが可能、雨天時でも遊べる）の向上を望む意見がありました。

さらには、娯楽施設、飲食店の立地のほか、子ども用クリニック、警察署の整備など、具体的な施設整備を望む意見もありました。

〇景観、環境面の向上としては、道路、公園等に対するごみ拾いや掃除ボランティア活動など

の意見のほか、「拾ったゴミの量や重さに応じて岡山県内の市町村などで使える電子マネーに交換できるようにする」といった具体的な対策に関する意見もありました。

○「早島で有名なイグサをもっと広める（商品をもっと開発してみる）」といった町の特産品に関する意見のほか、「学校全体で、町民にあいさつをする」、「早島の歴史をみんなが知り、次の世代に受け継ぐ（語り継いでいく）」といった意見もありました。

1-4 社会的潮流

(1) 安全・安心に対する意識の高まり

令和６年１月に発生したマグニチュード 7.6 の能登半島地震では、津波、火災、土砂災害などにより石川県、富山県、新潟県等に甚大な被害をもたらしました。

また、令和７年７月にカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード 8.8 の地震発生に伴い、我が国では津波警報が発令されたほか、一部の地域において津波の到達がみられ、津波に対する危険性を改めて認識することとなりました。

南海トラフ地震の発生や気候変動に伴う台風、集中豪雨などによる浸水・土砂災害等の被害が懸念される中、ハード・ソフト対策に伴う防災・減災を意識したまちづくりが求められています。

また、地域における防災力の向上や安全に避難するための情報発信、避難体制の強化など、行政と地域が連携しながら、安全で安心なまちづくりを進めることが求められています。

(2) 多様性（ダイバーシティ）社会の実現

我が国では円安による旅行費用の低下や諸外国における日本文化の浸透に伴い、日本に訪れる外国人観光客が増加しています。

また、少子高齢化に伴う労働者の人手不足等に伴い、日本で生活する外国人労働者・住民も増加しています。

このように、グローバル化の進展や少子高齢化の進行を背景に、多様な人々が生活し、交流する社会においては、性別、年齢、文化、障がいの有無などによるさまざまな違いや異なる価値観を尊重することが求められています。

早島町では、一人ひとりがお互いの多様性を認め合い尊重し合う差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しているほか、LGBTQ を理解し、自由を応援できる人を増やすための取組を行っています。

互いの違いを正しく知り、偏見を持たないことのほか、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭を図り、多様性を尊重し、人々を平等に受け入れる公平な社会を実現することが求められています。

(3) 環境問題への対応

地球温暖化に伴う気候変動に対応するために、我が国においては「令和 32 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」としたカーボンニュートラルの実現に向けて取組んでいます。

一方、本町を含めた 13 市町で構成する岡山連携中枢都市圏は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すために、令和 32 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組を共同で行うことを令和３年２月に宣言しました。

今後、脱炭素社会の実現に向けて、住民、企業、行政等が一体となって取組むことが求められています。

また、従来の大量生産・大量消費型の線形経済（リニアエコノミー）は、大量廃棄型の社会を形成するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、さまざまな環境問題にも密接に関係しています。

今後は資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ

て付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

(4) デジタル技術の進展

我が国では、サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）の実現を目指しています。

デジタル技術やさまざまな情報を活用することによる IoT（モノのインターネット）を活用して人とモノがつながり新たな価値が生まれる社会、ロボットや自動運転等の支援による人の可能性が広がる社会、AI（人工知能）を活用して多くの情報を分析することによる労働力不足を支援する社会等といった、すべての人々が多様な働き方を実現し、生活の質を高めるとともに、豊かな人生を享受できる社会の実現が求められています

(5) ウェルビーイングの実現

人生 100 年時代といわれるなか、モノの豊かさだけではなく、心の豊かさを感じることができる社会が望まれており、身体的、精神的に健康な状態であるともに、社会的、経済的にも良好である多様な幸せ（ウェルビーイング）の実現が求められています。

そのためには、多様な働き方が可能となる労働・雇用環境の実現や、生涯にわたり社会参加が可能となる環境の実現等により、社会とのつながりを感じられる生活、家族と一緒に過ごす生活、趣味・余暇を楽しむ生活など、一人ひとりの多様な幸せを下支えする社会の構築が求められています。

(6) こどもや子育て世代への支援

我が国では、少子化の進行、加速する人口減少に対して、こどもに関するさまざまな施策の充実に取組んできたものの、歯止めがかかっていない状況です。

また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻となっています。

このような中、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行されました。

社会経済の持続可能性を高めるために、未来を担う人材を社会全体で育む考え方のもと、地域社会、企業などさまざまな場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の人を応援し、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援体制の充実が求められています。

1-5 計画期間

（1）総合計画

《基本構想》

令和 4(2022)年 1 月から令和 13(2031)年度までを基本構想の期間とします。

《後期基本計画》

令和 9(2027)年度から令和 13(2031)年度までを後期基本計画の期間とします。

後期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指し、前期基本計画期間における取組の成果や課題、社会情勢の変化を整理・把握した上で、今後の具体的な施策の方向性を示す基本的な指針として策定するものです。

《実施計画》

基本計画と総合戦略に基づき、財政収支の展望と事務事業の進行状況、施策目標の達成状況を踏まえた「一般会計財政見通し」と連動して、毎年度 3 年間の計画を作成します。

（2）総合戦略

第５次早島町総合計画の理念のもと、人口の維持を目標に、総合戦略を定住促進マスタープランとして位置づけます。産官学金労言の連携により「まち・ひと・しごと」の好循環を創出し、令和 13 年度まで第５次早島町総合計画と一体的に推進・進行管理を行います。

図表 45　計画期間

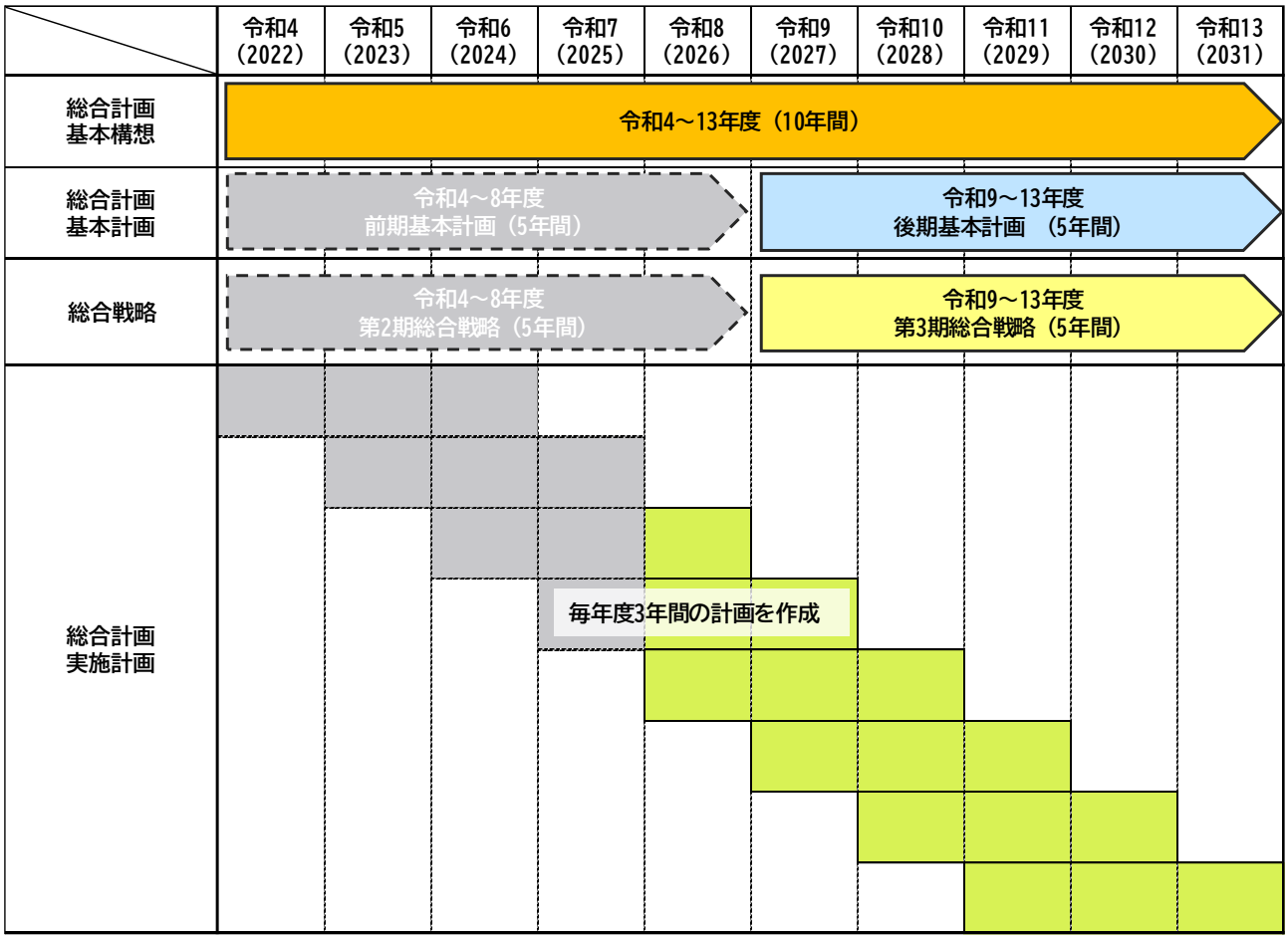

1-6 目指すまちの姿

（1）まちづくりの基本理念

本町は、温暖な気候と自然災害の少ない瀬戸内エリアにあって、広域的には関西、広島、四国及び山陰方面への交通の要衝であると同時に、岡山市と倉敷市に挟まれた生活の利便性とゆとりある居住環境、質の高い住民サービスによって長らく町勢を保ってきました。近年、我が国は急速な高齢化と少子化が進んでいますが、本町の人口は社会動態において増加傾向が続いており、生活環境にもおおむね高い評価を得られています。

岡山市・倉敷市に囲まれた本町が将来にわたり自主自立のまちとして持続的に発展していくためには、暮らしのなかで実感できる幸せがなによりも優先されます。良好な住環境や都市機能がもたらす安全かつ豊かな暮らしをまちの基盤として維持し続けるとともに、人のつながりに根ざした安心と豊かさの実感を次世代に引き継いでいくことが大切であると考えます。

このような考えから、第５次早島町総合計画におけるまちづくりの基本理念を以下のとおり定めます。

まちづくりの基本理念

安全・安心に暮らせ
豊かさと幸せが実感できるまち

安全、快適で活力のある生活空間

宅地供給に必要な基盤整備や道路・交通安全施設などの整備に注力するとともに、人と情報が交流して活力を生み出す場となるよう、早島駅の拠点化を実現します。

早島町に住みたいと考える人たちの希望を叶え、その期待に応えるため、ゆとりある住まいと暮らしやすい生活環境を両立させ、メリハリのあるまちづくりを推進します。

未来に希望のある質の高い暮らし

子育て・教育など次世代を育む施策へ積極的に取組むとともに、まちづくりや人材育成に地域の高齢者などが安心して取組めるよう、住民サービスの安定的な提供や時代に即した仕組みの見直しに取組みます。

生活の質を向上させ、定住人口を確保し、地域活力を維持することにより、持続可能なまちづくりを推進します。

（2）将来人口

本町の将来人口推計（町独自推計）として、令和 52（2070）年に人口を維持することを目指します。

合計特殊出生率の維持及び移動の増加を図り、転入超過を見込んだ場合、令和 52（2070）年の人口は、12,694 人となります。

よって、令和 52（2070）年の目標人口を約 12,700 人とします。

なお、早島町第５次総合計画後期基本計画の目標年度である令和 13（2031）年の目標人口においても、約 13,100 人を目指します。

図表 46　本町の将来人口推計（各年 10 月 1 日）

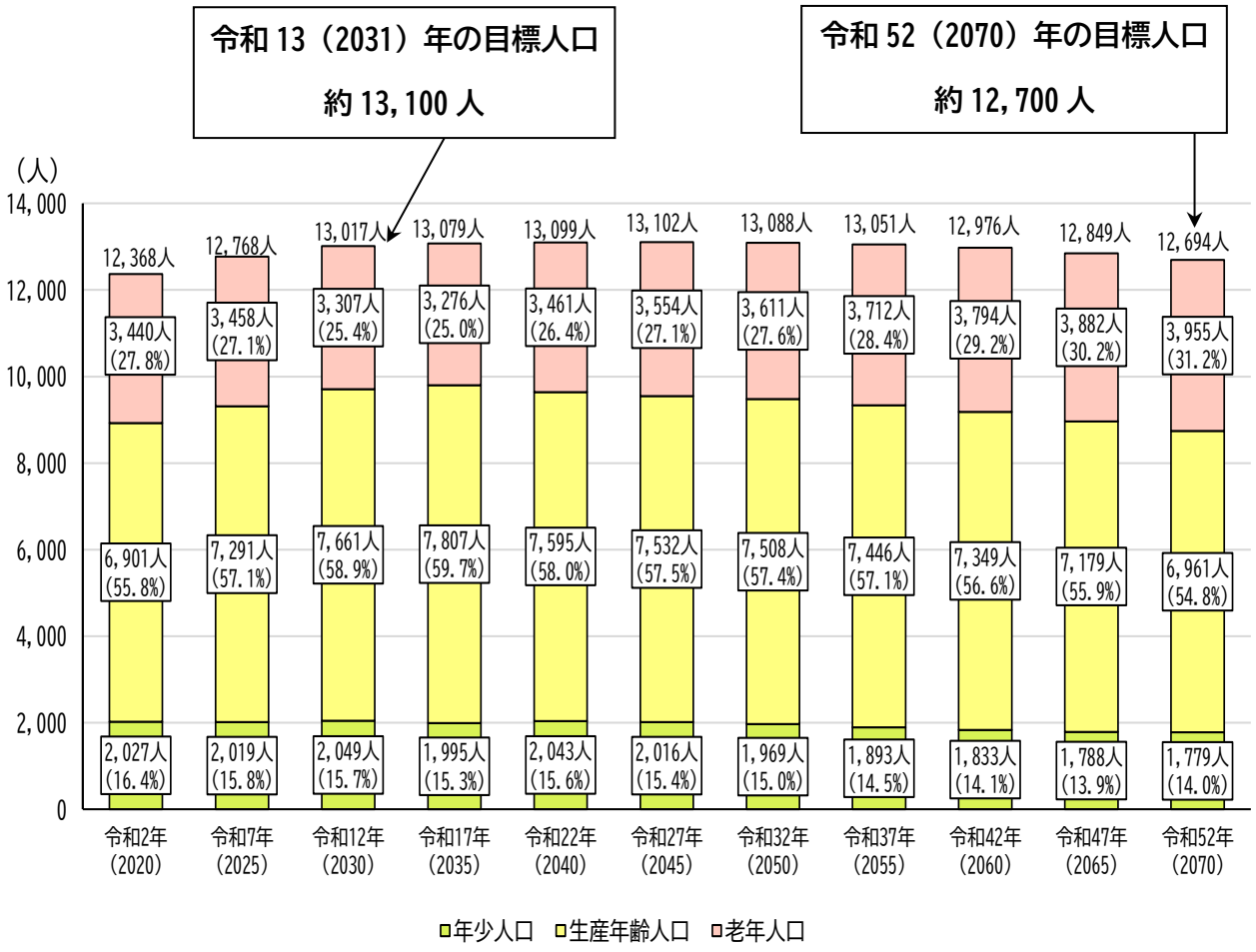

資料：令和 2（2020）年は国勢調査。令和 7（2025）年は住民基本台帳人口。以降は町独自推計。

（3）都市構造・都市機能の展望

人口減少、高齢化の進行等が予測される中、長期的な展望の下、町民の生活や交流を支える拠点、暮らしやさまざまな活動の場となるゾーン、人々の交流や流通を支える軸を設定し、都市機能の集約や居住地の適正な誘導を図ることで、コンパクトで持続可能な集約型都市構造の構築を目指します。あわせて生活ゾーン（北部住宅団地ゾーン）及び周辺でのスーパーマーケットなどの生活利便施設の立地の促進を目指します。

図表 47　将来都市構造

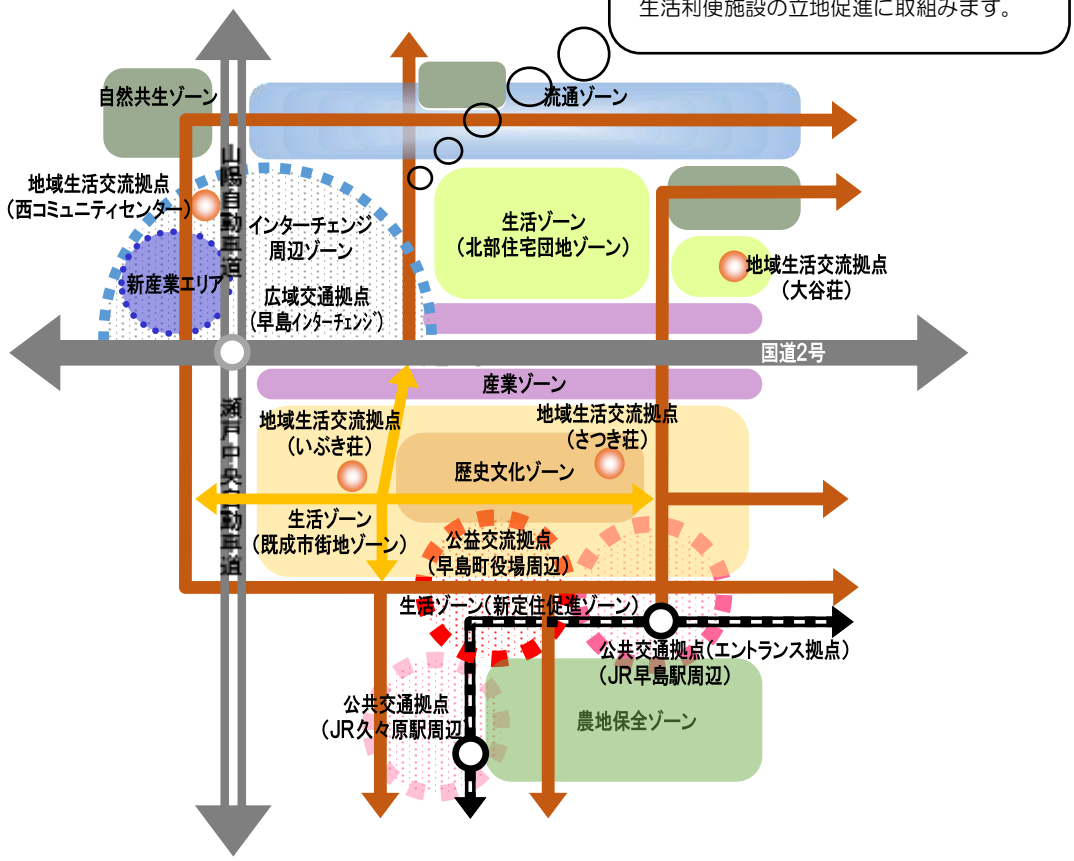

※　新定住促進ゾーンは、現市街化区域に隣接するエリアで駅などの拠点性を活かしながら、順次定住の場づくりを進めるものです。なお、農用地区域となっている場合は、規制解除が必要となります。

※　インターチェンジ周辺ゾーンは、拠点性を活かす概ねの範囲として、インターチェンジの乗り入れ口から半径１ｋｍの円で囲まれる区域を示すものであり、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

拠点	ゾーン	軸
公益交流拠点	生活ゾーン	広域都市連携軸
公共交通拠点（エントランス拠点）	北部住宅団地ゾーン	鉄道
公共交通拠点	既成市街地ゾーン	高速道路
広域交通拠点	新定住促進ゾーン	広域幹線道路
地域生活交流拠点	流通ゾーン	都市間連携軸
	産業（流通・商業）ゾーン	都市間幹線道路
	歴史文化ゾーン	都市内連携軸
	自然共生ゾーン	都市内幹線道路
	農地保全ゾーン	
	インターチェンジ周辺ゾーン	
	新産業エリア	

資料：早島町都市計画マスタープラン（平成 28 年３月）

図表 48　拠点・ゾーン・軸の概要

拠点

〇公益交流拠点（早島町役場周辺）
・集積した公共施設を中心に、町民の生活や多様な交流の中心となる拠点

〇公共交通拠点（ＪＲ早島駅・久々原駅周辺）
・新たな定住を呼び込むとともに来訪者を迎え入れる、町民が愛着を持って誇れる拠点

〇広域交通拠点（早島インターチェンジ）
・流通･工業などの機能集積を図り、町のみならず圏域全体の活性化に貢献する拠点

〇地域生活交流拠点（公民館等）
・町民の日常生活や身近な交流を支えるコミュニティの中心となる拠点

ゾーン

〇生活ゾーン
・各地域の特性を踏まえ、安全安心で暮らしやすい生活環境を維持・保全・創出
北部住宅団地ゾーン：閑静な住環境の保全と住みやすさの向上
既成市街地ゾーン　：景観資源等を活かし、調和のとれた住環境づくり
新定住促進ゾーン　：拠点への近接性を活かした定住促進のための住環境づくり

〇流通ゾーン（岡山県総合流通業務団地・瀬戸中央流通センター）
・流通企業の操業環境の充実と雇用の場の確保

〇産業ゾーン
・医療・福祉、教育、流通産業、情報産業、工業、商業など、多様な産業集積を図り、町の発展を牽引する産業地を形成

〇歴史文化ゾーン
・歴史・文化資源の保全とまちづくりへの活用

〇自然共生ゾーン
・無秩序な市街化の抑制と自然環境の保全を行い、コンパクトなまちを維持
・景観上、防災上の観点から長期的に保存

〇農地保全ゾーン
・緑豊かな優良農地として保全
・干拓を感じさせる田園風景や防災上の観点から保全

〇インターチェンジ周辺ゾーン
・インターチェンジを活かした秩序ある土地利用を誘導（新産業エリアでは優先的に集積を図る）
・町の発展を牽引する新たな産業集積地の形成
・無秩序な開発の防止

軸

〇広域都市連携軸
・広域都市との交流や連携により早島町の産業の発展を担う軸（広域幹線道路）

〇都市間連携軸
・近隣都市圏内の交流や連携により都市の一体性を形成すると共に、生活の安全・安心を図る軸（都市間幹線道路）

〇都市内連携軸
・隣接市や都市内の連携によりコミュニティや産業の活性化を図る軸（都市内幹線道路）

資料：早島町都市計画マスタープラン（平成 28 年３月）

（4）早島町の将来イメージ

●駅周辺ではイベント等の開催が可能な空間整備が進み、にぎわいと交流が創出され、多様な世代が集まる拠点となっています。

●早島町固有の文化資源の保全・活用が進み、多くの人が早島を訪れ、朝夕の通勤・通学時間帯だけでなく、平日の日中もまちなかを歩く人の姿が増えています。

●駅前バイパス線が整備され、通過交通の動線が改善しています。沿道にはゆとりある家なみと個性的な店舗が並び、歩行者が安心して移動できるようになっています。

●公園や広場、歩行者のための公共施設が適正に管理されるとともに、美観や景観に配慮したまちなみが広がり、うるおいのある空間が広がっています。

イメージ図を掲載予定。

1-7 まちづくりの基本目標

前期計画の評価や住民意向、社会的潮流を受けて、まちづくりの基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標１ 機能とうるおいがバランスした安全なまち

まちなみや都市機能、人口密度や世代の構成に地区ごとの特色があり、町外からの転入やＵターン、世帯分離などの場面で、それぞれの生活スタイルにあわせて新たな住まいを確保できるまちを目指します。

まちの顔である早島駅を中核に拠点性を高める施設整備を進めるとともに、歩行者を念頭においた移動の円滑化やＩＣＴを活用したまちの情報基盤の充実により、はじめて訪れる人にもわかりやすいまちを目指します。

狭あいな歩道や歩道に隣接する用水路の安全対策を推進するなど、歩行者環境の安全性及び快適性の向上を図り、子どもから高齢者まで安全に歩けるまちを目指します。

暮らしにうるおいを与える豊かな水と緑が、地球環境を保全し災害時に身を守ることの重要性についても日々気づきを与えてくれるまちを目指します。

【まちの具体像】

●まちなかの拠点が公共交通で結ばれ、歩行者が安心・安全に移動しています。
●住宅・宅地が安定的に供給され、人口が増加しています。
●災害に強いまちの基盤整備が進んでいます。
●災害時に、住民は迅速な避難行動ができます。
●美しく管理された公園や広場で、さまざまな年代の人が憩いの時を過ごしています。

【実現に向けた取組の方向】

（都市基盤に関すること）
11 総合的な交通体系の形成
12 災害の備えの充実
13 上下水道施設の整備

（都市環境に関すること）
14 適正な土地利用の展開
15 公園･広場の充実
16 営農環境の維持

基本目標 2 安心と活力が魅力ある暮らしを支えるまち

公共交通機関であるコミュニティバスを利用して活気あるまちなかの商店を伝い歩き、駅に近い便利な暮らしを満喫することも、閑静な住宅地から週末ごとに車で出かけることもできる、住環境の豊かなまちを目指します。

暮らしを支える公共交通が充実するとともに、スーパーマーケット等の商業施設の立地促進により日常生活の利便性が高いまちを目指します。

また、日用品はもとより独自の逸品を供する《名店》が幾つもある、行き交う人で賑わいの絶えない活発なまちを目指します。

また、ワーク・ライフ・バランス（家庭と仕事の調和）や職住近接、テレワーク などに配慮しサポートする企業が進出し、ニューノーマルが当たり前のこととして理解される働きやすいまちを目指します。

【まちの具体像】

●新築や空き家の利活用が活発で、子育て中の若い家族をよく見かけます。
●地域ごとに特色のある、手入れの行き届いたまちなみが広がっています。
●町の内外から客が集まる個性的な店が増え、まちなかが賑わっています。
●さまざまなワークスタイルを受け入れる職場や、飲食店・小売店が増えています。
●防犯情報の交換が活発で、高齢者や子どもを見守る目が増えています。

【実現に向けた取組の方向】

（まちの活力に関すること）
21 良好な定住環境の形成
22 商工業･観光業の活性化
23 立地をいかした新たな産業の展開

（生活の安全･安心に関すること）
24 雇用環境の向上
25 環境の保全と美化の推進
26 防犯情報の共有促進

基本目標 3 だれもが支え合い生き生きと過ごせるまち

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、ひとつのボトルネックが連携するすべての体制を崩壊させるリスクを浮き彫りにしました。受益者の視点に立った《保健・医療・福祉》の連携を進めつつ必要な資源を確保する、いのちを守る構えと備えのあるまちを目指します。

保育や教育など次世代を育む体制についても、人口などの将来展望に立って良好なサービス水準が維持され、世代や境遇による格差が生じないまちを目指します。

また、健康づくりのための意識づくり・環境づくりが進み、いつまでも生きがいを持ってはつらつと暮らすために誰もが協力しあえるまちを目指します。

【まちの具体像】

●医療・介護・生活支援のネットワークを、多くの事業者や有資格者が支えています。
●見守り合い、支え合い、助け合いながらはつらつと過ごす人が増えています。
●高齢者や障がいのある人が自立した生活をおくれるようになっています。
●自分と他人の権利について正しい知識を持ち、お互いを尊重する意識が広まっています。
●子どもが安心して遊べる場所と、見守る目が増えています。
●保育を必要とする世帯が、希望する保育サービスを利用できるようになっています。

【実現に向けた取組の方向】

（地域福祉に関すること）

31 地域の保健･医療･福祉の推進
32 高齢者福祉の充実
33 障がい者の自立支援
34 人権擁護の推進

（次世代育成に関すること）

35 子育て支援の充実
36 児童育成と健康の維持

基本目標 4 地域の生活文化を共有し次世代に継承するまち

小・中ともに町内 1 校という特色をいかした一貫教育の推進により、地域理解と国際理解を軸とした《はやしま学》を推進し、地域を支える協働・協学・協育に幅広く町民が取組む、持続可能な「教育のまち・早島」を目指します。

学校教育のみならず、子育て支援からの途切れない教育支援や青少年を孤立させない地域活動への参画促進により、子どもの《生きる権利》《育つ権利》《守られる権利》に加えて《参加する権利》が十分に保証され、住民の中からまちづくりの担い手が育つまちを目指します。

また、これら評価の高い独自の取組を、少人数学級へのさらなる需要に応えつつ継続できる体制を維持するため、生きがいある暮らしを支える社会教育の現場で、多くの町民が《はやしま学》の学び合いに参加するまちを目指します。

早島町の歴史やい草文化、豊かな自然資源を生かすことで、学びと体験を組み合わせた体験型観光の充実を図り、町民と来訪者がともに地域の魅力に触れる機会の創出を目指します。

【まちの具体像】

●目と手が行き届く、充実した学校の運営体制が整っています。
●芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動が活発です。
●子どもと大人が早島の文化と歴史を学び合う機会に恵まれています。
●「早島町」と検索するだけで、幾つもの名所、名物がみつかります。
●早島町の歴史や営みを体験できるコンテンツが増えて多くの来訪者を楽しませています。
●町民が国際社会を理解し、国際交流・協力に努めています。
●町民が「早島について学び、未来を考え、持続可能なまちづくりを目指す」≪はやしま学≫を修め、実践できる施設やネットワークがあります。

【実現に向けた取組の方向】

（教育と学習に関すること）

41 学校教育の体制強化
42 スポーツ・レクリエーションの振興
43 文化・芸術の振興

（地域の理解に関すること）

44 地域資源の保全・活用
45 社会教育の環境整備
46 まちづくりの担い手の育成

基本目標 5 描いた未来へ手を取り着実に歩むまち

ＥＳＤによる地域での《はやしま学》の学び合いや、自治会・ＮＰＯ団体や企業との協働によるＳＤＧｓを踏まえた取組の中で、まちづくりの人材が世代を超えて現れるまちを目指します。

また、必要な一次情報にすぐ手が届き、若者や新しい住民、そして外部からの声が聞こえる、参画の間口が大きなまちを目指します。

自治体ＤＸの推進により、行政サービスの高度化及び業務効率化を図るとともに、オンライン手続の拡充やデータ利活用の推進などを通じて、利便性の高い行政サービスの提供を実現します。あわせて、高齢者をはじめとするデジタル活用に不安を抱える住民への支援や、デジタルデバイドの解消に向けた取組を推進することで、誰一人取り残されることなく、誰もがその利便性を享受できる環境の整備及び普及・定着を図ります。

行政経営に当たっては、社会情勢により刻々と変化するまちの将来像を共有し、財政や実施体制などの資源を逼迫させない緩急と強弱のある判断基準や、合意を形成する適正なプロセスを備えた透明性の高いまちを目指します。

【まちの具体像】

●町の政策検討へ若い世代や転入したばかりの住民が積極的に参画しています。
●地域課題の解決に、≪はやしま学≫を修めた住民も取組んでいます。
●ＮＰＯ団体や企業など、町外に基盤を持つさまざまな主体が町内の活動に参加しています。
●防災やまちづくりの情報、町の経営戦略や財政状況がわかりやすく共有されています。
●デジタルデバイドが解消され、誰でも必要な情報を手元で見られるようになっています。
●高度な政策分析や効率的な行政運営に外部の専門家が参画しています。
●町の財政基盤が強化され、事業者と連携した早島ならではの施策や事業が展開しています。

【実現に向けた取組の方向】

（地域自治に関すること）
51 持続可能な住民自治の体制づくり
52 公聴広報の推進
53 地域社会のデジタル化

（行政経営に関すること）
54 ICT環境の整備と高度化
55 効率的な行政運営の推進
56 健全な財政運営の推進

1-8 基本方針

第５次早島町総合計画前期基本計画の施策体系は「5 つの基本目標」に連なる「30 の基本施策」と「110 の個別施策」で構成していましたが、その効果を継続的に評価するため、基本施策については原則として枠組みを維持するものとします。一方、個別施策についてはそれぞれの取組結果と評価に基づき、必要に応じて加除するものとします。

基本目標で示した分野別の将来像を達成するため、基本計画では主に「受益者（対象）」ごとに「目指す状態」を具体化していきますが、施策・事業への展開に当たっては全分野共通のルールとして以下の４点に配慮するものとします。

（1）まちの独自性をみつける

定住先としての独自の強み（オリジナリティ）を発揮するよう取組みます。

居住に適したまちとして《遠くから見ると一体に見える》よう隣接する岡山・倉敷両市の動向を常にキャッチアップするとともに、それら両市の狭間でも《近寄ると際だって見える》まちとなるよう、施策ごとに独自の強みとなるポイントを明確化します。

（2）まちの成長力を高める

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に寄与するよう取組みます。

まちとしての持続可能性を担保するため人口の変動に対応した事業展開を進めることはもとより、個別の施策における目指す水準の設定や進行管理に際してＳＤＧｓの活用を進めます。

（3）情報の共有を深める

参画と協働に必要な情報の入手（アクセシビリティ）を容易にするよう取組みます。

日々の仕事や生活だけでなく、町政や地域自治への参画・協働においても不可欠な地域の情報について、即時性、即地性、個別性、相互性、安全性等に配慮したものとなるよう、提供すべき情報の内容や発信・共有プロセスを具体化します。

（4）行政サービスを安定する

根拠と意図を明確にし、説明責任（アカウンタビリティ）を果たせるよう取組みます。

施策を具体化する手法の選定においては、受益者と目指す状態変化を明確にして想定外のモレを防ぐとともに、ムリ・ムラ・ムダの解消に向けて効果と経費を定量的・包括的・継続的に把握します。

第 2 章　後期基本計画

2-1 基本計画の概要

(1) 基本計画の構成と期間

第５次早島町総合計画基本計画（以下、「基本計画」といいます。）は、基本構想で示した 5 つの基本目標の達成に向けて必要な取組を、町政の全分野に関して体系化するものです。

基本計画における体系は、《基本目標》と《基本施策》、《個別施策》の 3 階層で構成しており、実施計画の中で町が実施するすべての「事務事業」と対応するかたちで整理します。

後期基本計画の期間は令和 9(2027)年度から令和 13(2031)年度までとします。

(2) 分野別計画との内容の整合

本町には、さまざまな分野ごとに定めた施策の基本的な方針や中長期の事業計画（マスタープラン）があります。社会情勢や法の改正などにあわせて数年ごとに見直されるこれらのマスタープランと基本計画の整合を図るため、それぞれの改訂にあわせて相互に調整・反映し、町として実施するすべての施策・事業が第５次早島町総合計画の中で位置づけられるようにします。

(3) 分野横断的な取組

基本計画は、基本構想で描いた基本目標の実現に向けて、誰が何に取組むのかを示した役割分担の体系でもあります。そのため、すべての施策にはその推進と進行状況の報告に責任を持つ主務課を設定しています。

一方で、施策の対象となる受益者や公共施設等の多くは解決すべき複数の問題を持ち、それを生み出している状況も一面的ではありません。基本計画の推進に当たっては、施策ごとに想定する受益者や公共施設等のおかれた状況を把握している関係課とも協力しあいながら、必要に応じて関係課のグループとして取組に当たります。

(4) 施策の進行管理

すべての基本施策において、あるべき状態としての「達成したい目標（施策目標）」と、正しく目指す方向に進んでいることを確認するための「施策の進行を示すデータ（数値指標）」を設定しています。

後期基本計画では、前期基本計画における評価手法（数値目標による進捗管理）を基本的に踏襲しつつ、効果検証において明らかとなった「把握困難な指標」を毎年度、把握可能な指標への見直しを行っています。

また、基本計画の数値指標に、可能な限り目標値を設定することで、目標達成に必要な取組量を、更に具体化しております。

これにより、施策を所管する部署だけでなく、町民や議会、町外の人にも「町が何のために何をやっていて、成果が出ているのかどうか」を容易に確認できるようにしています。

（5）実施計画との関係

成果ベースで第５次早島町総合計画を進行管理するにあたり、成果指標（KPI）の達成度などを参照しながら行政資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的な施策へ配分するなど、選択と集中を図るとともに、実績を基に事務事業を見直して施策の効果を高めていきます。

具体的には、10 年後の将来像を描いた基本構想と後半 5 年間の取組方針を示す基本計画に加え、予算・スケジュール・重点化方針を含んだ事務事業の実施計画を第５次早島町総合計画の中に位置づけ、早島町一般会計財政見通しとの整合を図ります。

（6）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関係

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）とは、2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された行動計画において示された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

2030 年を期限とする包括的な 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境など広範な課題に総合的に取組む内容となっています。国においては、内閣総理大臣を本部長とする「ＳＤＧｓ推進本部」が設置され、平成 28 年 12 月の会合において「ＳＤＧｓ実施指針」を策定し、経済、社会、環境の分野における 8 つの優先課題と 140 の施策を盛り込むとともに、地方公共団体の役割の重要性を指摘しています。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方公共団体におけるＳＤＧｓの取組推進が位置づけられるなど、積極的な取組が期待されています。今後、人口減少社会がもたらすさまざまな課題の克服は、行政だけの力で解決できるものではなく、民間企業をはじめ、多様な主体が一丸となって取組んでいくことが必要です。

本町では第５次早島町総合計画の推進を図ることはＳＤＧｓの目標達成にも資するものと考え、ＳＤＧｓに関連する取組として、これまで先進的に持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）に取組んできており、「持続可能な社会の担い手」を育むものであることから、前期基本計画及びＳＤＧｓの目標達成に向けて引き続き推進していきます。また、「施策ごとに関連するＳＤＧｓの 17 のゴールを示すアイコンを表示」し、官民連携による地方創生の一層の推進を図ることとします。

図表 49　ＳＤＧｓアイコン



2-2 施策体系

基本構想で示した基本５目標を 30 の基本施策に区分し、施策分野ごとの《目指す状態》として具体化します。さらに、その達成に向けた取組の《目的と手段》を 110 の個別施策で明らかにします。

なお、具体的な着手時期やヒト・モノ・カネなどの投入資源については、毎年策定する実施計画で《事務事業》ごとに示していきます。

図表 50　第５次早島町総合計画　後期基本計画の施策体系

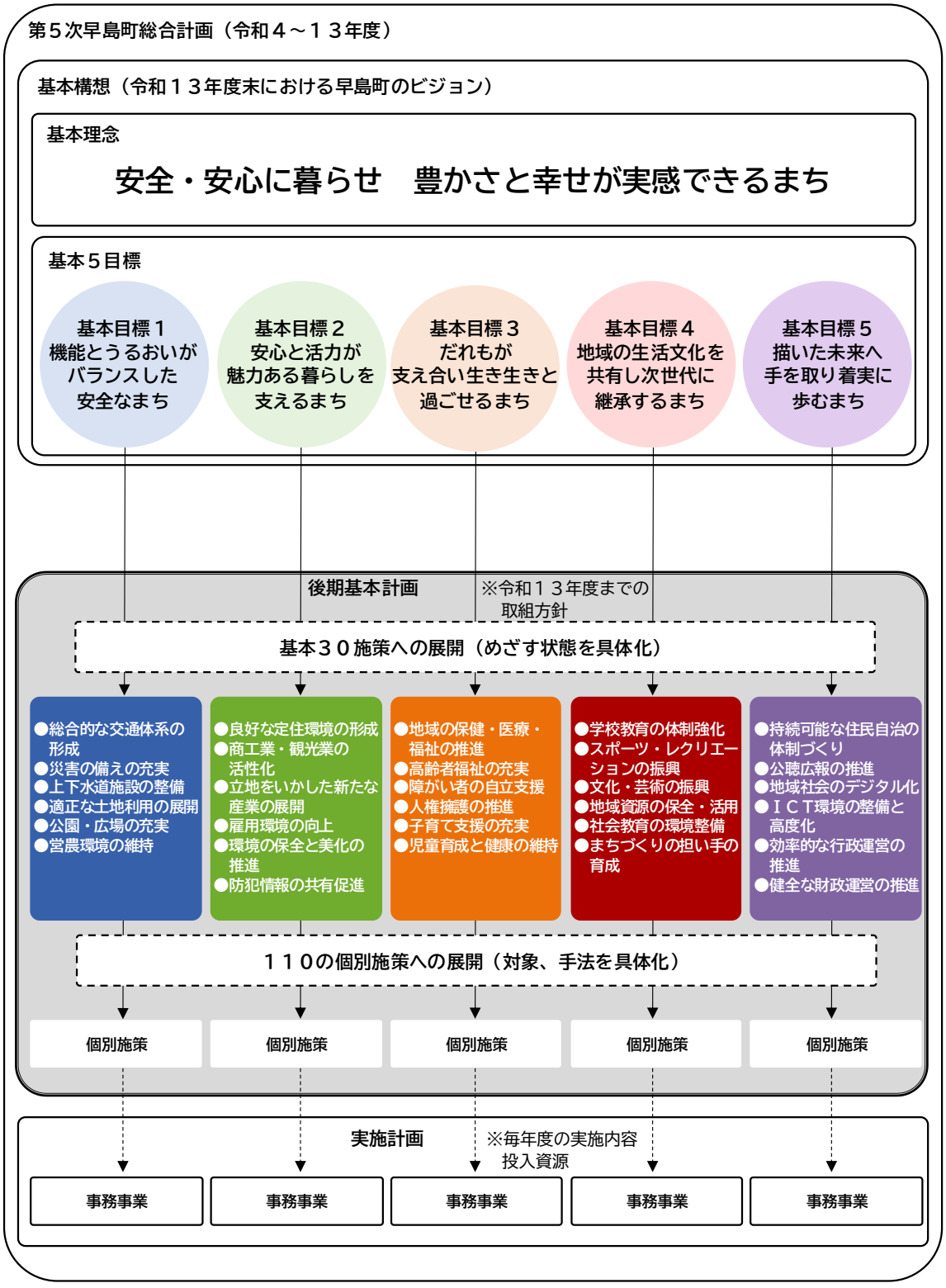

2-3 基本施策の内容

11　総合的な交通体系の形成

111 体系的な道路の整備と維持管理
112 交通事故の未然防止
113 交通安全教育の推進
114 公共交通機関の利便性の向上

現状と課題

本町は広域交通の結節点という拠点性の高さを有していますが、渋滞を避ける車両が生活空間に流入し、歩車分離されていない通学路やアンダーパス、水路と並行する狭あい道路が多く存在し、転落の危険性が高まっています。現在、国による国道２号岡山バイパスの部分立体交差化事業と連動した体系的な道路網の整備と、交通安全施設の適切な整備により通過交通の増大を防ぎつつ、生活道路における歩行者・自転車の安全を確保していく必要があります。

また、これら早島町周辺や市街化編入区域、役場周辺区域における交通事情は近年変化が著しいことから、町外から転入して間もない世帯の児童や高齢者を中心に、交通安全意識のより一層の高揚を図る必要があります。

一方、高齢化の進行に伴い、運転免許の返納者が見られるなど、自家用車に依存しない移動ニーズへの対応が求められています。こうした中、早島駅へのアクセス手段の確保や、通院・買い物等の日常生活に必要な移動ニーズに対応した持続可能な公共交通の確保が必要です。

さらに、中庄方面への移動ニーズが高いことから、当該方面への移動手段の確保についても検討が求められています。

施策目標

・歩行者や自転車と車両が輻輳（ふくそう）せず、お互いが安心して通行できるようになっています。
・生活空間における通過車両が減少し、町内の道路の安全性が高まっています。
・交通安全施設が適切に維持管理されています。
・町民に交通ルール、マナーが普及しています。
・必要な人が安心して利用できる公共交通が確保されています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
人口１万人あたりの人身交通事故件数	45 件（令和６）	減少
早島町民が起こした事故件数	27 件（令和６）	減少
早島駅の１日あたり平均乗降客数	2,402 人/日（令和６）	増加
コミュニティバスの年間利用者数	55,852 人（令和６）	増加
早島駅周辺地域交流施設 屋内交流施設年間稼働率	実績なし（令和７）	増加

施策の方針

生活空間へ流入する通過車両を抑制し、交通安全施設の適切な維持管理により、市街地内の安全性の向上を図ります。警察・交通安全協会やＰＴＡなどの関係団体・町や教育委員会が連携し啓発を進めるとともに、各機関が連携して交通危険箇所の把握に努めます。

また、高齢化の進行に伴う運転免許の返納者など、自家用車に依存しない移動ニーズに対応するため、交通結節点である早島駅へのアクセス強化を図るとともに、通院・買い物等の日常生活や中庄方面への移動ニーズに対応できるよう移動支援の在り方について検討を進め、必要な人が安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。

個別施策における取組

111 体系的な道路の整備と維持管理（建設課）

都市計画道路早島大砂線、駅前バイパス線の整備とあわせた、幹線町道の整備とインターチェンジ周辺の物流施設の集約にともなう計画的な道路網の確保に努めます。

国が直轄事業で進める国道２号の交差点立体化については、県道交差点での南北移動の円滑化と物流の効率化に向け、国・県・岡山市・倉敷市と連携し早期の事業実施に努めます。

また、歩行者・自転車が安全に通行できるよう生活道路の維持管理・安全向上に努めます。

112 交通事故の未然防止（総務課、学校教育課）

通学路をはじめとする生活道路を中心に、グリーンラインや交差点のカラー舗装など交通安全施設の設置や道路改良などの効果的な交通安全対策について、道路管理者や倉敷警察署などの関係機関と連携して実施します。

また、交通安全協会評議員、学校園、ＰＴＡなどと協力して町内の交通危険個所を見極め、通学路をはじめとする生活道路での安全対策や、水路への転落防止柵の設置を計画的に進めます。

113 交通安全教育の推進（学校教育課、総務課）

保育園、幼稚園、小学校、中学校と連携し、児童生徒が自ら危険を予測し、安全に行動できる能力を養うための交通指導を継続的に実施します。

また、地域住民やボランティア等による登下校の見守り活動との連携を強化し、地域全体で児童生徒の安全を確保する体制づくりを推進します。

併せて、町民の交通マナー向上を図るため、町内の交通安全関係団体や倉敷警察署と連携し、各種啓発事業を実施します。

114 公共交通機関の利便性の向上（建設課、企画課、総合政策推進室）

駅へのバリアフリー設備や南北をつなぐ自由通路の整備により、障がいをもった方や高齢者の方も快適に使える環境づくりの土台が整ったことを契機として、交通結節点である早島駅へのアクセス性のさらなる向上を図ります。

また、免許返納者をはじめとする自家用車に依存しない方の通院・買い物等の日常生活に必要な移動ニーズに対応できるよう、コミュニティバスの運行内容の見直しや利用環境の改善に努めます。併せて、中庄方面への移動ニーズに対応できるよう移動手段の在り方について検討

を進めます。さらに、公共交通の利用促進を図るため情報提供の充実に努めます。

関係する課題別計画

□早島町都市計画マスタープラン

□早島町地域公共交通計画

主務課	関係課
建設課	総務課、学校教育課、企画課、総合政策推進室

12　災害の備えの充実

121 災害時の情報伝達体制の整備
122 地域防災力の向上
123 消防組織・体制の強化
124 防災対策の推進
125 業務継続計画に基づく体制の整備
126 住宅等耐震化の推進

現状と課題

本町は、倉敷消防署と町消防団との連携を図りつつ、全町的な防災訓練の実施や防災マニュアル・防災マップの作成、避難所の生活環境向上に向けた資機材の整備、自主防災組織の活動支援などにより防災意識の高揚を図ってきました。しかしながら、東日本大震災や西日本豪雨などの経験から、従来の想定や対策では被害を十分に抑えることが困難な状況も明らかになっています。

マグニチュード８～９クラスとなる南海トラフ地震の発生確率が 30 年以内で 60～90%程度以上と予想されるなど、大災害がいつ発生してもおかしくない状況を踏まえ、《起きてはならない最悪の事態》を想定外にしないハード面の対策をすべての分野で進めるとともに、災害が発生した際の情報入手や各自の避難行動を町民全員が把握できている段階へと進める必要があります。加えて、誰一人取り残さない防災の実現に向け、高齢者や障がい者等に対する個別避難計画の作成を推進し、地域全体で支え合う避難支援体制を構築します。

また、現行の耐震基準を満たさない住宅が存在すると見込まれますが、耐震改修の普及には改修費用の大きな負担を軽減していく必要があります。

施策目標

・町民、地域、行政が災害時に情報を共有できる仕組みが整っています。
・必要に応じてすぐ避難できる体制が整っています。
・高齢者や障がい者等、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が進んでいます。
・町内の各地域で、自主防災組織を中心とした防災体制が整っています。
・消防防災施設や備蓄品が適切に更新されています。
・スフィア基準に沿った避難所運営ができる仕組みが整っています。
・災害発生時における周辺自治体や事業者との協力体制が整っています。
・防災計画が、最新の町の実態に即した内容に見直されています。
・町内の住宅の耐震化が進んでいます。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
防災訓練を実施した地区数	28 地区（令和６）	基準値を維持
火災件数	４件（令和６）	減少
防災放送アプリの登録件数	419 件（令和６）	増加
防災メールの登録件数	768 件（令和６）	増加
住宅の耐震化率	84.8%（令和６）	上昇

施策の方針

早島町地域防災計画に基づき「減災」の考え方を取り入れた防災体制を整えるとともに、「自分の命は自分で守る」という平時における災害への意識と備え、有事における情報の正確・迅速な周知の仕組みづくりにより町民・地域・行政が一体となった地域防災力の向上に取組みます。また、現行の耐震基準を満たさない住宅や建築物の所有者・住民に対し、耐震化などの対策の必要性や重要性の啓発を行い、耐震化率の向上を図ります。

個別施策における取組

121 災害時の情報伝達体制の整備（総務課、企画課）

防災行政無線やスマートフォンアプリ（コスモキャスト）、町公式ＬＩＮＥなど、伝達手段の多重化・多様化に努め、災害時の情報伝達体制の整備を推進します。

122 地域防災力の向上（総務課）

特に自主防災組織や小中学生を重点的な対象として、的確な目標や被害の想定に基づく防災訓練や研修・啓発を行います。また、各地区へ防災資機材の整備を図ることで災害発生時の初動体制の強化に努めます。

123 消防組織・体制の強化（総務課）

消防団装備の充実や訓練内容の充実を図り、機庫や消防水利など老朽化した消防施設を改修します。また、消防団組織の維持を図るため、団員確保の取組を進めます。

124 防災対策の推進（総務課、建設課）

常に現場からの情報を反映し、生きた地域防災計画とします。また、災害時における食料、飲料水、生活必需品の供給など民間企業と協定締結を進めます。さらに、第２次スクリーニング計画に基づいて宅地をカルテ化し、大規模盛土の崩落による人的被害や財産被害の防止・軽減に努めます。

125 業務継続計画に基づく体制の整備（総務課）

大規模災害時においてもいち早くネットワークやシステムを復旧させるため、業務継続計画に沿った体制・環境の整備を進めます。

126 住宅等耐震化の推進（建設課）

耐震診断及び木造住宅の耐震改修にともなう所有者等の負担の軽減が図れるよう、耐震費用の一部を補助します。

関係する課題別計画

□早島町地域防災計画
□早島町耐震改修促進計画
□業務継続計画

主務課	関係課
総務課	建設課、企画課

13　上下水道施設の整備

131 安全安心な水の安定供給の確保
132 上下水道事業経営の健全化
133 下水道施設の長寿命化
134 上水道区域の見直し
135 浸水被害防止対策の推進

現状と課題

多発する自然災害で非常時におけるライフラインの確保に大きな関心が集まる中、上下水道施設においては、老朽化した施設・管路の維持管理や地震等の災害に備えた耐震化が急務となっています。

浸水被害対策として水路の維持管理や幹線水路の改修を行っていますが、集中豪雨などにより下水道や水路の排水能力を上回る雨水流出によって浸水の想定される区域があり、水系の自治体と連携した対策が課題になっています。町内に２か所ある排水機場についても、改修と維持管理コストの高騰が見込まれます。

施策目標

・災害時も含め、いつでも安全安心な水を飲むことができます。
・上水道管の耐震性が高まっています。
・台風や大雨の時にも水害や土砂災害が発生しにくくなっています。
・上下水道施設、排水施設が適切に維持管理されています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
上水道管路(基幹管路）の耐震化率	51.0%（令和７）	上昇
上水道事業会計の経常収益対経常費用比率	87.0%（令和７）	100.0%以上を維持
水道の有収率	93.0%（令和７）	基準値を維持
下水道管路の点検・調査率	51.0%（令和７）	上昇
水路整備の実施延長（累計）	148m（令和７）	増加

施策の方針

水道水の供給需要の変動を見込んだ長期事業計画を基に、基幹管路の耐震化と合わせた老朽管の更新事業を計画的に進めます。また、町内に残る未水洗化世帯への啓発を引き続き行い、生活環境の保全とともに公共用水域における水質を保全します。

さらに、各種施設の適正な維持管理により、長寿命化と管理コストの縮減を図ります。

個別施策における取組

131 安全安心な水の安定供給の確保（環境上下水道課）

町内全域に安全安心な水の安定供給を実現するため、早島町上水道基本計画を基に、災害時の給水拠点として必要な応急給水施設を含めた整備・更新を着実に進めます。また、地震等の災害時に備え、管路等の更新にあわせた耐震化を進めます。

132 上下水道事業経営の健全化（環境上下水道課）

適正な料金の設定、事務の合理化、効率的な投資を行うなど、事業経営の健全化に取組みます。また、下水道事業については、公営企業会計への移行の成果を活かし、経営成績及び財政状態の的確な把握と見える化を進めるとともに、中長期的な経営戦略に基づく計画的な施設更新や財政マネジメントの向上に取組みます。

133 下水道施設の長寿命化（環境上下水道課）

下水道機能を継続的に確保するため点検・調査を行い、下水道施設の適正な維持・更新を行っていきます。

134 上水道区域の見直し（環境上下水道課）

老朽化等により課題のある上水道施設を廃止し、配水区域を変更することで集中的な対策を進めます。

135 浸水被害防止対策の推進（総務課、建設課、環境上下水道課）

大雨による浸水対策として、排水機能向上を目的とする汐入川排水機場の新設工事の推進や、児島湖周辺自治体との緊密な連携を進めます。また、水路の改修や浚渫により保水機能を向上するとともに、定期的な維持管理に取組みます。

内水ハザードマップを活用し、集中豪雨時に浸水が想定される区域の浸水する深さや避難方法などの情報を住民に提供するなどの情報提供を行い、内水はん濫による浸水被害を最小限にとどめるよう努めます。

関係する課題別計画

□早島町都市計画マスタープラン
□早島町上水道基本計画
□早島町水質検査計画
□早島町下水道事業経営戦略
□下水道ストックマネジメント計画

主務課	関係課
環境上下水道課	総務課、建設課

14　適正な土地利用の展開

141 新たな定住空間の形成
142 住環境に配慮した業務地の形成
143 日常生活に必要な施設へのアクセス向上
144 生活利便施設の立地促進

現状と課題

早島駅周辺および役場周辺の市街化区域編入に伴い、今後、住宅や店舗等の開発進展が見込まれるため、定住環境の確保に向けた拠点施設や都市基盤整備との連携が課題となっています。一方、市街化調整区域においては、コンパクトシティの推進や無秩序な開発抑制を目的として、令和６（2024）年３月末に 50 戸連たん制度が廃止されました。同制度は、安価な宅地供給を通じて本町の移住促進に寄与していた側面もありましたが、制度廃止に伴い中心部（市街化区域）への居住誘導やコンパクトシティ化をより確実なものにする契機となりました。

さらに、早島インターチェンジ周辺では地区計画等を活用した民間開発により産業の集積が進み、業務地不足は解消に向かっているものの、周辺の住環境との調和にこれまで以上の配慮が必要となっています。とりわけ国道２号以北においては、日常の買い物などの生活利便の向上が課題となっています。

一方、人口密度の高い団地などでは移動販売車による食品などの販売がみられるものの、自宅から歩いていける距離に日常の買い物ができる店舗は多くありません。高齢化の進行を見据え、車に依存しなくても日常生活に支障のない環境の整備が求められています。町内の移動はコミュニティバスの運行により一定程度確保されていますが、運転免許の返納者が見られるなど、多様化する移動ニーズに対応するため、今後の公共交通の在り方について検討していく必要があります。

施策目標

・町内のポテンシャルのある地域で計画的な土地利用の転換が進んでいます。
・新たな拠点となる地区で総合的な基盤整備が進んでいます。
・住工の混在が解消され、良質な住まいづくりが進んでいます。
・早島インターチェンジ周辺などの企業地や商業地に立地する企業が増えています。
・住宅都市としての機能が充実し、暮らしの利便性が向上しています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
人口	12,699 人（令和７）	増加
世帯数	5,362 世帯（令和７）	増加
市街化区域における人口の割合	数値不明（令和６）	上昇
【再掲】コミュニティバスの年間利用者数	55,852 人（令和６）	増加

施策の方針

駅に隣接または近接した地区で、計画的な宅地形成と都市機能の誘導を図ります。

その他のポテンシャルのある地域においては、住環境に配慮しつつ立地特性をいかした土地利用への転換を図ります。

また、高齢化の進行に伴う暮らし方の変化に対応し、公共交通を必要とする人が安心して利用できる環境の確保に努めます。

個別施策における取組

141 新たな定住空間の形成（建設課、総合政策推進室）

駅の拠点性を高めるとともに、駅に隣接または近接する市街化編入した地域において、引き続き良好な住宅地の誘導を図ります。

142 住環境に配慮した業務地の形成（建設課）

早島インターチェンジ周辺の広域交通の利便性をいかし、民間の活力を牽引する良好な業務地への計画的な転換を図るとともに、集落の拠点に近接するエリアでは、緩衝帯となる緑地の創出や保全を推進し、住工分離による住環境への配慮に努めます。

143 日常生活に必要な施設へのアクセス向上（企画課）

高齢化の進行に伴う運転免許の返納者など、自家用車に依存しない移動ニーズに対応するため、交通結節点である早島駅へのアクセス強化を図るとともに、通院・買い物等の日常生活や中庄方面への移動ニーズに対応できるよう移動支援の在り方について検討を進め、必要な人が安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指します。

144 生活利便施設の立地促進（建設課）

国道２号以北において、歩いて暮らせるまちづくりを目指し、居住環境を向上させるため、生活利便施設の立地促進を図ります。

関係する課題別計画

□早島町都市計画マスタープラン
□早島町都市構造再編計画
□金田・下野地区土地利用計画
□早島町地域公共交通計画

主務課	関係課
建設課	企画課、総合政策推進室

15　公園・広場の充実

151 都市公園の利用増進

152 都市公園の適切な管理・運営

153 緑地の保全と緑化の推進

現状と課題

本町における町民１人あたりの都市公園面積は 46 ㎡（緑地を除くと 27 ㎡）であり、国の基準である 10 ㎡は上回っているものの、決して利用者は多くなく、生活の中で十分活用されているとはいえない状況です。一方で、公園施設の老朽化にともない、維持管理の負担は年々増加する傾向にあります。

利用を促進するためには、公園に求められる機能・目的・役割を明確にし、利用者の満足度を高め、特定の利用者だけではなく、幅広く利用者を増やしていく必要があります。また、負担の軽減とあわせた適正な管理のあり方について、多様な手法を検討する必要があります。

施策目標

・地域ごとにある広場の利用者が増え、地域活動の場として活用されています。
・外に出て遊ぶ子どもが増えています。
・就学前の幼児がお母さんと安全に遊べる公園が、住宅から歩いていける距離にあります。
・多くの高齢者が公園で体を動かしています。
・町民が誇れる緑地がまちなかに保たれています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
公園や緑地の整備状況に関する満足度(指数)	3.09（令和６）	上昇
子どもの遊び場の整備状況に関する満足度(指数)	2.94（令和６）	上昇
町有公園施設の総維持管理費	59,853 千円（令和６）	できるだけ増加を抑える

施策の方針

既存施設の改善や機能強化を念頭におきながら、共通して求められる安全性などに加え、広域的な集客や住民の生活に密着した利便性など施設ごとに備えるべき機能を整理し、利用者の満足度の向上を目指します。

個別施策における取組

151 都市公園の利用増進（建設課）

都市公園については、子どもから高齢者まで地域住民の幅広い意見を踏まえ、目的や機能を特化・充実させることにより「四季を通じて楽しめる憩いの場」、「町民共有の地域活動の場」となるよう利用の促進を図ります。

また、緊急時の避難場所として利用できるよう、求められる機能の整備を図ります。

152 都市公園の適切な管理・運営（建設課）

公園施設の適切な維持管理により、安心して利用できる環境整備に努めます。

また、都市公園については、ＰＦＩ手法や指定管理者制度等のＰＰＰ手法を実施可能な公園へ導入し、民間活力をいかして利用の促進を図ります。

153 緑地の保全と緑化の推進（建設課）

緑地の計画的な保全とあわせ、身近に自然を感じ景観上の潤いとなる貴重な緑を確保するため、公園や広場の植栽による総合的な緑化を推進します。

関係する課題別計画

□早島町都市計画マスタープラン

□早島町公園施設長寿命化計画

□早島町景観計画

主務課	関係課
建設課	－

16　営農環境の維持

161 農業の担い手の確保・育成

162 特色ある地域農業の振興

163 農業生産基盤の整備

現状と課題

本町は田畑あわせて約 70ha を農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域として指定しています。南部の平野部は水稲の栽培が中心で、散在する畑では野菜類の栽培が行われています。北部の丘陵地では果樹を主体とする農業が行われています。

副業的農家など経営規模の小さい農家が多く、農業者の高齢化や担い手不足が課題となっています。農業用水路の基盤整備が進んでいないことや担い手への農地の利用集積が進展していないため、農業経営の効率化が図られていません。

既存の農家の経営基盤を強化するとともに、良好な緑地環境を維持・保全する必要があります。

施策目標

・農業に従事する意欲ある人が確保できています。

・農家の経営規模が拡大し、先進的な農業を営んでいます。

・野菜などの生産と地場消費が伸び、販路が拡大しています。

・水辺生物の生態系を支える緑地環境が保全され、美しい田園風景が広がっています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
認定農業者数	３人（令和７）	基準値を維持
荒廃農地面積	0.80ha（令和７）	減少
【再掲】水路整備の実施延長（累計）	148m（令和７）	増加

施策の方針

担い手への農地の集積化を進めるとともに、岡山・倉敷の県内二大都市に近い立地をいかした販路の拡大に取組みます。

担い手対策の一環として、会社勤めをしながら農業に従事できる相談体制を充実させ、定年後も引き続き農業に従事できるよう支援を行います。

また、体験農業や地産地消の推進により、町民が本町の農業に触れる機会を増やします。

個別施策における取組

161 農業の担い手の確保・育成（建設課）

水路整備等による基盤整備や農地中間管理機構の積極的な活用による農地の集積・集約化を進め、安定した農業経営の確保を支援します。

162 特色ある地域農業の振興（建設課）

岡山県の二大都市である岡山・倉敷に近い立地条件をいかし、野菜など農産物の販路拡大を図ります。営農の魅力を高めるため、付加価値の高い農業を画策します。

163 農業生産基盤の整備（建設課）

農業生産基盤である水田について、水路整備を計画的に進め、生産性と防災性能の向上を図ります。

関係する課題別計画

□地域計画

□早島農業振興地域整備計画

□早島町農業経営基盤強化促進基本構想

□早島町都市計画マスタープラン

主務課	関係課
建設課	－

21　良好な定住環境の形成

211 良質な居住環境の保全
212 計画的な土地利用の推進
213 関係人口の創出と移住定住の促進
214 空き家の利活用と管理
215 重層的な住宅セーフティネットの形成

現状と課題

本町の狭い町域の中、国道２号以北への急激な流通関連施設の立地により、既存の居住環境との調和・共存が重要な課題となっています。

早島駅及び役場周辺地区の市街化編入が行われたこともあり、現在は人口が増加傾向にありますが、人口減少や高齢化により、空き家が増加し、将来的に地域の活力の低下やコミュニティの維持が困難になると予想されることから、空き家対策を進めていく必要があります。

また、従来は低所得世帯を中心とする住宅困窮者を対象としてきた町営住宅ですが、災害発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大による一時使用など、幅広い居住のセーフティネットとして役割が拡大しつつあります。

施策目標

・良好な居住環境が整い、町民の定住や町外からの移住が進んでいます。
・まちなか居住が進んでいます。
・早島町への関心を高め、移住・定住に関する相談が増えるとともに、地域と継続的に関わる人が増えています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
【再掲】市街化区域における人口の割合	数値不明（令和６）	上昇
ふるさと納税寄附件数	24,518 件（令和６）	増加
社会増減数	＋59 人（令和６）	増加
町ホームページの定住・移住関係ページの閲覧数	3,846 件（令和６）	増加
特定空き家の件数	８件（令和６）	減少
早島町定住・移住関係の相談件数	26 件（令和６）	増加
移住・定住に関する相談件数	29 件（令和６）	基準値を維持
ふるさと納税のリピーター率	4.74%（令和６）	上昇

施策の方針

快適な居住環境の形成に向けた計画的なまちづくりと、町内の空き家の活用システムや特定空家等への対策による町内での良好な住宅ストック形成によって、移住・定住の促進と関係人口の創出を図ります。

また、住宅困窮者の居住安定に向け、住宅セーフティネットの形成を官民の連携で進めます。

個別施策における取組

211 良質な居住環境の保全（建設課）

土地利用の規制・誘導によるまちづくりと連動し、風景と調和するまちなみの形成に向けた住民主体のルールづくりを支援します。場所ごとの景観特性に応じた多様な景観配慮を引き出し、景観保全への住民意識の醸成を図ります。

212 計画的な土地利用の推進（建設課）

国道２号以北の居住環境の向上に向け、生活利便施設の積極的な立地誘導を行います。

213 関係人口の創出と移住定住の促進（企画課）

ふるさと納税などを通じて本町との接点を創出し、人々の交流を促進し、まちのにぎわいを向上させる場所・空間として重要なエリアである早島駅及びその周辺において、町内外を含む多くの人を呼び込むことができるイベントの開催や効果的な町内の観光情報の発信を通して、魅力ある町としての認知度の向上に努めます。

また、移住を検討する人に向けて、東京・大阪での移住相談会への参加により、本町の立地特性や暮らしの魅力について効果的に情報発信を行い、関係づくりから移住・定住へとつなげる取組を推進します。

214 空き家の利活用と管理（建設課、企画課）

空き家情報バンク制度の周知等により空き家の利活用を促進するとともに、改修や家財整理への支援を行います。また、移住を希望する若者などに対して空き家情報を提供します。

倒壊の危険がある特定空家等の解体・撤去に一部工事費を補助します。空き家等の実態を定期的に調査し、所有者または管理者に対して適正管理の責務に関する情報提供を行います。

215 重層的な住宅セーフティネットの形成（建設課）

新たな住宅セーフティネット制度の周知を進めるとともに、町営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全的な管理とライフサイクルコストの縮減に努めます。

関係する課題別計画

□早島町景観計画
□早島町都市計画マスタープラン
□早島町都市構造再編計画
□早島町空家等対策計画
□早島町営住宅長寿命化計画

主務課	関係課
建設課	企画課

22　商工業・観光業の活性化

221 小売商業の振興
222 歩いて暮らせる魅力ある商店の形成
223 地域資源の観光活用と観光開発
224 イベントによる観光交流の拡大

現状と課題

本町は、江戸時代の干拓や畳表のまちとして繁栄した歴史を、町中央部の町筋のまちなみや田園風景として残しています。現在、それらを活用し、《まち歩き》などの体験型観光を中心に、町観光協会と連携し、町の魅力を発信しています。今後は町観光協会が中心となり、関係者と協働しながら、民間活力により継続的な観光地域づくりによる活性化を推進し、自主財源が確保できる仕組みを構築していくことが課題となっています。

また町中心部では既存商店の空き店舗が見られ、町北部の団地エリアでは商業機能が不足しています。このため、日常的な買い物や飲食の場の確保に加え、地域に根ざした小規模事業者の育成や、空き店舗を活用した新規出店の促進など、創業支援を通じた持続可能な商業環境の形成が求められています。

また、コロナ禍以降の社会構造の変化を背景に、消費行動や働き方は大きく変化しており、デジタル技術の活用やキャッシュレス化、ＥＣ市場への対応など、事業者の経営基盤強化が重要となっています。加えて、原材料価格の高騰や人手不足といった新たな課題にも直面しています。

今後は、地域資源を活かした魅力ある商業・観光の振興を図るとともに、町民の利便性向上と来訪者の増加を図り、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。

施策目標

・身近で買い物を済ませられる商店が町内に増えています。
・観光ボランティアガイドの利用が増えています。
・町内で開催されるイベントで多くの人が交流しています。
・町に訪れる観光客数が増えています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
つくば商工会早島地区会員数（事業者数）	196 事業者（令和６）	増加
観光ボランティアガイドの延べ活動回数	９回（令和６）	増加
早島町中小企業応援事業補助金の延べ活用件数	４件（令和７）	増加
観光協会の会員数（事業者数）	45 事業者（令和６）	増加
早島町における観光客入込客数	70,168 人（令和６）	増加

施策の方針

既存商店の活性化に当たっては、つくば商工会と連携し、創業相談体制の充実や伴走支援、補助制度の活用、空き店舗の利活用の促進などにより、創業・新規出店の支援を図ります。

また、販路開拓や新たな事業展開、設備投資や資金調達への支援など、多様な施策を活用し、事業者の経営基盤の強化と持続的な事業活動を促進します。

また、歴史と自然を核とした観光体験の質的な向上を目指し、町内の人材や地域資源の活用、公共交通機関を利用する町内の回遊ルートの形成、集客イベントを開催する町民・団体への支援を行うとともに、広域交通の結節点である立地をいかし、多くの人が訪れるようまち歩きや観光などの情報発信を行います。

個別施策における取組

221 小売商業の振興（企画課）

つくば商工会と連携して既存商店の振興を図るとともに、創業相談や伴走支援の充実、補助制度の活用により、新規事業者の開業を支援します。あわせて、事業承継や業種転換の取組に対する支援を行い、事業者の経営基盤の強化と持続的な事業活動の促進を図ります。

222 歩いて暮らせる魅力ある商店の形成（企画課）

早島町全域を歩いて暮らせる魅力あるまちとするため、町内の飲食店や小売店等に対して創業支援を行います。また、《まち歩き》の拠点や目的地となる、特色ある飲食店や小売店等の情報を発信します。

223 地域資源の観光活用と観光開発（企画課、生涯学習課）

町内の歴史的文化遺産や自然資源の保存に努めます。

また、戸川家記念館や歴史民俗資料館などの歴史的文化遺産を楽しみながら散策できる不老のみちのコースを活用し、観光ボランティアガイドと連携を図って、町内外からの散策者や観光客をおもてなしします。

224 イベントによる観光交流の拡大（企画課、生涯学習課）

まちの活力とにぎわいを高めるため、町内外からの参加を目的に行われる「さくらまつり」、「花ござまつり」などの町民主導イベントや観光協会が主催する事業等、総合的な支援を行います。

関係する課題別計画

□早島町景観計画

主務課	関係課
企画課	生涯学習課

23　立地をいかした新たな産業の展開

231 新たな産業拠点の形成

232 地域と調和した操業環境の整備

233 流通業務団地との連携

現状と課題

岡山県総合流通センターをはじめとして、本町の北部丘陵地に流通関連施設が集約立地していますが、中四国の広域交通の結節点という本町の恵まれた立地条件から、早島インターチェンジ周辺の市街化調整区域には、地区計画制度等を利用して流通関連企業が進出しており、新たな産業拠点が形成されてきています。

一方で、国道２号へアクセスする周辺道路での渋滞対策として、町は新たな幹線道路である町道１号線の整備を行いましたが、依然として、それ以外の周辺道路への通行も多く、大型車両の増加や重量化に既存道路が対応できていない上に、周辺の居住環境との両立も課題となっており、必要な対策が求められます。

国道２号については、沿線において長距離トラック輸送の中継輸送拠点として、「コネクトパーキング岡山・早島」の整備が予定されています。国道２号の渋滞解消に向けて、国などは交差点立体化の推進をしていますが、今後も、周辺環境への影響に配慮した土地利用の誘導により、恵まれた立地条件をいかした良好な産業地区を形成し、流通関連企業のみならず多様な産業の集積を図るとともに、持続可能なまちづくりに向け、経済の活性化や雇用の創出につながる新たな産業基盤をつくりだす必要があります。

施策目標

・町内の流通関連企業数が増え、税収が向上しています。

・企業の進出が進み、昼間人口が増えています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
法人町民税の税収	199 百万円（令和７）	基準値を維持
卸売業の年間商品販売額	217,507 百万円（令和３）	増加
企業立地雇用促進交付金を活用した町民の新規雇用数	０人（令和７）	増加
早島町中小企業応援事業補助金の申請件数	４件（令和７）	増加

施策の方針

早島インターチェンジが持つ発展可能性を最大限発揮できる土地利用を検討し、周辺環境への影響に配慮した上で、計画的な土地利用の転換を図ります。既存流通業務団地内においては、連携を強化することで、企業が活動しやすい操業環境の実現を目指します。

また、国道２号にアクセスする道路の渋滞を解消するとともに、周辺の居住環境との調和を図る観点から生活利便施設の立地を促進することで、多様な本町の産業基盤の強化を図ります。

個別施策における取組

231 新たな産業拠点の形成（建設課）

既存の流通業務団地とあわせ流通業務系まちづくりの基盤となる新たな産業拠点の形成を図るため、早島インターチェンジ周辺において、流通関連企業や生活利便施設の集積を可能とする土地利用の規制・誘導方針を、周辺環境への影響に配慮した上で定めます。

232 地域と調和した操業環境の整備（建設課）

新たな幹線道路である町道１号線と県道、国道２号線を環状に結ぶルートの利用を促進するとともに、大型車両を円滑に誘導できるよう周辺道路の役割の明確化と道路の構造強化等必要な整備を行うことで効果的な道路の管理を行い、良好な操業環境と地域の居住環境との調和・共存を図ります。

233 流通業務団地との連携（企画課）

既存流通業務団地に立地する企業が中四国の拠点として存続するよう、関係団体との情報共有の場を設けるとともに、連携強化を図ります。

関係する課題別計画

□早島町都市計画マスタープラン

□金田・下野土地利用計画

主務課	関係課
建設課	企画課

24　雇用環境の向上

241 若者等の雇用の確保

242 立地誘導の推進と町内雇用の確保

243 創業支援の充実

現状と課題

早島町無料職業紹介所では、主に町内企業の求人情報を提供していますが、取扱範囲が限定されていることから、利用者が少ない状況にあります。今後は、国の進める働き方改革を契機とした就業環境の変化、多様な働き方のニーズを踏まえ、岡山市・倉敷市を含む通勤圏域における幅広い就業情報の収集・提供の充実を図る必要があります。

また、若者が将来も早島町に住み続けるか、あるいは戻ってくるかについては、希望する仕事や待遇、働き方を選べる見通しが持てることが重要な要素となっています。このため、産業振興の取組と連動した雇用機会の創出・拡大を推進し、地域内での就業機会の充実につなげていくことが求められます。

施策目標

・立地企業による求人情報の充実により、求職者の就業が促進され、失業者の減少につながっています。

・企業立地の誘導により、新たな企業進出が進んでいます。

・創業支援により、安心して起業できる環境が整い、事業者の定着と発展が進んでいます。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
完全失業率	3.4%（令和６）	下降
事業所数	478 件（令和３）	増加
【再掲】企業立地雇用促進交付金を活用した町民の新規雇用数	０人（令和６）	増加

施策の方針

町内企業の求人情報の充実を図るとともに、町外企業の求人情報についても、他市等との情報提供機会の拡充に努め、若者をはじめとする多様な人材の雇用確保を推進します。

また、企業の町内進出が必ずしも町内在住者の雇用確保に結びついていない現状も見られます。このため、産業振興の取組と連動した雇用機会の創出・拡大を推進し、地域内での就業機会の充実につなげていくことが求められます。

個別施策における取組

241 若者等の雇用の確保（企画課）

町内及び岡山県総合流通センター内に立地する企業への就職希望者を対象に、ハローワークや無料職業紹介所における来所相談やインターネットの活用により、職業相談・職業紹介および求人情報の提供の充実を図ります。

また、近隣市町と連携し、企業合同説明会や就職相談会の開催を通じて、就業機会の拡大に努めます。

242 立地誘導の推進と町内雇用の確保（企画課）

立地誘導等により産業の活性化を促進するとともに、立地企業に対してハローワークや無料職業紹介所の活用を促し、町内企業への就職を希望する人材が円滑に就業できる環境整備を進めます。

243 創業支援の充実（企画課）

つくば商工会と連携し、創業相談や伴走支援の充実を図るとともに、補助制度の活用により新規事業者の開業を支援します。

また、近隣市と連携し、創業相談やセミナー等の実施、創業支援体制の充実や特定創業支援等事業の活用を通じて、安心して創業できる環境の整備を図ります。さらに、創業後のフォローアップや販路開拓に対する支援を行うことで、事業の定着と成長を促進するとともに、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげます。

関係する課題別計画

□（なし）

主務課	関係課
企画課	－

25　環境の保全と美化の推進

251 環境保全の全町的な体制づくり
252 脱炭素社会の推進
253 循環型社会の形成
254 自然環境の保全
255 生活環境の保全

現状と課題

町内の森林は大部分が北部に存在しており、流通団地周辺は都市緑地であると同時に一部は保安林に指定されています。また、町中心部にも、公園を中心として身近に緑を感じられる場所が存在しています。これらの特徴的な田園・自然風景を保全していく必要があります。

地球温暖化対策としては、これまでも公共施設の節電など役場や公共施設を中心とした取組を進めてきましたが、岡山連携中枢都市圏の構成市町とともに令和３(2021)年２月に宣言した《2050 年温室効果ガスの実質排出量ゼロ》を達成するため、脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組・施策を全町的に広げていく必要があります。

自治会による資源ごみの回収活動の支援やごみステーションの整備への補助、家庭ごみの出し方ワンポイント集の全戸配布などにより、町民アンケート結果におけるごみ収集への評価は「満足している」「どちらかといえば満足している」が合わせて 59%と過半数の方が満足しています。一方で、ごみ出しのルールやマナーが守られていない、プラスチックごみ等のポイ捨てなどもあることから、環境美化活動の啓発により町民意識を高めていく必要があります。また、令和４（2022）年４月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき、プラスチック製品の使用合理化と再資源化を促進し、環境保全と持続可能な社会の実現を図る取組が必要です。さらに、ごみの総量削減と資源化については国際的な枠組みに基づくより一層の取組が必要です。

施策目標

・町内の美しい森林が保全されています。
・町内の田園風景が美しく保たれています。
・早島町内の二酸化炭素総排出量が減少しています。
・家庭ごみの総排出量が減少しています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
町民１人あたり温室効果ガスの排出量	1.00ｔ-CO_2（令和５）	減少
町民１人あたりの燃えるごみの排出量	145.0kg（令和７）	減少
町民１人あたりの燃えないごみの排出量	9.0kg（令和７）	減少
町民１人あたり資源ごみの量	17.0kg（令和７）	減少

施策の方針

環境にやさしいライフスタイルや事業活動の促進、再生可能エネルギーの普及や一般家庭ごみの減量に取組むとともに、町内に残る貴重な緑の保全と創出を進め、住宅都市としての良好な環境を保全します。

個別施策における取組

251 環境保全の全町的な体制づくり（環境上下水道課）

環境基本条例に基づく環境基本計画を策定し、町民・事業者・町が一体となって持続的な環境の形成に取組める体制を整えるとともに、多様な環境学習の機会を提供します。

252 脱炭素社会の推進（環境上下水道課）

再生可能エネルギーへの転換や省エネルギー化を引き続き促進し、町全体から排出される温室効果ガスの減少に取組みます。また、スマートエネルギー導入への助成など、環境に配慮した住宅の普及を推進します。

253 循環型社会の形成（環境上下水道課）

生ごみ処理機の導入補助やリサイクル・マイバッグ利用の普及啓発など、《４Ｒ》の総合的な推進により資源の消費を抑制します。また、食品ロス削減を推進するフードドライブを実施するとともにごみの減量化及び子育て世帯負担軽減対策として子ども服・絵本リユース事業など、環境負荷低減の取組を推進します。

254 自然環境の保全（建設課）

森林整備計画に基づく森林保護対策を推進するとともに、町の貴重な財産であるため池や保安林、緑地について、生態系に配慮しながら環境の保全に努めます。また、業務地などの人工的な風景との緩衝帯となる緑を効果的に配置していきます。

255 生活環境の保全（環境上下水道課）

地域の自主的な美化活動への支援や野焼きによる煙害の防止など、生活環境の保全と衛生の向上に努めます。

関係する課題別計画

第５次早島町地球温暖化対策実行計画
第２次早島町一般廃棄物処理基本計画
早島町分別収集計画
早島町都市計画マスタープラン
早島町森林整備計画

主務課	関係課
環境上下水道課	建設課

26　防犯情報の共有促進

261 犯罪抑止のための環境整備
262 防犯に関する情報の提供
263 防犯ボランティアへの活動支援
264 消費者被害の未然防止と早期発見
265 消費相談と連絡体制の強化

現状と課題

本町では、防犯灯の設置による環境づくりや青色回転灯装着車による巡回パトロールを行う早島交番自主パトロール隊、児童の登下校時の見守り活動など住民ボランティアによる防犯活動を活発に行っていますが、その一方で、地域における連帯感の希薄化による犯罪抑止力の低下や新たな犯罪への対応など、今後の犯罪動向が懸念されています。

また、高齢者の消費者トラブルの被害は全国的にも増えており、本町が受ける消費者相談においても 65 歳以上の高齢者からの相談が約半数を占めています。消費者トラブルの現場には行政の目が行き届きにくく、被害の発生を外部から防ぐことは困難です。また、当事者が問題を自覚できないまま被害に至ったり、拡大したりする状況があります。

消費者トラブルを未然に防ぐためには、町民に自衛のための知識を持ってもらい、地域で情報を共有しながらお互いを見守る体制をつくることが必要です。また、トラブルに対して早期に対応できるよう、相談体制を整え窓口等の周知を進める必要があります。

施策目標

・町民の防犯意識が高まっています。
・地域ぐるみで防犯活動に取組んでいます。
・人の目が行き届く、犯罪を起こしにくいまちの姿になっています。
・町民が、悪質商法や詐欺などに遭わない自衛の知識を身につけています。
・ひとりで自宅にいることの多い高齢者を地域で見守る体制が整っています。
・相談窓口や連絡網など、問題の発生時に迅速に対処できる体制が整っています。
・トラブルの早期にも相談できる体制があり、深刻な被害が減少しています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
刑法犯認知件数	48 件（令和６）	減少
防犯メール登録者数	610 人（令和６）	増加
自衛のための知識を得る消費者教育研修会の延べ参加人数	17 人（令和７）	増加
消費生活相談のうち契約前に相談に来られた件数の割合	8.0%（令和７）	増加

施策の方針

犯罪のない安全で住みよいまちの実現に向け、「自らの地域は自らが守る」という町民の防犯意識の高揚を図り、警察、防犯ボランティアと行政が一体となった防犯活動を推進します。

また、消費者トラブルの未然防止を最優先とし、自衛のための情報を積極的に発信・共有するとともに、特に被害の多いひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を構築します。

問題の早期解決と被害拡大防止に向けては、相談窓口の体制強化と周知を進めます。

個別施策における取組

261 犯罪抑止のための環境整備（総務課）

自治会への補助制度を継続し、強盗や窃盗等のほか、子どもや高齢者等を狙った犯罪等を防止するため、町内の防犯カメラの設置を促進します。

また、夜間における交通事故及び犯罪の発生を防止するため、自治会からの要望をもとに防犯灯の設置を進めます。

262 防犯に関する情報の提供（総務課）

倉敷警察署などと連携し、不審者や特殊詐欺対策など防犯に関する情報提供や講習会の実施などにより、防犯意識の向上を図ります。

263 防犯ボランティアへの活動支援（総務課）

青色回転灯装着車によるパトロールや自治会などによる児童の登下校時の見守り活動など、地域ぐるみの防犯活動への支援を継続して行います。

264 消費者被害の未然防止と早期発見（町民課、健康福祉課）

悪質商法の手口や被害の実態をわかりやすく提供し、特殊詐欺等への対策となる機器購入費用の助成などを行い、自衛のための知識や手段を提供することで、消費者被害の未然防止を図ります。

また、日頃から高齢者に接する機会の多い民生委員や、地域の人たちによる見守り体制の構築など、被害を早期発見できる環境の整備に努めます。

265 消費相談と連絡体制の強化（町民課）

町の相談窓口に関する周知を進めるとともに、熟練した相談員の指導・助言を得てあっせん業務を行うなど相談体制の強化を図ります。

また、県消費生活センターなどと連携して、問題の早期解決と被害の拡大防止を図ります。

関係する課題別計画

□（なし）

主務課	関係課
総務課	町民課、健康福祉課

31　地域の保健・医療・福祉の推進

311 健康づくりの増進
312 地域の医療・福祉の体制充実
313 地域福祉の連携強化
314 データヘルスの推進

現状と課題

本町には南岡山医療センターをはじめ複数の医療機関があり、周辺市にも高度の医療技術を持つ医療機関が多く専門的な医療を受けやすい環境にあります。しかし、地域との関係が希薄な住民も増加していることから、ヘルスプロモーションの考え方を踏まえ、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進していく必要があります。

健康づくりセンターを中心に各種健（検）診や健康相談などが開催されていますが、依然として１人あたりの医療費は県内他市町村と比較して高額となっています。特定健診・がん検診の受診を習慣づけ、病気の早期発見・重症化を予防していく必要があります。

また、高齢者の健康づくりのためには、低栄養・筋力低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防が重要です。人生 100 年時代に向け、医療と連携した健康づくりを推進していく必要があります。

施策目標

・疾病の予防、早期発見、早期治療により健康寿命が延伸しています。
・生活習慣の改善や予防など健康意識が高まり、特定健診の受診率が上がっています。
・地域の中で孤立する人が減っています。
・地域福祉活動に取組む自治会が増え、地域福祉の担い手が育っています。
・地域医療の連携体制がさらに充実しています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
特定保健指導の実施率	計測中（令和７）	上昇
特定健診の受診率	計測中（令和７）	上昇
５がん検診の平均受診率	9.60%（令和７）	上昇
健康寿命：男性	78.3 歳（令和７）	上昇
健康寿命：女性	81.0 歳（令和７）	上昇

施策の方針

がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの一次予防を強化するとともに、地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりに努めます。また、住民の健康データを用いた効果的な介護予防・フレイル対策を進めます。

個別施策における取組

311 健康づくりの増進（健康福祉課）

特定健康診査及び特定保健指導などの充実強化とあわせ、関係機関や地域と連携した周知啓発、健（検）診費用の支援による受診率の向上に努めます。

また、庁内の関係課はもとより、自治会、町内会など関係機関と連携した相談体制をつくり、単身の高齢者など地域との関係が希薄になりがちな人が孤立しない仕組みを整えます。

312 地域の医療・福祉の体制充実（健康福祉課）

都窪医師会や岡山県南西部圏域医師会と連携し休日・夜間診療の体制を整えるとともに、認知症サポーター養成講座修了者の確保に努めます。

313 地域福祉の連携強化（健康福祉課）

地域包括支援センターや早島町社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯなど多様な主体が連携・協力した地域福祉活動を展開します。

また、医療専門職を核とした関係機関と連携し、地域課題の分析、事業の企画調整及び地域の通いの場などへ積極的に関与できる体制を整えます。

314 データヘルスの推進（健康福祉課）

ＫＤＢシステム等の介護・保健・健診データを用いて地域の高齢者の特性や健康課題を把握し、保健事業と介護保険の地域支援事業等を一体的に実施します。

また、健診データとレセプトデータの突合により、適切な生活習慣の改善指導など疾病の早期発見や重症化予防、フレイル予防を推進します。

関係する課題別計画

□健康はつらつ早島 21
□早島町国民健康保険第３期データヘルス計画
□早島町第４期特定健康診査等実施計画
□早島町地域福祉計画

主務課	関係課
健康福祉課	－

32　高齢者福祉の充実

321 高齢者が活躍できる環境づくり
322 健康づくり・介護予防の推進
323 高齢者の地域生活支援の推進
324 在宅医療・介護連携の推進
325 認知症高齢者への支援
326 権利擁護の推進

現状と課題

本町では、地域包括支援センターを核として、高齢者のニーズに応じた介護予防・日常生活支援事業を展開しています。また、老人クラブやシルバー人材センター、各種ボランティア団体では多くの高齢者が自らの経験や知識をいかし、生き生きと活動しています。

しかし、今後さらに住民の高齢化が進み、暮らしのさまざまな場面で困難に接することが予想されます。また、高齢者の中には、外出や地域活動への参加が少なく、地域とのつながりが薄くなりやすい人もみられます。さらに、介護を担う家族の負担への対応も課題となっています。

高齢者が尊厳を保ち、住まい・医療・介護・予防・生活支援の切れ目ない一体的な提供により自立した生活が可能になる地域包括ケアシステムの構築を一層進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができる地域社会を実現していく必要があります。

施策目標

・住み慣れた家庭や地域で、安心して自立した生活を送る高齢者が増えています。
・健康であると感じている高齢者が増えています。
・要支援認定、要介護認定となる人が減っています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
百歳体操登録者数	415 人（令和７）	基準値を維持
成年後見無料相談の参加人数	９人（令和７）	増加
いきいきボランティア新規養成者数	50 人（令和７）	増加

施策の方針

高齢者の自立支援と健康寿命の延伸に向け、行政と関係団体や地域住民が連携しながら地域全体が支援する体制を整えます。

また、地域包括支援センターを核とした地域包括ケアの体制づくりを進めます。

個別施策における取組

321 高齢者が活躍できる環境づくり（健康福祉課、生涯学習課）

シルバー人材センターの組織強化と、自立に向けた支援を行います。また、有償ボランティア団体を育成し、活動の場を提供します。

老人クラブ連合会と連携し、まなびの舎などへの参加を促すことで、社会教育のさらなる充実に取組みます。

高齢者の社会参加の促進や経済的な負担の軽減が図れるよう、移動支援に努めます。

322 健康づくり・介護予防の推進（健康福祉課）

地域や各種団体と連携を取りながら、フレイル予防や生活習慣病予防などの推進や各種予防教室を通じて、健やかな生活習慣の形成に努めるとともに、住民主体で行う介護予防活動の支援を行います。

323 高齢者の地域生活支援の推進（健康福祉課）

地域包括支援センターの活動とあわせ、地域における自主的な取組への支援や、介護にあたる家族が安心して相談できる体制の強化により、要介護者となっても住み慣れた地域で生活を続けることができる地域包括ケアシステムの構築を進めます。

324 在宅医療・介護連携の推進（健康福祉課）

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者に対応するため、地域の医療・介護関係者等が連携して、要介護者を支える体制を強化していきます。

325 認知症高齢者への支援（健康福祉課）

幅広い年代での認知症サポーターの養成や認知症に関する啓発などにより、認知症を正しく理解し、まちぐるみで温かく見守ることができる社会の実現に取組みます。

326 権利擁護の推進（健康福祉課）

高齢者虐待の実態把握に努めるとともに、住民への講演会や町広報紙、パンフレット等を活用して防止のための啓発と支援に取組みます。また、各種関係機関と連携を取りながら、相談・支援を行います。

関係する課題別計画

□早島町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画

主務課	関係課
健康福祉課	生涯学習課

33　障がい者の自立支援

331 障がい者の就労・社会参加の支援
332 障がい者（児）の地域生活の支援
333 障がい児への支援の充実
334 障がい者（児）への身近な相談体制の充実

現状と課題

地域活動支援センター、福祉サービス事業所等により、障がい者の自立支援や地域との交流を促進していますが、一方では障がい者（児）の保護者の高齢化の問題等、障がい者の権利擁護に今まで以上に取組む必要があります。

障がいのある方もない方もお互いが尊重しあい、支え合いながらともに暮らせる社会を当たり前のものとしていくためには、障がい者の社会参加と自立に加え、さまざまな障がいに対する正しい理解が不可欠です。

また、障がい者（児）の保護者の高齢化や亡くなった後のいわゆる親亡き後問題に対応するため、住み慣れた早島町で暮らし続けることができる体制整備が必要となります。

施策目標

・地域で安心して活き活きと生活している障がい者が増えています。
・一般就労へ移行する障がい者が増えています。
・地域活動支援センターの利用者数が増えています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
障がい者の一般就労移行者数	３人（令和７）	基準値を維持
障がい者（児）の相談支援事業者数	３団体（令和７）	増加

施策の方針

障がいのある方もない方も、住み慣れた地域でお互いを尊重し、支え合いながら生活していくことができるよう、障がい者の社会参加を促していきます。

また、障がい者（児）の権利擁護を推進するために、周知啓発活動、相談事業などを行い、障がいに対する理解を促していきます。

個別施策における取組

331 障がい者の就労・社会参加の支援（健康福祉課）

ハローワークとの連携及び相談支援事業などを活用して、就労・社会参加を支援します。

332 障がい者（児）の地域生活の支援（健康福祉課）

障がい者の家族の就労支援と負担軽減のため、在宅障がい者の日中の活動場所を確保します。また、屋外での移動が困難な障がい者の外出支援のための従事者の養成に努めます。

333 障がい児への支援の充実（健康福祉課、こども未来課）

障がい児保育を実施します。また、保護者や地域の方への講習会などを通じて、障がいに対する理解の促進に努めます。

334 障がい者（児）への身近な相談体制の充実（健康福祉課、こども未来課）

障がい者（児）の相談事業を実施し、成年後見制度の利用支援を行います。また、障がい者（児）への虐待の実態を把握し、虐待防止に努めます。

関係する課題別計画

□第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画

□第３期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン

主務課	関係課
健康福祉課	生涯学習課、こども未来課

34　人権擁護の推進

341 人権侵害の実態把握
342 人権意識の啓発
343 男女共同参画の推進
344 性的マイノリティの人権尊重

現状と課題

本町は、基本的人権とは何かが問われた人間裁判「朝日訴訟」の舞台であり、人権擁護に深くかかわりのある場所として「人権の町」とも呼ばれています。人権講座や人権教育講演会においては、女性や子ども、高齢者、性的少数者の人権課題やパワハラ・セクハラ、インターネットにおける人権侵害などさまざまな課題に取組んできました。

国・県の法律や条例、第６次岡山県人権施策推進指針（令和８(2026)年３月)、第４次岡山県人権教育推進プラン(令和４(2022)年２月)等を踏まえ、「早島町人権教育基本方針」に基づき、教育や啓発への取組により人権に対する正しい理解と意識の高揚を図ってきましたが、多様化・潜在化・日常化が進む人権問題への理解を深めるため、今後も女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権課題など個別の状況に対する配慮を高めるとともに、実態に即した防止対策を進める必要があります。

施策目標

・人権、法律、行政の相談窓口が充実しています。
・社会教育や学校教育の場で、現在の社会情勢に対応した人権に関する学習の機会があります。
・ＤＶ防止法に基づく配偶者暴力相談支援の認知度が高まっています。
・早島町の職員で、女性管理職が増えています。
・地方自治法（第 180 条の 5）に基づく委員会などで、女性委員が増えています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
一般行政職の課長補佐級以上における女性職員比率	26.9%（令和６）	上昇
審議会など委員の女性比率	30.0%（令和６）	上昇
人権教育講演会の参加者数	69 人（令和７）	増加

施策の方針

表に現れない人権侵害の実態について情報の収集に努めます。

男女共同参画の推進に当たっては、各種委員会・審議会などの政策決定機関や町組織の管理職において、率先して男女比の改善を図っていきます。

さらに、ＤＶ防止法に基づく配偶者暴力相談支援業務について周知を図るとともに、庁内の連携により相談業務に対応できる体制を整えます。

また、性的少数者への先入観による差別や偏見の解消を図り、自由な意思を尊重する社会の実現を目指します。

個別施策における取組

341 人権侵害の実態把握（町民課）

積極的な情報収集に努めるとともに、水際での虐待防止や総合的な窓口の確立など、日々の業務の中で人権侵害の実態把握に努めます。

また、ＤＶ被害の相談について、県女性相談支援センターへの適切な引継ぎを行います。

342 人権意識の啓発（町民課、生涯学習課）

地域・学校・家庭の連携を図りながら、現在の社会情勢に対応した人権教育を総合的に推進します。

地域住民の自発的学習活動を促進するため、人権講座や研修会などの開催を検討します。

人権擁護委員と連携した人権啓発活動の充実に取組むとともに、広報紙、ＳＮＳなどを利用した定例人権相談の周知や関係機関との連携により、相談体制の充実を図ります。

343 男女共同参画の推進（町民課、総務課）

各種啓発週間等ではホームページ、広報紙や懸垂幕等で啓発活動を行い、窓口へ来られる方へは啓発物品の配布を行うことで町民や事業者の意識改革を促進します。また、町役場が率先して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、誰もがいきいきと働く職場環境となるよう努めます。

344 性的マイノリティの人権尊重（町民課）

性自認（心の性）や性的指向（好きになる性）等を理由に偏見や差別を受けることなく自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための啓発・教育に取組みます。また、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束する早島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、県内で制度導入自治体と協定を締結し、住所異動後も利用が継続できるよう、利便性の向上を図ります。

関係する課題別計画

□早島町人権教育基本方針

□第４次早島町男女共同参画基本計画（はやしまウィズプラン）

主務課	関係課
町民課	生涯学習課、総務課

35　子育て支援の充実

351 子育てを支える体制の拡充

352 子育てのための経済的支援

353 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

本町には、私立保育所４園、認可外保育所１園、公立幼稚園１園、児童館１ヶ所、児童プラザ１ヶ所等の子育て支援施設があります。私立保育所のうち２園には「子育て支援センター」を併設しているほか、そのうち１園では令和８年度から「こども誰でも通園制度」を実施するなど、多様な子育てニーズへの対応に努めています。

また、児童プラザには「ふれあいサポートセンター」を併設したほか、利用者支援事業として「子育てコンシェルジュ」や「こども家庭センター」の保健師を配置しています。これにより、子どもや保護者の身近な場所で相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行う相談支援体制の構築を進めています。

本町においては、近年子どもの数が増加する一方、女性の就業率が全国、岡山県に比べ高く共働き世帯も増加するなど、保育需要が増大する傾向にあります。家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）、特に子育てと仕事を両立できる環境を実現するとともに、地域の子育てに多くの住民がかかわり、安心して支援を受けられる体制をつくっていくことが必要です。

施策目標

・地域で親子が孤立せず、関係機関も状況を把握しています。
・働く親への保育支援が進んでいます。
・保育を希望している児童の入所待機が解消しています。
・ふれあいサポートセンターの登録及び利用が増えています。
・ワーク・ライフ・バランスについての理解が進んでいます。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
保育所入所待機児童数	１人（令和７）	解消
留守家庭児童会入会待機児童数	０人（令和７）	基準値を維持
ふれあいサポートセンター年間登録者数	28 人（令和７）	増加
ふれあいサポートセンター年間利用者数	168 人（令和７）	増加
子育て応援アプリ登録者数	286 人（令和７）	増加
児童館・児童プラザ来館者数	25,820 人（令和７）	増加
男性職員の２週間以上の育児休業取得率	0.0%（令和６）	上昇

施策の方針

各種保育サービスを柔軟に展開するとともに、ニーズに即した支援の体制づくりを家庭・地域・行政の連携の下で進めます。

個別施策における取組

351 子育てを支える体制の拡充（こども未来課）

今後の人口動態を見極めながら、増加が見込まれる教育・保育需要に対応するため、既存施設の認定こども園への移行の検討を含めた「第３期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン」の一部見直しに取組むとともに、保育士の処遇改善や離職防止対策による保育士の確保に努め、待機児童が発生しないよう取組みます。

平成 29(2017)年４月からはじまった病児保育施設の広域利用や、学童保育の需要に対応するため、児童の受け入れ体制を整備するとともに、保育環境の充実のため職員への研修により専門性を高めるなど、質の高い保育を提供できるよう取組みます。

さらに、各種の子育て支援施策の周知を強化し、利用の促進に努めます。

352 子育てのための経済的支援（こども未来課、健康福祉課）

児童手当制度やこども医療費の助成等について周知徹底を図ります。

また、障がい児を対象とした特別児童扶養手当・障害児福祉手当や障害者医療費助成のほか、ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成について、窓口における制度説明や申請案内を実施するなど、必要な支援や情報の提供に努めます。

353 ワーク・ライフ・バランスの推進（こども未来課、企画課）

育児・介護休業制度の周知・啓発を行い、性別にかかわりなく制度の利用を促進します。

また、町内の保育所において、保護者が育児休業中でも一定期間継続利用ができる取組を維持します。

さらに、働く保護者が仕事と家庭生活を両立できるよう、「子育てコンシェルジュ」や「こども家庭センター」の保健師により、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援事業等の情報提供や利用促進を図ります。

関係する課題別計画

□第３期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン

□健康はつらつ早島 21

□第４次早島町男女共同参画基本計画（はやしまウィズプラン）

主務課	関係課
こども未来課	健康福祉課、企画課

36　児童育成と健康の維持

361 母子の健康づくりの推進

362 地域の子育て支援の推進と体制整備

363 青少年の健全育成

現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加し、専門家に身近な窓口で安心して相談できる環境へのニーズが高まっています。また、本町では、近年子育て世代の転入が増えており、子どもの安全・健全な育成をともに見守る祖父母などの親族や友人、知人が町内にいないケースも増えています。

医療・保健・福祉・教育が連携した切れ目のない支援により、妊娠・出産・子育ての不安を解消するとともに、子どもの見守り活動などによる地域との関わりを強化し、地域全体で《子育ち》と《親育ち》を支えることで、親が安心して子どもを生み育て、すべての子どもが健やかに、心豊かに育つまちづくりを行っていく必要があります。

また、子どもが放課後や休日に安心して過ごせる居場所、身近な遊び場、地域との交流機会については、さらに充実が求められています。

施策目標

・安心して出産できる環境が整っています。
・広域利用により、病児、病後児保育が行われています。
・子どもの居場所があり、孤立や虐待、いじめから守られています。
・地域の多くの住民が、子育て世代や青少年の成長をサポートしています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
妊婦健康診査の受診率	78.0%（令和７）	上昇
乳幼児健診（乳児健診）の受診率	96.0%（令和７）	上昇
乳幼児健診（１歳６か月児健診）の受診率	98.0%（令和７）	上昇
乳幼児健診（３歳児健診）の受診率	100.0%（令和７）	基準値を維持
【再掲】留守家庭児童会入会待機児童数	０人（令和７）	基準値を維持
【再掲】ふれあいサポートセンター年間登録者数	28 人（令和７）	増加
【再掲】ふれあいサポートセンター年間利用者数	168 人（令和７）	増加
【再掲】児童館・児童プラザ来館者数	25,820 人（令和７）	増加

施策の方針

子どもの健やかな成長・発達のために、保護者が安心して子育てができ、孤立することのないよう切れ目のない支援を行います。併せて、子どもの《生きる権利》《育つ権利》《守られる権利》《参加する権利》の擁護に努めます。

また、自分の力で考え行動できる青少年の育成を目指し、学校教育ビジョンをもとに学校や青少年関係団体と連携し、地域の教育力の向上に努めます。

個別施策における取組

361 母子の健康づくりの推進（こども未来課、健康福祉課）

保護者への相談や指導を実施するとともに、妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、母子保健事業を充実し、食育の推進や、歯と口腔の健康づくりなど、子育て家庭が健やかに過ごせる環境づくりを進めます。

また、乳幼児健康診査等の実施により、疾病や成長過程など健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見・治療につなげるとともに、発達段階に応じた子育ての正しい知識・情報の普及啓発を図ります。

362 地域の子育て支援の推進と体制整備（こども未来課、生涯学習課）

利用者支援事業をはじめとする相談窓口を充実させるとともに、プレーパークの実施や親育ち応援学習プログラム・家庭教育支援チームなどにより子育てを支援します。

ふれあいサポートセンターのお願い会員・おまかせ会員を募集し、登録者数を増やすことで支援体制の充実を図ります。

母子保健と児童福祉の役割を一体的に担う「こども家庭センター」を設置し、妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、妊娠期から切れ目のない包括的で継続的な支援を行っています。

さらに、関係機関と連携し、虐待リスクのある家庭や孤立しがちな家庭の見守り体制を強化し、必要な子育て支援サービスを迅速に届けるなど、支援体制整備に努めます。

363 青少年の健全育成（生涯学習課）

青少年関係団体や自治会などと連携し、青少年と地域の人々との協働、交流の場を設けるとともに指導者の養成に努めます。また、子どもたちが訪れたい・訪れやすい図書館とするため、キッズコーナーやティーンズコーナーの整備や資料の充実などを進めます。

関係する課題別計画

□第３期すくすく早島 子ども・子育て応援プラン

□健康はつらつ早島 21

主務課	関係課
こども未来課	健康福祉課、生涯学習課

41　学校教育の体制強化

411 一貫教育の推進
412 ＥＳＤとキャリア教育の充実
413 教育環境の充実
414 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり

現状と課題

本町では平成 25(2013)年 10 月に策定した「早島町学校教育ビジョン」の下、平成 27(2015)年６月に「教育のまち・早島」宣言を行い、《喜んで登校・満足して下校、行きたい・行かせたい学校園》を目指し、15 歳の春を見すえた持続可能な教育の実現に向け、学校園・地域・行政が一体となった取組を進めています。そして、子どもたちも町民も地域を誇りに思う「協働・協学・協育」のまちづくりを目指しています。

子どもたちが将来変化する社会で持続可能な社会の一員となるには、学びの質を高め、学力の確実な定着や豊かな心の育成・体力の向上を図ることが大切です。子どもたちが安心・安全に過ごせるよう、いじめや不登校への対策、人口動態を踏まえた教室の確保などの環境づくりに加え、小中学校の学習・生活面での違いに配慮したなめらかな接続や児童生徒の学力保障、地域の特色ある教育活動の充実などが求められています。小中連携の強化や義務教育９年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組のため、今後の早島町に適した小中一貫教育について検討を行う必要があります。

さらに、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を達成するために、学校園の結びつきを支える地域とのつながりを深め、住民がともに《はやしま学》を学びあうことで「地域とつながり 未来を拓く 早島っ子」の育成に全町民が協力しあえる、社会に開かれた教育課程の実現が求められます。

施策目標

・確かな学力と豊かな人間性を育む、保幼との連携を強化した小中一貫教育が進んでいます。
・個の教育ニーズに応じた、きめ細やかな支援が充実しています。
・ＩＣＴ機器を日常的に活用した授業が展開されています。
・社会とつながり、未来を拓く学びの場が確保されています。
・学校外にも子どもの学びの場が確保されています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
全国学力・学習状況調査の平均正答率（小６、全国比）	国語＋2.0%（令和７）	上昇
	算数　0.0%（令和７）	上昇
全国学力・学習状況調査の平均正答率（中３、全国比）	国語＋0.7%（令和７）	上昇
	数学＋0.7%（令和７）	上昇
放課後はやしま塾に参加した児童・生徒数	155 人（令和７）	基準値を維持
一貫教育活動への肯定的評価：幼小中の平均	85.1%（令和７）	上昇
相談しやすい体制づくりへの肯定的評価（小中の平均）	78.2%（令和７）	上昇

施策の方針

子どもたちが「確かな学力」と「豊かな心」を身につけ、世界を学びのキャンパスとして「やり抜く力」と「つながる力」を育むために、校種を越えて学校園が結びついた一貫教育を推進するとともに、ＩＣＴ機器の利用促進や少人数学級など教育環境の充実を図ります。

また、はやしま学校運営協議会とはやしま学協働本部によるコミュニティスクールへの取組の充実を図ります。

個別施策における取組

411 一貫教育の推進（学校教育課）

保幼小中が連携し、誰もが安心して学び、可能性を最大限に伸ばせる「インクルーシブ教育」を目指します。特に５歳児から小学校１年生の期間においては「架け橋プログラム」を実施し、円滑な接続と主体的・対話的で深い学びを実現します。また、多様化するニーズに対応するため、保護者や地域、専門家と多角的に協議を行い、現代の実情に合わせた一貫教育の体制を推進していきます。

412 ＥＳＤとキャリア教育の充実（学校教育課）

児童生徒が自ら課題を設定し、解決に向けた学習過程を回したのち「行動化」までを含めた一連の探究的な学びである「早島型ＰＢＬ」を推進します。教師が伴走者となって非認知能力を育成するとともに、この探究学習を通じて自己の生き方を見つめる「キャリア教育」と、地域や社会へ貢献する「ＥＳＤ」を一体的に充実させます。

413 教育環境の充実（学校教育課）

一人ひとりに合わせた個別最適な学びを提供する「学びの複線化」を実現するため、１人１台端末を学びの道具として日常的かつ家庭学習でも積極的に活用します。また、すべての子どもたちに学びが届くよう、「ふれあい教室」の機能強化や「自立応援室」の運営体制整備など、不登校支援の拠点となる居場所づくりを推進し、授業と環境のユニバーサルデザイン化を図ります。

414 地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり（学校教育課、生涯学習課）

子どもと学校園を中心に、誰もが安心して過ごせる「居心地の良い学校づくり」を地域一体となって支援します。はやしま学協働本部を中心とする体制の下、地域との結びつきを強め、子どもたちの地域への誇りや愛着を育む《はやしま学》を実施するとともに、大人と子どもがともに学び、生涯学習へとバトンをつなぐ「協働・協学・協育」の体制づくりに努めます。

関係する課題別計画

□早島町学校教育ビジョン
□早島町教育施策の概要
□早島町学校施設等個別施設計画

主務課	関係課
学校教育課	生涯学習課

42　スポーツ・レクリエーションの振興

421 スポーツ・レクリエーション活動の振興

422 スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

現状と課題

本町には現在４つのグランドと２つのテニスコート、１つのグラウンド・ゴルフ場などのスポーツ施設に加え、学校施設である武道館や体育館も地域に開放され、多くのスポーツクラブ・グループが活動しています。スポーツ施設については令和７年度より指定管理者制度を導入しており、指定管理者のもとで管理運営を行っています。また、総合型地域クラブを立ち上げ、中学校の部活動の地域展開を進めていますが、地域クラブ化が進む一方で、活動場所の確保に苦慮しています。

町が行っているスポーツフェスタ in はやしま（旧町民運動会）やソフトボール大会などのイベントを通じて、参加者や地域の交流促進を進め、コミュニティの醸成にも大きな役割を果たしています。

施策目標

・町民がさまざまなスポーツを通じて健康・体力づくりに取組んでいます。
・スポーツ活動をきっかけとした町内のコミュニティが生まれています。
・町内のスポーツ施設が円滑に利用できるようになっています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
スポーツグループの数	68 団体（令和７）	増加
スポーツ教室などの開催数	11 回（令和７）	増加
体育施設利用数	98,214 人（令和７）	増加

施策の方針

誰もが気軽に運動習慣を身につけ、健康づくりに取組めるように、さまざまな体験メニューの提供を行うとともに、子どもから大人まで参加できるコミュニティ・スポーツの普及に努めます。

また、施設の運用方法を見直し、本町の社会体育施設の在り方について検討します。

個別施策における取組

421 スポーツ・レクリエーション活動の振興（生涯学習課）

誰もが気軽に健康づくりに取組めるように、総合型地域クラブを中心とし、さまざまな体験教室を開催します。また、子どもから大人まで参加できるコミュニティ・スポーツの紹介や講習を行い普及に努めます。

422 スポーツ・レクリエーション施設の利用促進（生涯学習課）

令和７（2025）年４月からスポーツ施設の指定管理制度を導入したことで、効率的な運用を開始しています。今後も指定管理者や岡山市、倉敷市との相互連携等によりスポーツ施設の在り方について検討します。

関係する課題別計画

□早島町社会教育推進基本計画

主務課	関係課
生涯学習課	－

43　文化・芸術の振興

431 文化・芸術活動の振興
432 文化・芸術の担い手の育成
433 国際理解・国際交流の推進

現状と課題

町民総合会館「ゆるびの舎」は、本町の文化・芸術活動の拠点施設として優れた文化・芸術事業を提供するとともに、近隣市町の人々の文化・芸術活動の発表の場としても多くの人々に利用されています。開館以来、文化ホールのスタインウェイ・ピアノを地域の財産と位置づけ、毎年約 150 組の地域住民に開放し、演奏の機会を提供することで、芸術文化活動へ親しみを持ち、その理解を深めることを目的としたピアノリレー・コンサートを実施しています。また、ゆるびの舎開館 15 周年記念として平成 25(2013)年につくられた組曲「ふるさと早島」を歌い継ぐことを目的に、「早島ふるさと音楽祭」を毎年開催し、地元早島町内の文化グループや中学校吹奏楽部等の発表とゲストステージを行い、最後に出演者全員で組曲「ふるさと早島」を盛大に演奏しているところです。

早島の文化・芸術を振興していくためには、人と人との出会いや多彩な交流を通して町内で行われるさまざまな活動を活性化するだけでなく、異なる地域や文化への理解と交流を深め、自らの地域の文化・芸術を再確認する機会を増やしていくことが重要であることから、今後ともこのような恵まれた環境を十分活用し、多くの人が優れた文化・芸術に触れる機会を増やし、さらなるホール利用の活性化を進めていく必要があります。

このほか、中央公民館などの社会教育施設等を利用して、多くの文化・芸術グループが活動を行っています。

中央公民館などの社会教育施設で活動している文化・芸術グループをつなぐ、お互いに交流できる場づくりも求められています。

施策目標

・地域間交流や国際交流など多様な文化・芸術イベントや活動が増えています。
・本町を拠点に活動するアーティストやグループが増えています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
近隣市町を巻き込んだ発表会などの開催回数	４回（令和７）	増加
優れた文化・芸術に触れる機会の提供回数	４回（令和７）	増加
英会話塾・国際交流イベントの参加者数	147 人（令和７）	増加

施策の方針

ゆるびの舎文化ホールを本町や近隣地域の文化芸術活動の拠点施設として位置づけ、岡山・倉敷の中間に位置する中規模文化ホールとして、大ホールにはない個性豊かな活動によりプレーヤー、観衆（聴衆）、町がともに発展・成長できる事業を展開します。

町内で活動する多くの文化・芸術グループには、活動の場や発表の場を提供するなどの支援を行います。

また、小中学生を中心に、地域間交流や国際交流など多彩な交流活動の促進を図ります。

個別施策における取組

431 文化・芸術活動の振興（生涯学習課）

町民活躍の場、隣接地域の交流の場としての視点を取り入れ、民間の力とアイデアを取り入れた「ハヤシネマ」のような新たな事業を誘致したり、ピアノリレー・コンサート等芸術文化イベントに住民参加型の企画・運営を導入したりすることで優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、県内の若手芸術家の育成など独自の事業等を行うことで、町民や近隣の団体等とともにゆるびの舎の独自の魅力を発信していきます。

また、ゆるびの舎の施設や設備の適切な維持管理により、安心して利用できる環境整備に努めます。

432 文化・芸術の担い手の育成（生涯学習課）

青少年の文化・芸術団体の育成に努めるとともに、文化ホールと連携したワークショップなどを開催します。

また、町内で活動する文化・芸術グループに活動の場や発表の場を提供するなどの支援を行います。

433 国際理解・国際交流の推進（生涯学習課、企画課、学校教育課）

小学５・６年生を対象に生きた英語に触れ合う「英会話塾」や早島国際交流協会と連携した留学生やＡＬＴとの料理教室や体験活動など、国籍や文化の違いを超えた国際交流に関わる活動を支援します。

関係する課題別計画

□早島町社会教育推進基本計画

主務課	関係課
生涯学習課	企画課、学校教育課

44　地域資源の保全・活用

441 地域資源を学ぶ環境の充実

442 地域資源の保全

現状と課題

本町は児島湾干拓のまちであり、特産のい草で織られた畳は《早島表》の名で全国に出荷され、日本の畳文化を支えてきました。また、江戸時代早島を治めた旗本戸川家の陣屋が置かれ、まちは金比羅往来を行き来する多くの旅人でにぎわいました。明治になると矢尾村、前潟村、早島村の３ヵ村が合併して早島村となり、明治 29（1896）年には町制を施行し、本町は岡山県下で最も長い歴史を有する町となりました。

町内にはこうした歴史を伝えるまちなみや用水、道標など歴史的資産が数多く残されるとともに、瀬戸内の自然植生を残す朝日稲荷の社叢や、絶滅危惧種であるキンラン・ギンランの自生地など、貴重な自然も残されています。そうした中、《はやしま学》の中で各種講座やウォーキング等を実施するとともに、「不老のみち」の活用を進めることで、町民がこうした地域資源に触れ、共有の財産として認識する機会を設けています。この《はやしま学》を全町的に広げ、歴史や自然などについて町の魅力を再発見し、町への愛着や誇りをもつ町民をさらに増やす必要があります。

施策目標

・早島の歴史を知り、町への愛着や誇りを持ち、魅力を語り伝えられる町民が増えています。

・町に残る地域資源が保全され、身近に接することができるよう整備されています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
戸川家記念館の来館者数	361 人（令和７）	増加
歴史民俗資料館の来館者数	1,155 人（令和７）	増加
観光ボランティアの登録者数	13 人（令和６）	増加
「景観・町並みの保全」が重要と考えている町民の割合	64%（令和６）	上昇

施策の方針

郷土の歴史や文化、自然などの地域資源について学ぶ機会を増やし、郷土への愛着と誇りを育てるとともに、町筋や駅筋のまちなみの景観形成を住民の参画を得ながら計画的に進めます。また、同じ歴史や文化を共有する地域と連携し、地域の魅力を発信します。

早島公園から陣屋跡周辺を、町の歴史に直接触れることのできる場所として、文化資源の保全とまちづくりへの活用に取組みます。

個別施策における取組

441 地域資源を学ぶ環境の充実（生涯学習課）

《はやしま学》の中で町の歴史や自然などを学ぶロゲイニングや自然観察会等を開催するとともに、町の歴史を学ぶ副読本を中学生に配付し、郷土への愛着を深め、地域への誇りを育てます。

戸川家記念館・歴史民俗資料館での防虫・湿度調整に努め、歴史資料の保存環境改善を図り、貴重な史料を次世代に遺すための保存環境改善を図ります。高梁川流域や同じ歴史を共有する岡山市西部地域と連携し、地域の魅力を発信します。

また、地域資源を線で結ぶ「不老のみち」の整備・活用の促進を図ります。

442 地域資源の保全（生涯学習課、建設課）

文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」策定の準備を進める中で、歴史資料のデジタル化を検討します。早島公園・戸川家陣屋跡からいかしの舎周辺にかけて「文化財保存活用区域」と位置づけ、施設の整備、歴史的資源の集約化等に取組みます。

また、今も多くの歴史的建物が残る町筋・駅筋・裏川筋の沿道及びいかしの舎周辺の地区について、「景観形成重点地区」とすることで、景観形成への住民意識の醸成を図ります。

関係する課題別計画

□早島町社会教育推進基本計画

□早島町景観計画

主務課	関係課
生涯学習課	建設課

45　社会教育の環境整備

451 生涯学習のまちづくりの推進
452 社会教育施設等の有効活用
453 学校教育ビジョンとの連携

現状と課題

地域福祉や防災・防犯など社会的課題解決のために地域コミュニティへの期待が高まる中、本町では、「生涯学習のまちづくり」を進めるために、中央公民館や図書館で《はやしま学》「まなびの舎」をはじめとしたさまざまな学習プログラムを提供し、学習機会の充実を図ってきました。その中で、受講者が自主的に学習に関わり、学習成果を地域に還元する仕組みづくりを進めています。また、中央公民館では数多くのクラブ・グループが自主的な活動を行っていますが、施設が飽和状態のため、新たなクラブ・グループの活動の場を確保することが困難な状況です。

中央公民館や図書館などの機能や学習講座の内容を充実させるとともに、町民の自主的学習活動を支援することで、地域課題・社会的課題の解決や地域コミュニティの活性化を支援していく必要があります。

また、都市計画道路駅前バイパス線の事業化にともなう影響が懸念される中央公民館、歴史民俗資料館、南グラウンド等の社会教育施設においては、それらの機能を今後どのように担保するのかなど早急な検討着手が必要です。

施策目標

・生涯学習で得た知識や経験をもとに、地域の課題解決へ自主的に取組む住民が増えています。
・社会教育や学習の場で《はやしま学》に取組む人が増えています。
・中央公民館など、町内の社会教育施設が使いやすくなっています。
・多くの青少年団体に優秀な指導者がいます。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
中央公民館・コミュニティハウスの利用者数	46,938 人（令和７）	増加
中央公民館・コミュニティハウスで新たに活動を始めたクラブ・グループ	４件（令和７）	増加
図書館書籍貸出冊数	64,620 冊（令和７）	増加
公民館・図書館講座参加者数	911 人（令和７）	増加
《はやしま学》「まなびの舎」講師新規認定者数	１人（令和７）	増加

施策の方針

生涯学習のまちづくりに向け、地域課題や社会的課題の解決を目指し、ＥＳＤに取組みながら地域への愛着と誇りを育み、地域コミュニティの活性化につながる学習プログラムの提供に努めます。また、人々の学習活動の拠点となる社会教育施設の連携を図るとともに機能の充実を図ります。

学校と連携した《はやしま学》の実践に取組むとともに、町立図書館と学校図書館との連携により、子どもの「読み取る力」、「書く力」を育みます。

個別施策における取組

451 生涯学習のまちづくりの推進（生涯学習課）

地域への愛着と誇りを育み、ＥＳＤにつながる講座、教室などを開催するとともに、地域のコミュニティ活動へ主体的に関わることができる仕組みづくりを進めます。また、人々の学習要求に応える資料提供や学習機会の充実に努めます。

452 社会教育施設等の有効活用（生涯学習課）

社会教育の推進のため、中央公民館をはじめコミュニティハウスやゆるびの舎等の施設を有効活用し、学習機会の場の提供に努めます。

地域の情報センターである町立図書館は、高梁川流域連盟や岡山連携中枢都市圏との相互利用サービスにより、広域地域の中核図書館としての役割を果たせるよう、今後とも蔵書の充実や読書環境の整備などサービスの向上を図り、より広い住民に対応できる知的オアシスとしての役割を充実させます。

また、さまざまな図書館事業や学校園・ボランティアとの連携、「社会教育推進基本計画」に基づく読書活動の推進により、自ら考え行動する町民力を育てるための生涯学習の場としての機能の充実を目指すとともに、子育て支援の場としての活用を推進します。全ての町民の読書活動推進のための環境を整えます。

453 学校教育ビジョンとの連携（学校教育課、生涯学習課）

学校教育ビジョンの実現に向け、学校と協働しながら《はやしま学》の実践に取組みます。学習や人間形成すべての基礎になる読書については、町立図書館と学校図書館の連携を図りながら、子どもたちが日常的に本に親しむ環境づくりを進めるとともに、読書習慣の定着を図ります。これにより、子どもたちの可能性を広げ、自ら考え、行動できる自立した大人へと成長するための確かな力を育みます。

関係する課題別計画

□早島町社会教育推進基本計画

□早島町学校教育ビジョン

主務課	関係課
生涯学習課	学校教育課

46　まちづくりの担い手の育成

461 生活を支える地域活動の充実
462 地域活動の拠点形成
463 次代のまちづくり人材の育成

現状と課題

さまざまなボランティア活動や住民による自治は地域社会を支える不可欠なものとなっていますが、地縁の希薄化や担い手の高齢化が進んでおり、持続可能なまちづくりのための人材育成が急務となっています。特に、次世代の主役となる子どもが自ら考え、地域を愛する心を育む「体験型・参加型のまちづくり教育」が求められます。

大学進学や就職とともに地域を離れる子どもも多いことから、町内で暮らしつつ町外の様子に触れる機会が増えることで課題意識を持ちはじめる中高生のうちに地域のまちづくり活動へ参加する機会を持つことが重要です。その経験を持って将来の進路を選び、さまざまな成長を経て地域に戻り、次世代のまちづくりリーダーとして活躍できる仕組みや活躍の場をつくっていく必要があります。

施策目標

・地域の福祉を支えるボランティア活動の認知度が高まっています。
・地域活動へ参加する中高生が増えています。
・町内で起業するためにUターンした住民が増えています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
《はやしま学》「まなびの舎」講師・サポーター講師新規認定者数	３人（令和７）	増加
放課後はやしま塾支援員参加者数	322 人（令和７）	増加
土曜はやしま塾支援員参加者数	114 人（令和７）	増加

施策の方針

次代のまちづくりを担う中高生が地域活動に参加する場と機会を増やします。

また、ＳＤＧｓの 17 目標とＥＳＤの視点を踏まえた《はやしま学》により、人材の教育・育成を進めます。

個別施策における取組

461 生活を支える地域活動の充実（健康福祉課、生涯学習課）

民生・児童委員、愛育委員、栄養委員やボランティア団体など行政と連携したボランティア活動の推進を図ります。

また、公益的な事業に取組むＮＰＯを支援するとともに、情報提供などを通じ、住民と連携しやすい環境整備に努めます。

462 地域活動の拠点形成（生涯学習課）

社会教育の推進のため、中央公民館をはじめコミュニティハウスやゆるびの舎等の施設を有効活用し、地域活動の拠点として、自分や町の持つ課題に積極的に挑戦し、町民力を育てるための生涯学習の場としての機能の充実を目指します。

463 次代のまちづくり人材の育成（生涯学習課、学校教育課）

地域社会とのつながりの中で児童生徒が自ら課題を設定し解決を目指す「早島型ＰＢＬ」による探究的な学びを推進し、未来の社会に必要な非認知能力を育成します。この探究学習をキャリア教育やＥＳＤの実践へと接続させることで、地域課題の解決に取組む次代の指導者を育成します。また、《はやしま学》「まなびの舎」の認定講師、認定サポーター講師を増やし、まちづくりに取組む人材育成を進めていきます。

関係する課題別計画

□早島町社会教育推進基本計画

□早島町学校教育ビジョン

主務課	関係課
生涯学習課	健康福祉課、学校教育課

51　持続可能な住民自治の体制づくり

511 地域コミュニティの自立支援
512 地域コミュニティの連携促進
513 ＮＰＯ等の協働主体の機能強化

現状と課題

本町では、自治会が班や組を基本として活動しており、子ども会や老人会などの団体もあります。また、各種行政委員も自治会ごとに任命しており、自治会は地域の暮らしを支える大切な基盤となっています。

一方で、近年のライフスタイルの変化や世代間の価値観の違いなどにより、自治会活動に参加する機会や、地域のつながりを意識する機会が少なくなりつつあります。

しかし、防災や防犯、子育て、教育、高齢者福祉などの分野では、地域の中でお互いに支え合うことの大切さが改めて見直されており、地域コミュニティに期待される役割との齟齬が大きくなっています。

今後も地域のつながりを守り、持続可能な住民自治を進めていくためには、住民、自治会、町役場がそれぞれの役割を理解し、協力し合える関係を築いていく必要があります。

また、民間事業者やＮＰＯ、各種ボランティア団体が「新しい公共」の担い手として十分に活動できる環境を整える必要があります。

施策目標

・住民が、自治会のコミュニティの中で、世代を超えてともに助け合って暮らしています。
・ＮＰＯ、ボランティア団体、企業が地域住民と協働して公益的な活動に取組んでいます。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
各自治会が実施するコミュニティ活動の回数	26 回/年（令和６）	増加
町内の登録ＮＰＯ法人数	４団体（令和６）	基準値を維持
協働のまちづくり推進事業実施件数	１件（令和６）	基準値を維持

施策の方針

自治会間の情報交換などの機会をつくり、お互いが補完し合いながら地域のコミュニティ活動が拡大するよう、連携を促進します。

また、「住民・ＮＰＯ・ボランティア団体・企業・行政」という多様な主体の参画による新しい協働の仕組みを創出し、強化します。

個別施策における取組

511 地域コミュニティの自立支援（企画課）

自治会が主体的に地域の課題解決に取組めるよう、コミュニティ活動の情報提供とコミュニティ意識の高揚に努めます。また、その活動拠点となる施設や設備に対する支援も行います。

512 地域コミュニティの連携促進（企画課）

自治会間の情報交換を行うなど相互に連携する機会の創出に努め、ネットワーク化された地域コミュニティで相互の活動が拡大し、補完し合うよう自治会間の連携促進に努めます。

513 ＮＰＯ等の協働主体の機能強化（企画課）

公益的な事業に取組む団体の活動基盤強化に向けた支援や、専門性の高い公益的な活動に取組むＮＰＯやボランティア団体などの活動強化に向けて支援するとともに、住民へ活動情報を提供するなど、住民と連携しやすい環境整備に努めます。

関係する課題別計画

□（なし）

主務課	関係課
企画課	－

52　公聴広報の推進

521 町民の意見・提案の把握

522 情報公開の推進

523 住民との双方向の意思疎通の充実

現状と課題

町では、町政に関する情報を広くお届けするため、毎月１回発行する「広報はやしま」をはじめ、町ホームページやＳＮＳなど多様な媒体を活用し、分かりやすい情報発信に努めています。

また、公聴の取組として、おおむね５年に１回実施する町民アンケートやご意見箱の設置、ウェブサイトの意見投稿・問い合わせフォームなど、個人が気軽に声を届けられる機会を設けています。さらに、自治会などの団体を対象とした町長との懇談会の実施など、幅広い声の把握に努めています。

今後も、町政の透明性と信頼性の向上に向け、行政情報の積極的な公開と、誰もが相談や問い合わせ、意見・提案をしやすい環境づくりの構築を進めます。

施策目標

・懇談会に高齢者をはじめ多くの町民が参加し、地域の課題や将来について活発な意見交換が行われています。
・インターネットの活用により、町の最新情報をいつでも手軽に入手できる環境が整いつつあります。広報紙とあわせた多様な媒体の活用により、情報発信の幅が広がっています。
・あらゆる世代の町民と行政との間で、公聴・広報の双方における双方向のコミュニケーションを進めています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
町民アンケートの回収率	43.5%（令和６）	上昇
町ウェブサイト閲覧数	907,584 件（令和６）	増加

施策の方針

さまざまな町民のニーズを双方向で的確に把握するとともに、行政情報が子育て世代や現役世代など多忙な方々にも確実に届き、反応が得られる仕組みづくりが求められています。

このため、スマートフォンなどのデジタル機器を活用した情報収集・発信にも対応し、時間や場所にとらわれずに参加できる環境整備を進めていきます。

今後は、利用者の視点に立った公聴・広報の在り方について幅広く検討し、誰もが必要な情報にアクセスしやすく、意見を届けやすい町政の実現をめざします。

個別施策における取組

521 町民の意見・提案の把握（企画課）

懇談会やご意見箱、町民アンケートなどの手段に加え、ウェブサイト上からの意見投稿なども活用して町民の意見・提案・要望をしっかりと把握します。

522 情報公開の推進（企画課）

審議会等の開催については、ウェブサイト等により周知し、開かれた町政の推進を図ります。

また、広報紙への掲載や情報公開制度の活用により行政情報の公開を進め、町民との情報共有の充実に努めます。

523 住民との双方向の意思疎通の充実（企画課）

ワークショップやパブリックコメントの活用に加え、町民からの意見や提案に対する丁寧な応答を通じて、双方向のコミュニケーションを重視し、町民との密接な意思疎通の充実を図ります。

関係する課題別計画

□（なし）

主務課	関係課
企画課	－

53　地域社会のデジタル化

531 情報基盤の整備

532 デジタルデバイドの解消

533 多様な媒体を活用した行政情報の発信

現状と課題

本町では、ウェブサイトやＳＮＳなどの媒体を活用することで行政情報を広く発信するとともに、主な町有施設等において公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の整備やキャッシュレス決裁の利用拡大に努めてきました。

一方で、生成ＡＩ技術の急速な進展や、深刻化する労働力不足を背景として、デジタル技術は単なる利便性の向上にとどまらず、重要な社会インフラとなっています。また、頻発・激甚化する自然災害への対応においても、リアルタイムな情報共有や避難支援など、デジタルの重要性は一段と高まっています。

しかし、個人情報の取扱いに関する懸念に加え、ＩＣＴ機器の操作に慣れない高齢者や自宅の通信環境の違いなどにより、享受できるサービスの水準に格差が生じていることも明らかになっています。

子育て世代や現役世代など、コミュニケーションを取りにくい層にも町の行政情報に関心をもってもらい、幅広い情報のフィードバックを得る体制を確立するとともに、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、情報発信・共有の手段を時代に応じたものへと改善し、行政情報へのアクセシビリティを高めることが必要です。

施策目標

・ＩＣＴ機器を自由自在に活用する町民が増えています。
・ＳＮＳを活用して子育て世代や時間のない現役世代へ多くの情報が発信されています。
・防犯、防災のための情報が即時に入手できるようになっています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
メールマガジン登録者数	827 人（令和６）	増加
町ＳＮＳアカウントのフォロワー数	2,355 人（令和６）	増加
公式ＬＩＮＥのユーザー数	1,600 人（令和６）	増加

施策の方針

住民各自のスキルに応じたＩＣＴ機器の活用推進により、誰でもいつでもどこでも必要な情報を送受信できる情報バリアフリーの推進を図るとともに、デジタルデバイドの解消に努めます。

個別施策における取組

531 情報基盤の整備（総務課）

既存の公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を活用してもらえるよう周知に努めます。また、新たなサービスの情報を収集し、利便性向上の視点も含めて時代に即したサービスの提供に努めます。

既存の公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境について、平時における利便性の向上や災害時の通信手段としての有効性を広く周知し、活用を促進します。また、新たなデジタル技術の動向を的確に捉え、住民の生活利便性の向上および行政運営の最適化の視点から、時代に即したデジタルサービスの提供に努めます。

532 デジタルデバイドの解消（総務課）

誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、ＩＣＴの利活用が困難な町民が相談や学習を行える機会を継続的に提供するなど、情報バリアフリーの推進に向けてデジタルデバイドの解消を図ります。

533 多様な媒体を活用した行政情報の発信（企画課）

町政に関する情報について、広報紙やホームページに加え、ＳＮＳを活用して積極的に発信することで、若い世代などへの情報提供に努めます。

また、スマートフォンを活用した情報収集や問い合わせに便利な機能の追加など、利用者目線に立った情報発信を行います。

関係する課題別計画

□（なし）

主務課	関係課
総務課	企画課

54　ＩＣＴ環境の整備と高度化

541 スマート自治体の実現
542 自治体ＤＸの推進
543 情報セキュリティ対策の強化

現状と課題

本町では、誰でもいつでもどこでも必要な情報を送受信できる環境を目指し、主な町有施設等への公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境の整備や、庁内ネットワーク環境やシステム整備による事務事業の効率化を進めてきましたが、ＡＩ、ＩｏＴなど新たなＩＣＴ技術は生活の中で急速に普及しています。

Society5.0時代におけるまちづくりの基本コンセプトとされる「スマートシティの実現」に向けて、民間企業や住民が利用している先進的な情報サービスの着実なキャッチアップ、精緻な政策分析への活用による住民サービスの利便性向上、安全な技術の見極めを行うことが必要です。

特に、生成ＡＩ技術の飛躍的な進展は、行政業務の高度化や迅速化に大きな可能性をもたらす一方で、適切用ルールの整備やセキュリティの確保が新たな課題となっています。

また、深刻化する人手不足の中でも行政サービスの質を維持・向上させるためには、これまでの来庁を前提とした仕組みから脱却し、住民が「いつでも、どこでも」手続きを行える環境整備が不可欠です。

今後は、オンライン申請の拡充に加え、窓口での申請書類の記入を省略する「書かない窓口」の導入など、デジタル技術を最大限に活用した自治体ＤＸを加速させ、利便性の高い行政サービスの提供と、持続可能な行政運営の両立を図ることが求められています。

施策目標

・窓口に出向くことなくオンラインで完了する行政手続や来庁しても「書かずに」済む窓口サービスが増えています。
・受益者の状況に応じた細やかなサービスが受けられるようになっています。
・情報セキュリティに対する町職員の意識が高まっています。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
デジタル・ガバメント実行計画に規定される手続きのオンライン化件数	36件（令和６）	増加
電子申請利用件数	2,655件（令和６）	増加
職員情報セキュリティ研修実施回数	１回（令和６）	基準値を維持

施策の方針

住民各自のスキルに応じたＩＣＴ機器の活用推進により、誰でもいつでもどこでも必要な情報を送受信できる情報バリアフリーの推進を図るとともに、デジタルデバイドの解消に努めます。

個別施策における取組

541 スマート自治体の実現（総務課）

高齢者の人口がピークを迎える令和 22（2040）年頃を見据え、労働力の供給制約の中でも住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるために、行政事務の業務プロセス・システムの標準化、手続きの電子化・ペーパーレス化、「書かない窓口」の導入を進めるとともに、生成ＡＩやＲＰＡなどのＩＣＴ技術の活用により行政サービスの効率化や生産性の向上を図ります。

542 自治体ＤＸの推進（総務課、町民課、税務会計課、生涯学習課）

Society5.0 時代の到来に向け、行政手続の電子化や手続きのワンストップ化等を進め、スマートな行政サービスの実現を図るとともに、公金収納におけるキャッシュレス化の推進・普及に努めます。

543 情報セキュリティ対策の強化（総務課）

町が保有する個人情報をはじめとする情報資産の監視体制を強化するとともに、職員のセキュリティ意識を継続的に向上させていきます。

また、コンピュータウイルスによるシステム障害などの脅威から守ります。

関係する課題別計画

□（なし）

主務課	関係課
総務課	町民課、税務会計課、生涯学習課

55　効率的な行政運営の推進

551 弾力的な組織機構の編成
552 地方分権にふさわしい人材の育成
553 広域連携の推進
554 民間団体との連携体制の構築

現状と課題

少子高齢化・人口減少社会が現実のものとなり、地方分権の新たな枠組みに関するさまざまな議論が活発化するなど、町政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、限られた職員数の中で、住民や広域的なニーズに的確かつ迅速に応える「組織の基礎体力」をより一層高め、町の内外で広く支持される自治体へと成長していく必要があります。

また、厳しい財政状況下において、高度化・多様化する行政ニーズに対応するためには、行政サービスの質を維持しつつ、より効率的な行政運営が求められます。そのため、窓口業務の受付時間の見直しや短縮、宿直体制の見直しなど、住民サービスへの影響に配慮しながら、業務の効率化と職員の負担軽減を進めていくことが必要です。

施策目標

・町役場の職員が地域の事情や住民のニーズへ迅速に対応しています。
・町役場や出先機関の窓口対応における接遇が向上しています。
・他の市町村や民間事業者との広域的な協力関係が進んでいます。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
各種研修の延べ参加人数	231 人（令和６）	増加
【再掲】男性職員の２週間以上の育児休業取得率	0.0%（令和６）	上昇
年間の時間外勤務時間数が 360 時間以下の職員の割合	71.0%（令和６）	上昇
障がいのある職員数	２人（令和６）	増加
高梁川流域連携中枢都市圏参加事業数	63 件（令和６）	増加
岡山連携中枢都市圏参加事業数	25 件（令和７）	増加

施策の方針

簡素で効率的な行政経営を目指し、限られた資源の中で町民ニーズに即した各種政策を的確に進めます。また、岡山市や倉敷市などの周辺自治体と連携を深め、民間の力も活用した幅広い視点での行政運営を行います。

さらに、各種研修を通じて政策形成能力や職務遂行能力を高め、創意工夫で町民ニーズに応えられるよう職員の資質向上に努めます。

個別施策における取組

551 弾力的な組織機構の編成（総務課）

業務の拡大や時代のニーズに合わせた組織改革を行い、柔軟かつ効率的な人員配置を行います。

また、各課横断的な委員会やプロジェクトチームなどを設置することで、諸課題に対し機動的に対応します。

552 地方分権にふさわしい人材の育成（総務課）

行政サービスの質や効率性の向上、価値創出、課題解決に的確に対応するため、各種研修による教育訓練、職場における実務教育、自己啓発、さらには積極的な業務改善提案を通じた知識、技術、能力の獲得を促し、主体的に職務遂行できる人材、また、全体の奉仕者であるとの自覚の下、広い視野と高い倫理観を持った人材を育成することで組織力を高めます。

併せて、働き方、性別、障がい等の多様性に配慮した、仕事と生活の調和のとれたコミュニケーションが盛んで風通しの良い職場環境づくりを進めます。

553 広域連携の推進（企画課、総務課）

岡山市を中心とした岡山連携中枢都市圏、倉敷市を中心とした高梁川流域連携中枢都市圏等の他市町村との連携を引き続き推進し、住民の生活圏等を基礎とした近隣の連携中枢都市圏との圏域間連携に取組み、広域連携による効果的・効率的な行政運営を図ります。

554 民間団体との連携体制の構築（企画課、総務課）

災害時における各種協力に関する協定の締結、大学等との包括的な連携協定の締結、有識者との政策懇話など人的・知的・物的資源の相互活用により、民間事業者や団体との関係強化を図ります。

関係する課題別計画

□早島町特定事業主行動計画

□早島町障がい者活躍推進計画

主務課	関係課
総務課	企画課

56　健全な財政運営の推進

561 財政運営の健全化

562 財源の確保

563 総合計画の進行管理と財政計画の連動

現状と課題

本町の令和６(2024)年度決算における財政指標をみると、経常収支比率は高い状況にあり財政状況が硬直化しつつありますが、実質公債費比率や将来負担比率は安定した状況にあります。また、税収を中心とした自主財源が確保されており全体としては健全な財政状態を維持しています。

今後は、大規模事業の実施による将来負担の増大、少子高齢化や子ども・子育て対策による扶助費の増加、老朽化した施設の維持修繕の増加が見込まれるなど、町の財政を取り巻く環境は厳しいものになることが予想されます。

施策目標

・町の政策推進のため柔軟に活用できる財源が増えています。

・必要な事業への集中的な投資、社会情勢に応じた事業の削減及び施策推進が進んでいます。

数値指標	基準値（年度）	望ましい変化
財政力指数	0.65（令和６）	上昇
経常収支比率	90.8%（令和６）	下降
実質公債費比率	5.1%（令和６）	下降
財政調整基金保有額	1,162 百万円（令和６）	基準値を維持
ふるさと納税寄附額	411,667 千円（令和６）	増加
企業版ふるさと納税寄附額	2,000 千円（令和６）	増加

施策の方針

受益者負担の原則に基づき、収納体制の強化、使用料、手数料など公共料金の見直しを図り、国庫・県支出金の活用といった財源確保に積極的に取組みます。

また、各施策・事業の実施に当たっては、総合計画と中・長期財政計画を連動させることで選択と集中を進め、持続可能な健全な財政運営に努めます。

個別施策における取組

561 財政運営の健全化（企画課）

既存事業の見直しや経費の削減に努めるとともに、資産や債権債務の実質的な把握を行うため、公会計制度に基づく財務書類を用いて資産の利活用や負債の圧縮などに取組み、資産・債務改革を進めます。

また、公共施設などの老朽化に対する計画的な施設整備や配置の適正化を図るなど、規律ある財政運営を推進します。

562 財源の確保（企画課）

住民税や固定資産税など租税収入の適正確保に一層に努めるとともに、国庫・県支出金の積極的な活用を推進します。

公共料金などについては、受益者負担の原則に基づき、他自治体と均衡を取りながら減価償却費などを反映した定期的な見直しを行うとともに、広報・啓発活動や各種通知を通じて、保険料や税納付に対する理解の促進を図ります。

また、ふるさと納税などの財源の確保に努めます。

563 総合計画の進行管理と財政計画の連動（企画課）

各施策・事業の実施に当たっては、総合計画と中・長期財政計画を連動させ、選択と集中の観点により限られた財源の有効な活用と適正な配分に努めます。

関係する課題別計画

□早島町一般会計財政見通し

□第５次早島町総合計画 実施計画

□早島町公共施設等総合管理計画

主務課	関係課
企画課	－

第６回審議会以降、詳細に記載

第３章　後期基本計画の重点施策（早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略）

3-1 早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけ

（1）早島町における政策上の位置づけ

政策上の位置づけを記載する。

※第５次早島町総合計画との関連性や、国・県の総合戦略との関連性を記載。

※継続して、《定住促進マスタープラン》として位置づける。

※「まち・ひと・しごと創生」の流れを以下の 1）～3）とする。

1）「まち」の基盤やサービス、コミュニティがよくなれば、

2）「ひと」が出ていかず、外からもやってくるようになり、

3）「しごと」の担い手が増え、新しい「しごと」の機会が生まれる。

（2）総合戦略で目指すこと

※以下のような文章を記載する（変更予定）。

第５次早島町総合計画の基本構想で示す「令和 13(2031)年度末の人口　約●●●●人」と、さらなる将来にわたっての安定人口の確保を最上位の目的とします。

そのために必要となる定性的・定量的な条件、効果が期待できる取組、効果を検証できる仕組みを、町民～町議会～町役場という地域に根ざした主体だけでなく、早島町にゆかりのある産官学金労言（事業者／県などの上位行政機関／教育機関／金融機関／労働機関／報道機関）を加えた《オールはやしま》で幅広く検討・整理し、目的の達成に向けて分野ごとの協働により取組む体制づくりを目指します。

（3）総合戦略の計画期間

※以下のような文章を記載する。

令和 9(2027)年度から令和 13(2031)年度までとします。

（4）総合戦略の進行管理

第５次早島町総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）、人口ビジョン及び総合戦略の関係（期間）を記載する。

3-2 政策の実施にあたっての基本方針

（1）基本的な考え方

1）　長期的な視点で、目標達成の布石となる施策を大切にする

2）　近隣自治体に対する優位性や地区ごとの特性をいかす

3）　総合計画の体系に即して複数の分野と連動した取組を進める

前回計画の基本的な考え方をベースにしながら、必要に応じて文言等の修正を行う。

※上記 3 項目は、前回計画のもの。

第 6 回審議会以降、詳細に記載

（2）重点化の方針

具体的な目標の設定と個々の施策・事業への展開を図っていくための考え方について、前回計画をベースにしながら記載する。

※下記の 3 項目は、前回計画のもの。

1　高い出生率をいかし、いち早く人口の安定を図る。
2　子育てを支える、子育てと両立する仕事を創出する。
3　働く人に選ばれる住生活の環境・基盤を早急に整える。

1）　出産・育児の一貫した支援
2）　生活に必要なサービスの供給促進と雇用の創出
3）　移住人口の受け皿となる住宅地の形成と良好な住環境の維持

前回計画の重点化の方針をベースにしながら、必要に応じて文言等の修正を行う。

※上記 3 項目は、前回計画のもの。

（3）事業の推進にかかる方針

1）　創生本部の設置
2）　人材育成と地域の事業者との連携
3）　PDCA の確立と透明化

前回計画の事業の推進にかかる方針をベースにしながら、必要に応じて文言等の修正を行う。

※上記 3 項目は、前回計画のもの。

3-3 今後の施策の方向

重点化の方針と分野ごとの基本目標の考え方を記載する。

※下記の重点化の方針と 4 つの基本目標は、前回計画のもの。

重点化の方針：安全・安心に暮らせ　豊かさと幸せが実感できるまち
基本目標１　：住んでみたい、住み続けたいまち
基本目標２　：家族の輪が広がるまち
基本目標３　：働き続けられるまち
基本目標４　：安心して暮らせるまち

第６回審議会以降、詳細に記載

総合戦略による施策の展開イメージを記載する。
※以下は前回計画のもの。

図表 51　総合戦略による施策展開のイメージ

基本目標	主要な取組の方向	重点的に事業への展開を図る施策
１　：住んでみたい、住み続けたいまち	11 適正な土地利用の展開	新たな定住空間の形成 空き家の利活用と管理 関係人口の創出と移住定住の促進　等
	12 良好な定住環境の形成	良質な居住環境の保全　等
	13 総合的な交通体系の形成	公共交通機関の利便性の向上　等
	14 文化・芸術の振興	文化・芸術活動の振興　等
	15 地域資源の保全・活用	地域資源を学ぶ環境の充実　等
２　：家族の輪が広がるまち	21 子育て支援の充実	子育てを支える体制の拡充 地域の子育て支援の推進と体制整備 子育てのための経済的支援　等
	22 児童育成と健康の維持	母子の健康づくりの推進　等
	23 学校教育の体制強化	一貫教育の推進、教育環境の充実　等
	24 まちづくりの担い手の育成	生活を支える地域活動の充実 青少年の健全育成　等
３　：働き続けられるまち	31 子育て支援の充実	子育てを支える体制の拡充 地域の子育て支援の推進と体制整備　等
	32 雇用環境の向上	ワーク・ライフ・バランスの推進 若者等の雇用の確保 創業の推進　等
	33 立地をいかした新たな産業の展開	企業が活動しやすい操業環境の実現
	34 商工業・観光業の活性化	小売商業の振興 歩いて暮らせる魅力ある商店の形成 企業誘致の推進と町内雇用の確保　等
４　：安心して暮らせるまち	41 地域の保健・医療・福祉の推進	高齢者が活躍できる環境づくり 高齢者の地域生活支援の推進　等
	42 高齢者福祉の充実	地域福祉の連携強化 データヘルスの推進　等
	43 災害の備えの充実	浸水被害防止対策の推進
	44 良好な定住環境の形成	日常生活に必要な施設へのアクセス向上 生活環境の保全　等
	45 社会教育の環境整備	学校教育ビジョンとの連携 生涯学習のまちづくりの推進　等

第６回審議会以降、詳細に記載

基本目標の全体像として基本目標ごとに、目指す状態、達成にかかる指標と目標値、主要なターゲット、主要な取組の方向、関連するキーワードを記載する。

重点的に事業への展開を図る施策として基本目標ごとに、項目及び内容（第５次早島町総合計画と同じ個別施策）、進捗にかかる指標（KPI）と目標値、具体的な事業を記載する。

第４章　人口ビジョン

4-1 人口ビジョンの位置づけ

（1）人口ビジョンの策定の目的

我が国では、急速な少子高齢化が進展しており、特に地方における人口減少と高齢化が顕著となっています。こうした状況を踏まえ、東京圏への人口過度集中の是正と、地方における人口減少の抑制、住みよい地域づくりの推進を目的として、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これに基づき、同年 12 月 27 日には、国が人口の現状と将来像を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後５年間の施策の方向性や具体的な取組を明記した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町においても、平成 27（2015）年の「早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、国・県の長期ビジョンを勘案し、「早島町人口ビジョン」を策定し、早島町の人口の将来の姿を示しました。その後の、令和４（2022）年に「第２期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」ならびに「第２期早島町人口ビジョン」を策定し、その中で示した将来像の実現に向けて施策を展開してきました。

一方で、国においては、令和４（2022）年 12 月 23 日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を閣議決定し、さらに令和５（2023）年 12 月 26 日には、これを改訂した「総合戦略（2023 年改訂版）」が閣議決定されました。これを受け、各市町村には地方版総合戦略の策定が求められています。

本町においても、「第２期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間満了に際し、人口の現状及び将来推計を改めて整理・検討し、「第２期早島町人口ビジョン」を見直すとともに、その結果を踏まえ、地方版総合戦略として「第３期早島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。

（2）人口ビジョンの対象期間

本人口ビジョンの期間は、将来人口を検討する期間として令和 52（2070）年までとします。

4-2 将来人口の推計と分析

（1）将来人口推計

1） 社人研推計による将来人口

令和５（2023）年 12 月に社人研が公表した将来人口推計における同様の係数を利用して、令和 52（2070）年までの将来人口を推計した場合、本町の人口は、令和 52（2070）年には、9,698 人となり、令和２（2020）年と比べて約 22%にまで減少すると想定されています。

図表 52　将来推計人口

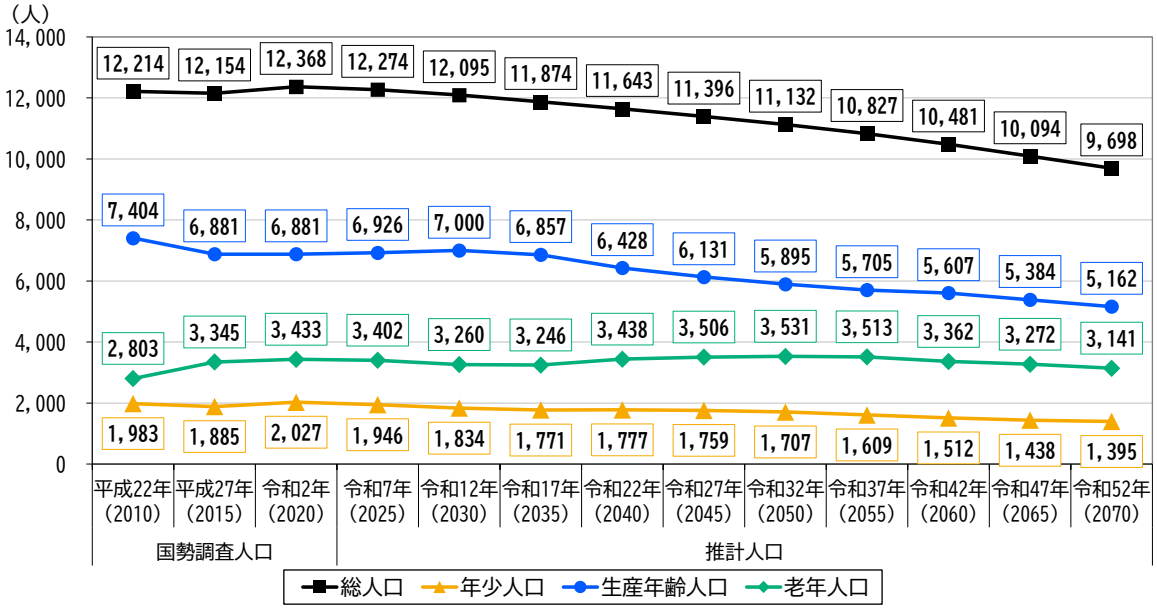

資料：令和２（2020）年までは国勢調査（年齢３区分人口は年齢不詳を除く）
令和７（2025）年以降は社人研の将来推計人口（令和５年 12 月）

仮に想定している移動が発生しない場合（移動が均衡する場合）を想定した封鎖人口は、移動を考慮した人口と比べて令和 22（2040）年頃までは大差が無いものの、令和 52（2070）年には 10,337 人となり、移動を考慮した場合の人口 9,698 人と比べて 639 人の増となります。

図表 53　将来推計による封鎖人口

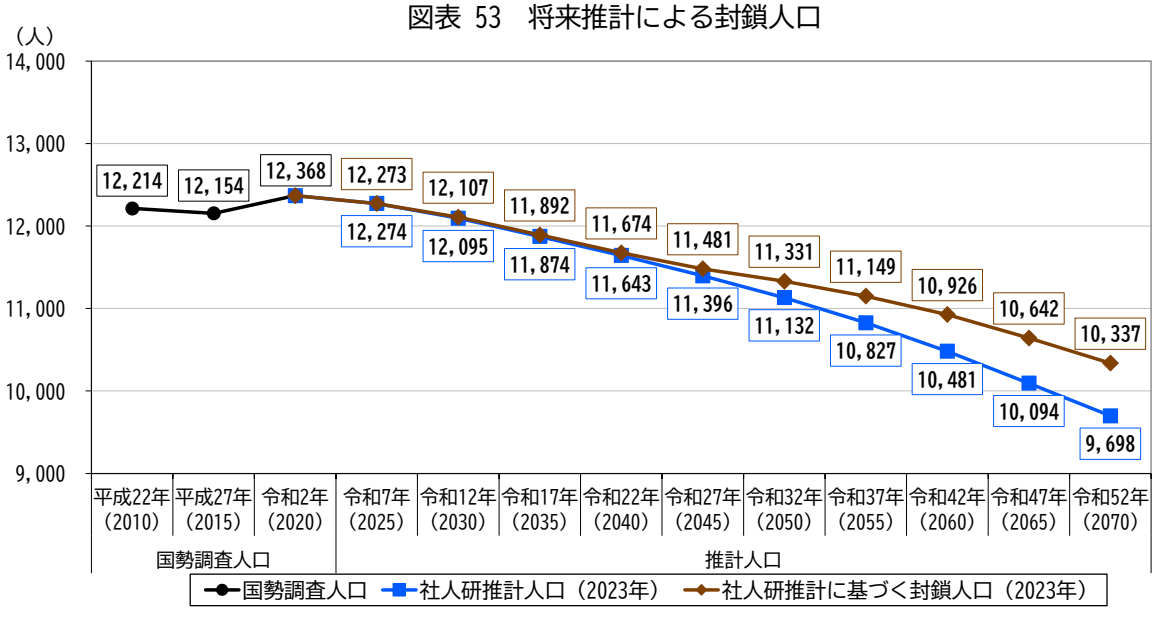

（2）人口の分析

1） 社人研推計（2018 年）との比較

平成 30（2018）年３月に公表した社人研の将来人口推計では、令和２（2020）年の人口は 12,034 人と想定されていましたが、国勢調査による実績値では、想定を 334 人上回る 12,368 人となりました。

また、令和 27（2045）年の推計人口は 10,879 人でしたが、令和５（2023）年 12 月に公表した社人研の将来人口推計によると 11,396 人で、その差は 517 人となっており、平成 30（2018）年３月に公表した社人研の将来人口推計と比べて、令和５（2023）年 12 月に公表した社人研の将来人口推計は、人口減少のスピードが鈍化しています。

図表 54　社人研将来推計人口の比較

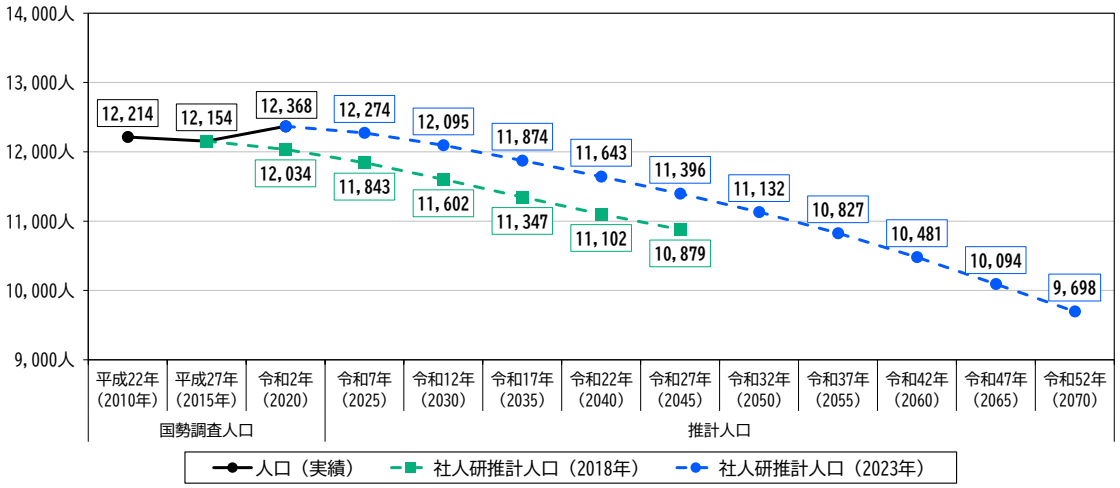

資料：社人研の推計（平成 30 年３月）及び社人研の推計（令和５年 12 月）

2） 第２期人口ビジョンとの比較

令和３年 12 月に策定した「第２期早島町人口ビジョン」では、令和２（2020）年の人口を 12,559 人と想定していましたが、国勢調査による実績値は想定値を 191 人下回る 12,368 人となっています。

図表 55　早島町総合計画目標人口との比較

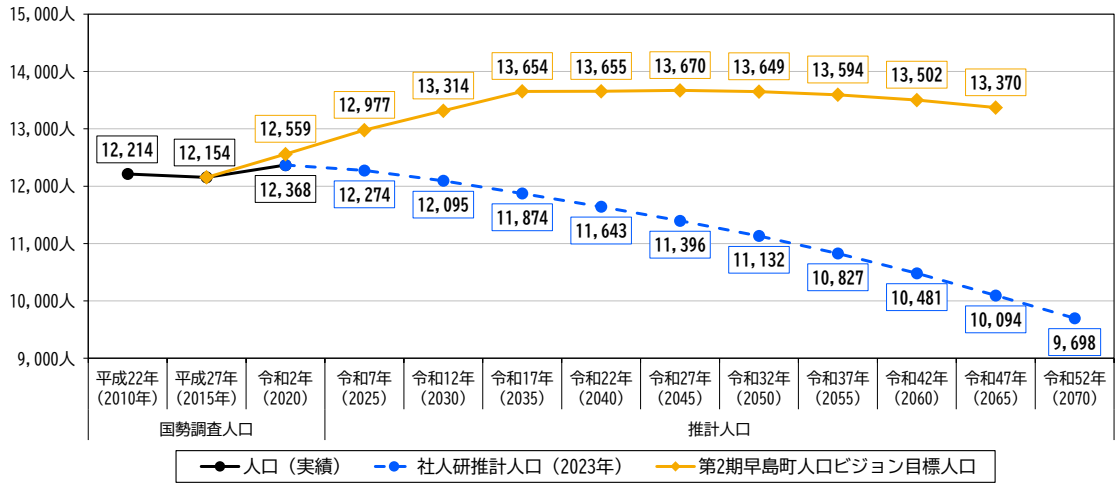

資料：社人研の推計（令和５年 12 月）

注：目標人口における平成 27 年の人口は平成 22 年の国勢調査人口を元に設定したもの。

（3）人口の変化による本町への影響

1） 財政への影響

本町の歳入は、令和元（2019）年度までは約 50 億円で推移していますが、令和 2（2020）年度以降は 60 億円を超えています。

地方税の割合は平成 26（2014）年度が 37.7%でしたが、令和 5（2023）年度には 32.1%に減少しています。

地方交付税の割合は、平成 26（2014）年度が 19.3%でしたが、令和 5（2023）年度には 18.4%に減少しています。

今後、本町の人口は減少することが想定されていることから、自主税源である地方税が減少し、地方交付税等への依存度が高くなることが想定されます。

図表 56　歳入決算額の推移

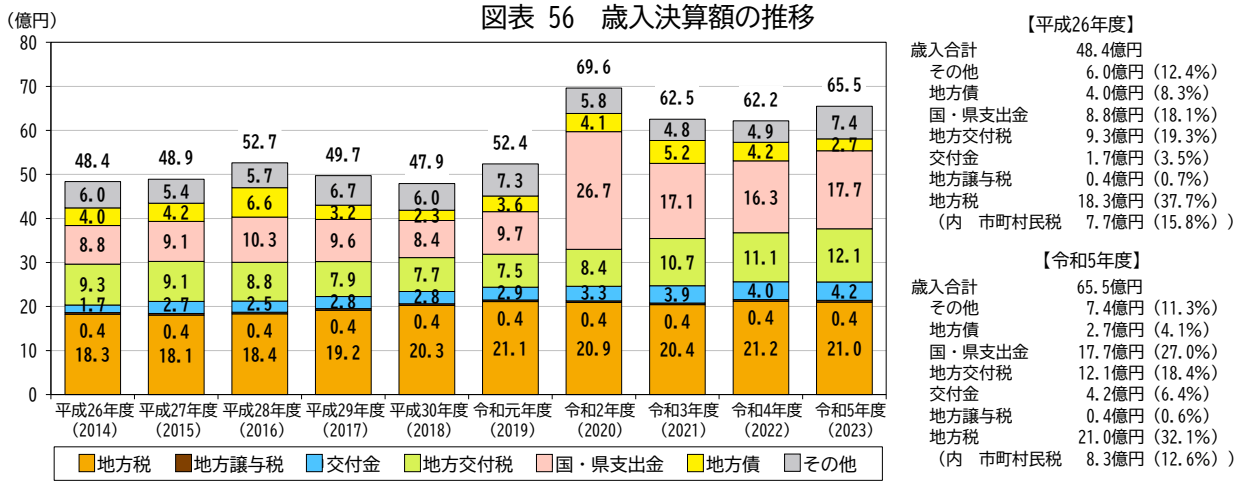

【平成26年度】

歳入合計	48.4億円
その他	6.0億円（12.4%）
地方債	4.0億円（8.3%）
国・県支出金	8.8億円（18.1%）
地方交付税	9.3億円（19.3%）
交付金	1.7億円（3.5%）
地方譲与税	0.4億円（0.7%）
地方税	18.3億円（37.7%）
（内　市町村民税	7.7億円（15.8%））

【令和5年度】

歳入合計	65.5億円
その他	7.4億円（11.3%）
地方債	2.7億円（4.1%）
国・県支出金	17.7億円（27.0%）
地方交付税	12.1億円（18.4%）
交付金	4.2億円（6.4%）
地方譲与税	0.4億円（0.6%）
地方税	21.0億円（32.1%）
（内　市町村民税	8.3億円（12.6%））

資料：総務省「地方財政状況調査関係資料　決算カード」

本町の歳出は、令和元（2019）年度までは約 50 億円で推移していましたが、令和 2（2020）年度以降は約 60 億円を超えています。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は、平成 26（2014）年度では、約 20 億円でしたが、令和 5（2023）年度には約 30 億円と増加しており、義務的経費の内訳をみると、社会保障等に充てられる扶助費が最も増加しています。

今後、本町においても少子高齢化が進行すると想定されていることから、扶助費の増加が想定されます。

図表 57　歳出決算額の推移

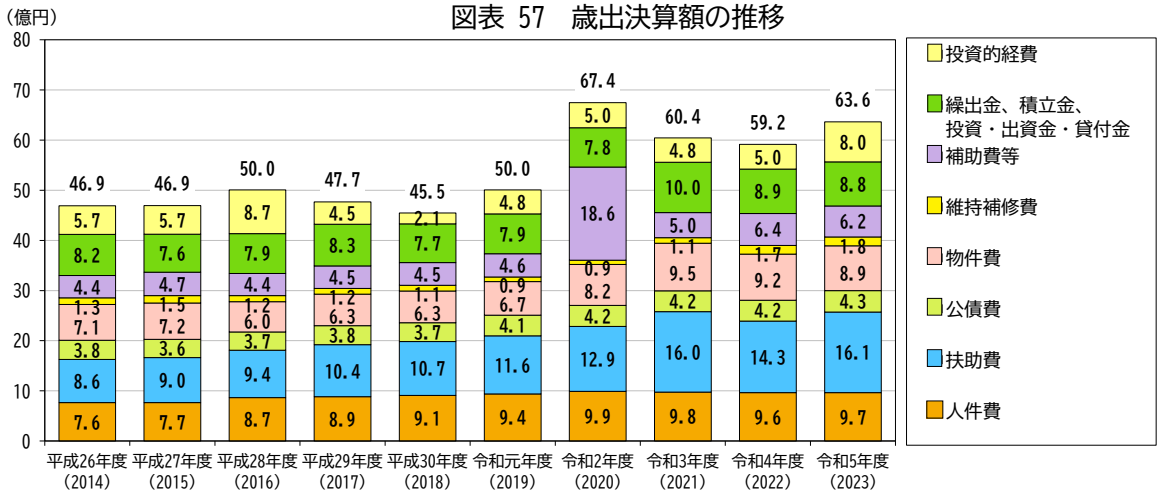

資料：総務省「地方財政状況調査関係資料　決算カード」

図表 58　歳出決算額の内訳

【平成26年度】
義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計）
20.1億円（42.9%）

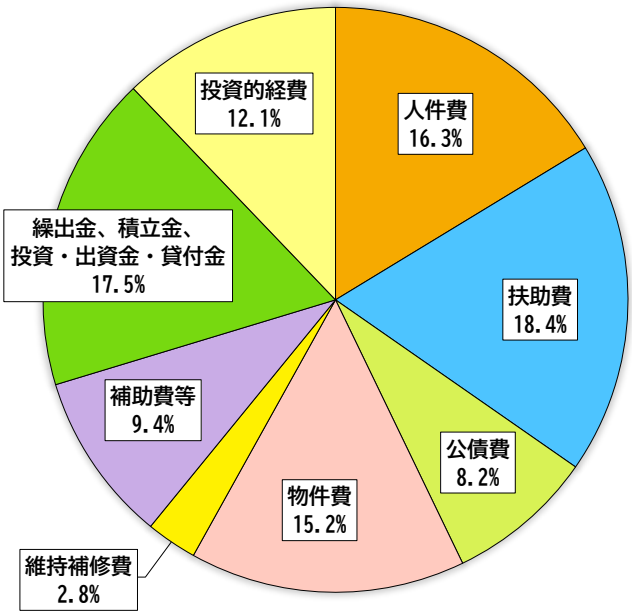

【令和5年度】
義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計）
30.0億円（47.1%）

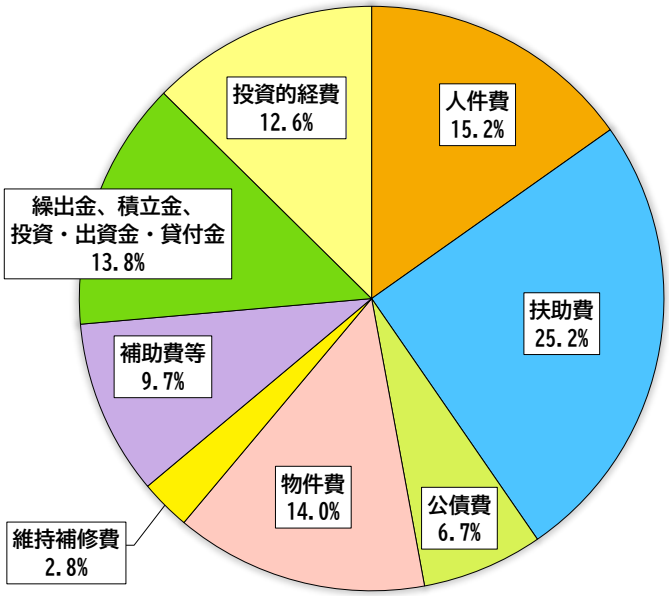

資料：総務省「地方財政状況調査関係資料　決算カード」

2） 地区に対する影響

令和 5（2023）年 12 月に社人研が公表した本町と同様の係数を利用して地区別の将来人口を推計し、令和 52（2070）年の人口と令和 2（2020）年の人口を比べた結果、早島地区の減少率は本町全体と比べて大きく変わらないのに対し、前潟地区の減少率は本町全体と比べて低くなっており、若宮地区、矢尾地区の減少率は、本町全体と比べて高くなっています。

中でも矢尾地区は、令和 52（2070）年の人口をみると令和 2（2020）年と比べて約 45%減少すると想定されており、最も減少率が高くなっています。

このように、地区によって人口の減少スピードが異なることを踏まえ、各地区の土地利用規制等を考慮しながら、適正な土地利用の誘導や都市機能の集積等に向けた取組が必要です。

図表 59　地区別将来人口

単位：人

項目	現況人口	将来予測人口			
	令和2年（2020年）	令和17年（2035年）	減少率（R17/R2）	令和52年（2070年）	減少率（R52/R2）
早島町全体人口	12,368	11,874	-4.0%	9,698	-21.6%
若宮地区人口	1,453	1,311	-9.7%	969	-33.3%
前潟地区人口	2,712	2,738	1.0%	2,361	-13.0%
早島地区人口	7,869	7,529	-4.3%	6,183	-21.4%
矢尾地区人口	334	294	-11.8%	185	-44.6%
地区合計	12,368	11,874	-4.0%	9,698	-21.6%

注：令和 2 年の年齢不詳の人数は、「令和 2 年国勢調査に関する不詳補完結果」を基に想定して、各地区の各年齢に振り分けた。

図表 60　地区割図

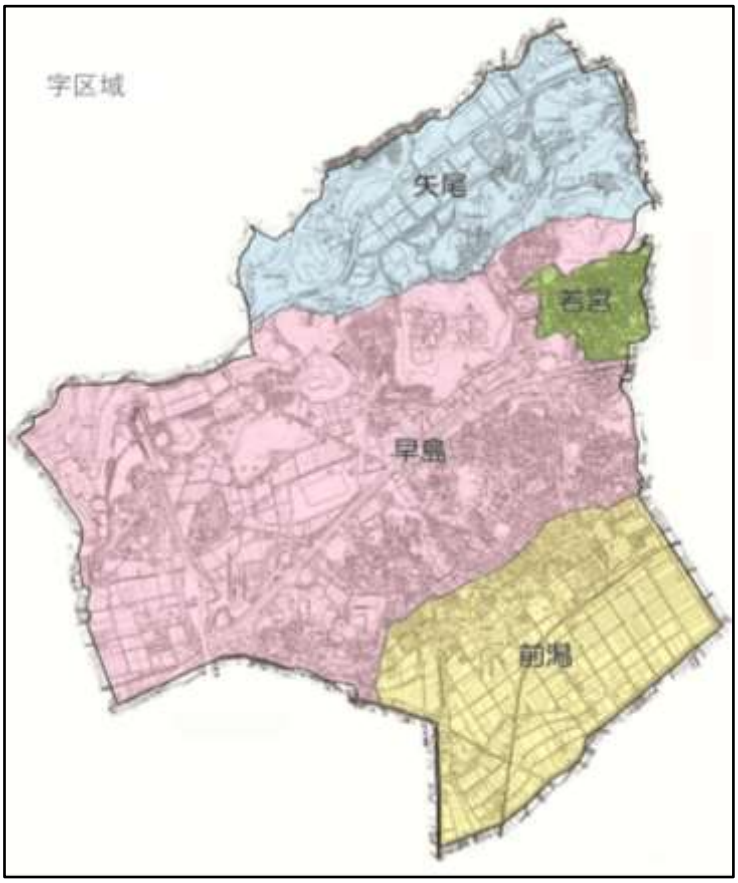

図表 61　若宮地区の年齢３区分人口の推移

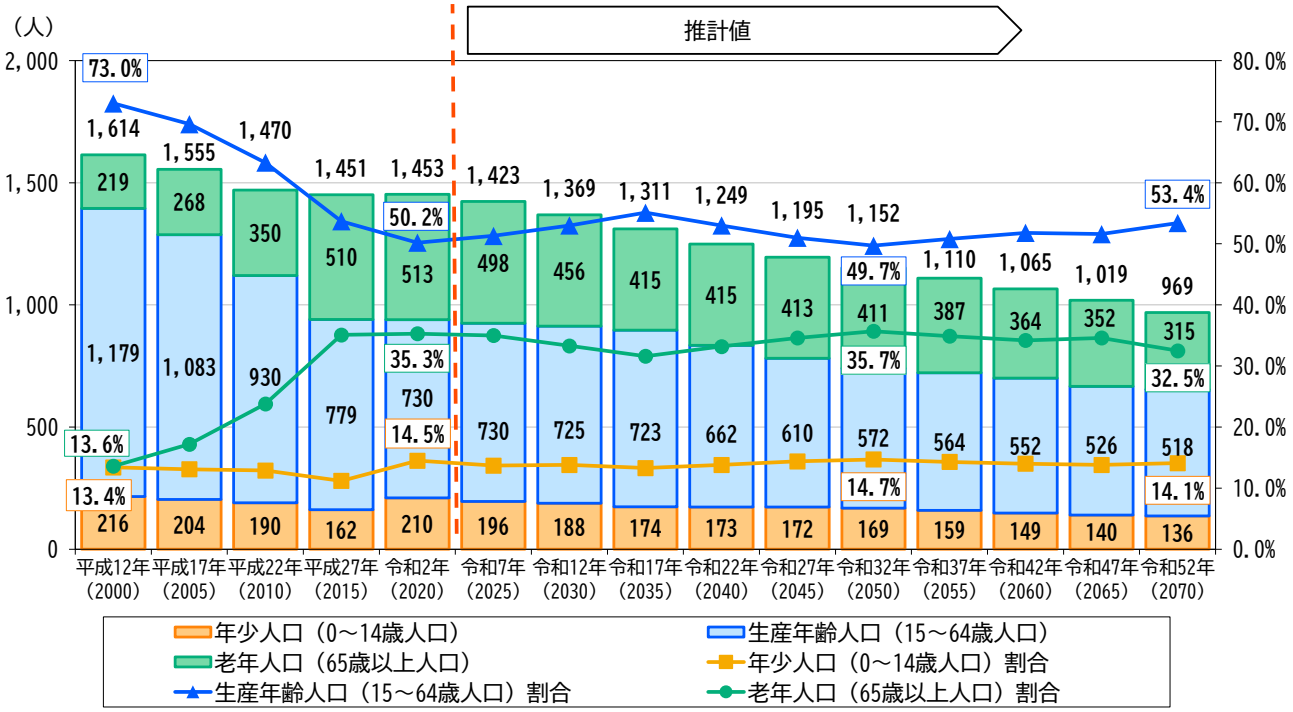

資料：令和２年までは国勢調査、令和７年以降は、社人研の推計（令和５年 12 月）による
注：平成 27 年までの３区分別人口及び割合は、年齢不詳を除いている。

図表 62　前潟地区の年齢３区分人口の推移

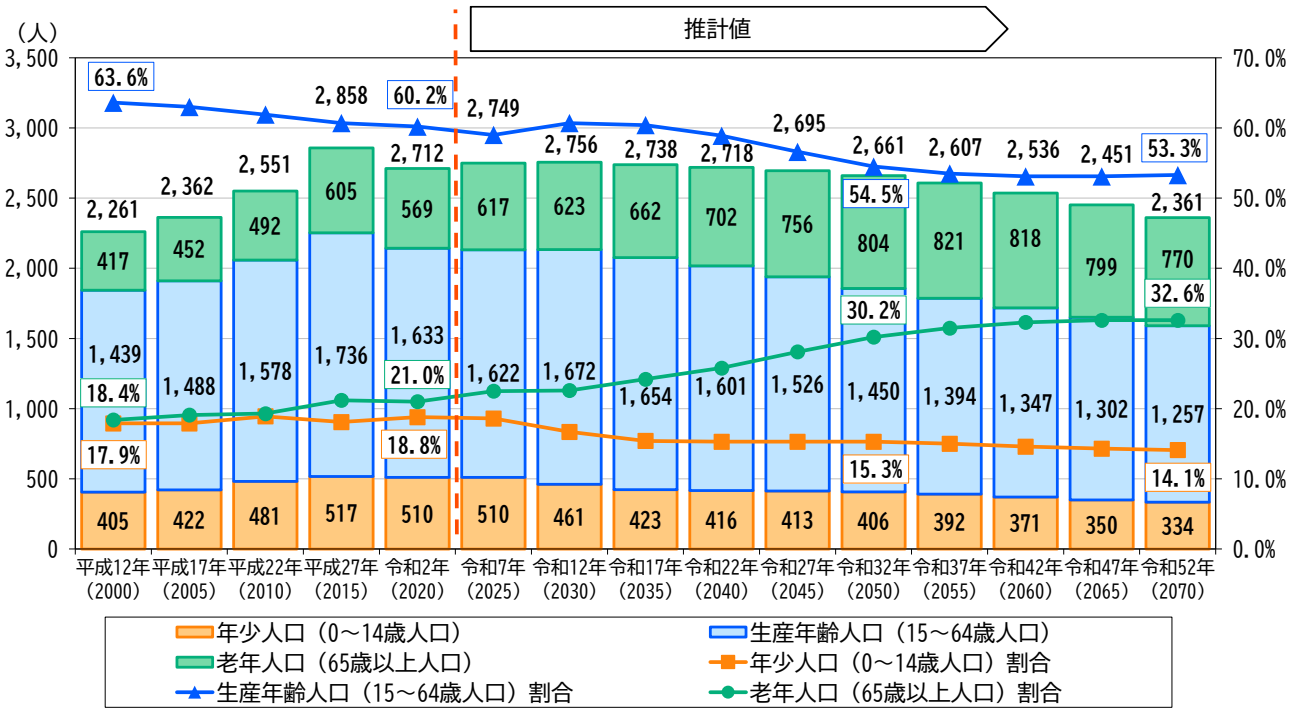

資料：令和２年までは国勢調査、令和７年以降は、社人研の推計（令和５年 12 月）による
注：平成 27 年までの３区分別人口及び割合は、年齢不詳を除いている。

図表 63　早島地区の年齢３区分人口の推移

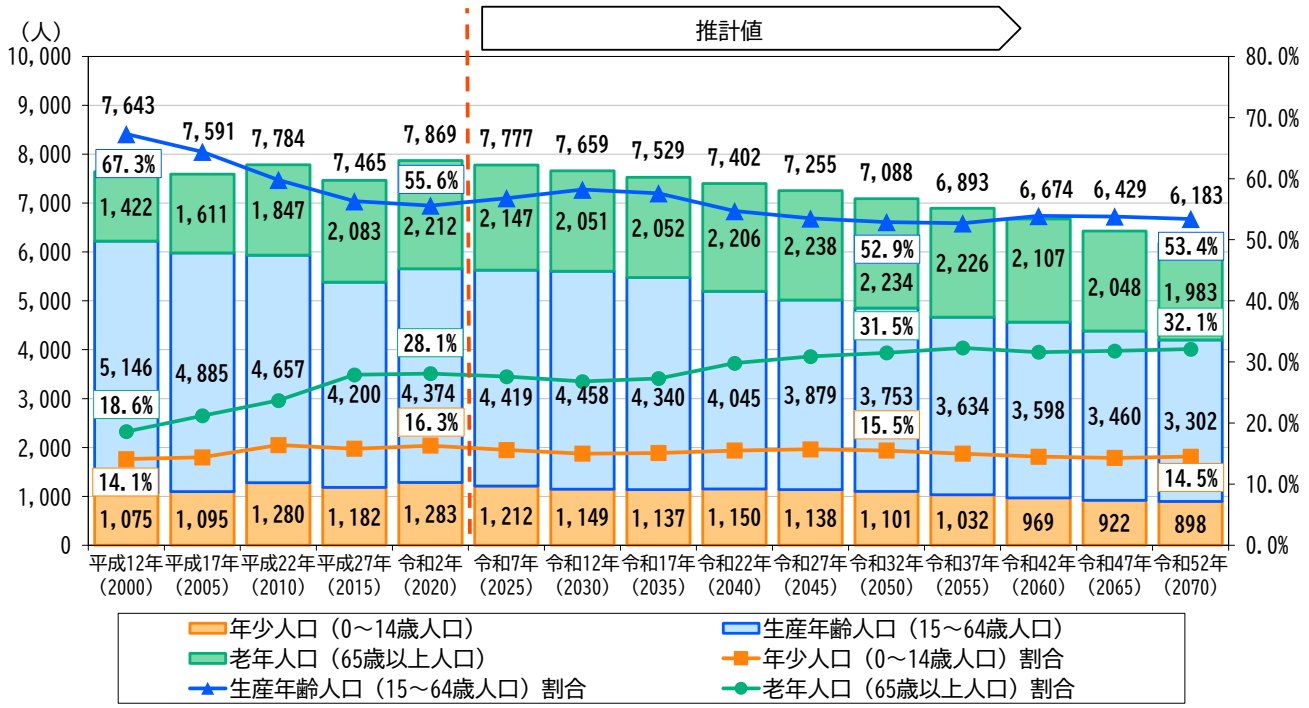

資料：令和２年までは国勢調査、令和７年以降は、社人研の推計（令和５年 12 月）による
注：平成 27 年までの３区分別人口及び割合は、年齢不詳を除いている。

図表 64　矢尾地区の年齢３区分人口の推移

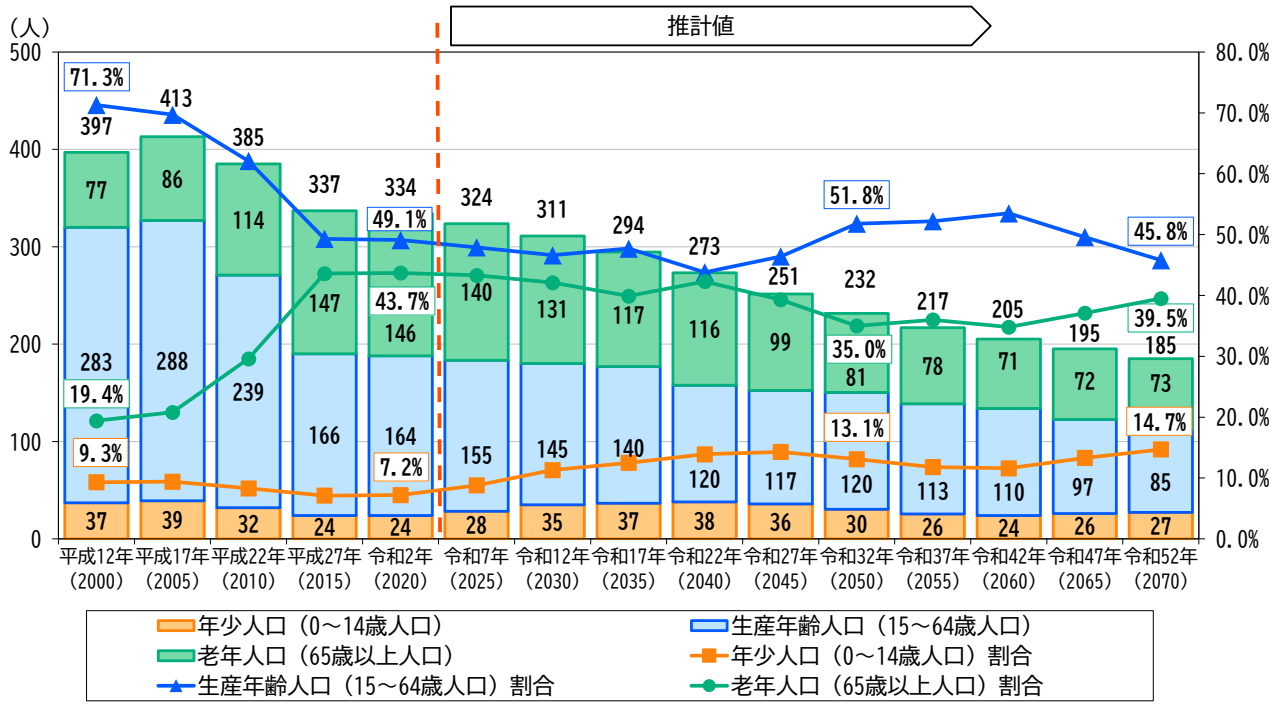

資料：令和２年までは国勢調査、令和７年以降は、社人研の推計（令和５年 12 月）による
注：平成 27 年までの３区分別人口及び割合は、年齢不詳を除いている。

4-3 人口の将来展望

（1）目指すべき将来の方向

1） デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 年度～2027 年度）

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させていくことを目的に、新たな総合戦略が策定されました。

この中で、施策の方向として、「デジタル実装の基礎条件整備」により、地方のデジタル実装を下支えすることにより、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」が示されています。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 年度～2027 年度）

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

①地方に仕事をつくる
- ◆スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業ＤＸ(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業・食品産業、観光ＤＸ、地方大学を核としたイノベーション創出　等

②人の流れをつくる
- ◆「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり　等

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ◆結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こどもＤＸ等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進　等

④魅力的な地域をつくる
- ◆教育ＤＸ、医療・介護分野におけるＤＸ、地域交通・インフラ・物流ＤＸ、まちづくり、防災・減災、国土強靭化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化　等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

①デジタル基盤の整備
- ◆デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築、エネルギーインフラのデジタル化　等

②デジタル人材の育成・確保
- ◆デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保　等

③誰一人取り残されないための取組
- ◆デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立　等

また、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）によると、合計特殊出生率が令和 12（2030）年に 1.8 程度、令和 22（2040）年に 2.07 程度まで上昇すると、令和 42（2060）年の人口は約 1 億 200 万人となり、長期的には 9,000 万人程度で概ね安定的に推移すると推計されています。

図表 65　我が国の人口の推移と長期的な見通し

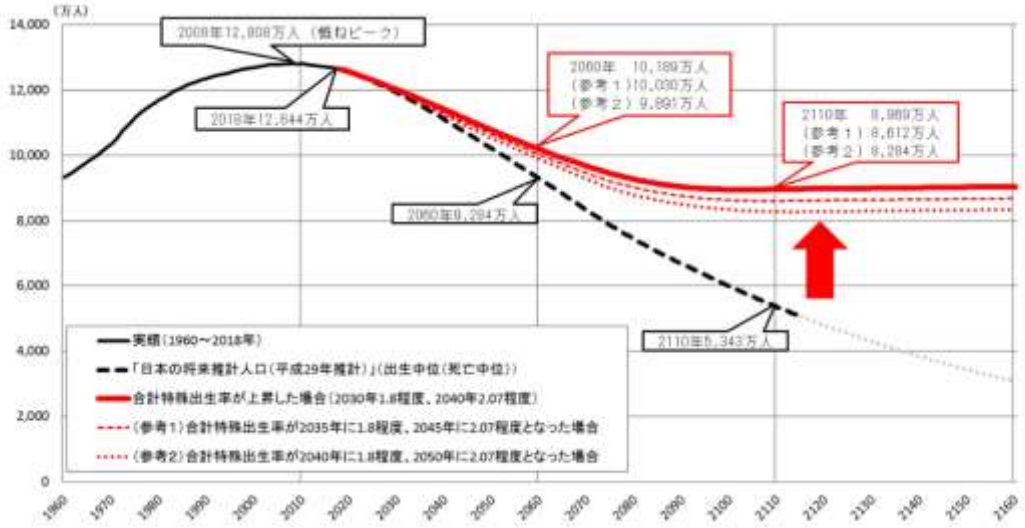

（注１）　実績は、総務省「国勢調査」等による（各年 10 月１日現在の人口）。
社人研「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。
2115～2160 年の点線は 2110 年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

（注２）　「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

（注３）　社人研「人口統計資料集 2019」によると、人口置換水準は、2001 年から 2016 年は 2.07 で推移し、2017 年は 2.06 となっている。

資料：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）

2）　本町の目指すべき方向

1）合計特殊出生率

令和 3（2021）年 12 月に策定した「第 2 期早島町人口ビジョン」では、本町の将来目標人口における合計特殊出生率を令和 2（2020）年：1.81、令和 7（2025）年：1.87、令和 12（2030）年：1.94、令和 17（2035）年以降：2.00 としていました。

図表 66　「第 2 期早島町人口ビジョン」の目標人口における合計特殊出生率

令和2年（2020年）	令和7年（2025年）	令和12年（2030年）	令和17年以降（2035年）
1.81	1.87	1.94	2.00

本町の合計特殊出生率は、令和 2（2020）年には過去 10 年間で最高値の 2.25 となり、同年の、目標人口における合計特殊出生率（1.81）を大きく超える値となりました。その後は、令和 3 年に 1.69、令和 4 年に 1.46 と減少がつづいておりましたが、令和 5 年には再び 1.98 となっています。

一方で、本町の出生数は、令和 3（2021）年以降は 200 人を下回り、令和 5（2023）年には 164 人になるなど、減少傾向にあります。

なお、令和 5（2023）年 12 月に社人研が公表した将来人口推計における本町の合計特殊出生率は、令和 12（2030）年に 1.92、令和 22（2040）年に 1.98、令和 32（2050）年以降を 1.99 と仮定しています。

図表 67　社人研推計（令和 5 年 12 月推計）における本町の合計特殊出生率

令和7年（2025年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）	令和27年（2045年）	令和32年以降（2050年以降）
1.87	1.92	1.97	1.98	1.98	1.99

注：人口推計プログラムより引用。数値は少数第 3 位以下四捨五入。

今後は、人口減少を抑制するためには、出生数の維持及び増加が必要となることから、さらなる合計特殊出生率の上昇が必要です。

2）社会動態

令和 3（2021）年 12 月に策定した「第 2 期早島町人口ビジョン」では、ＪＲ早島駅周辺における宅地供給で、30 歳前後の夫婦と子ども 3 人家族（200 世帯 600 人）を呼び込むこととしていました（令和 7（2025）年以降の集中的な対策を想定し、達成時期は令和 13（2031）年～令和 17（2035）年と見込む）。

本町の令和 2（2020）年から令和 6（2024）年までの社会移動の平均をみると、男性では 0～4 歳及び 25 歳～39 歳が転入超過となっています。

また、女性についても同様に 0～4 歳及び 25 歳～39 歳が転入超過となっています。

今後も子育て世代に選ばれ、移り住んでいただけるようなまちづくりが必要です。

図表 68　早島町男性の年齢階級別の人口移動（平均）

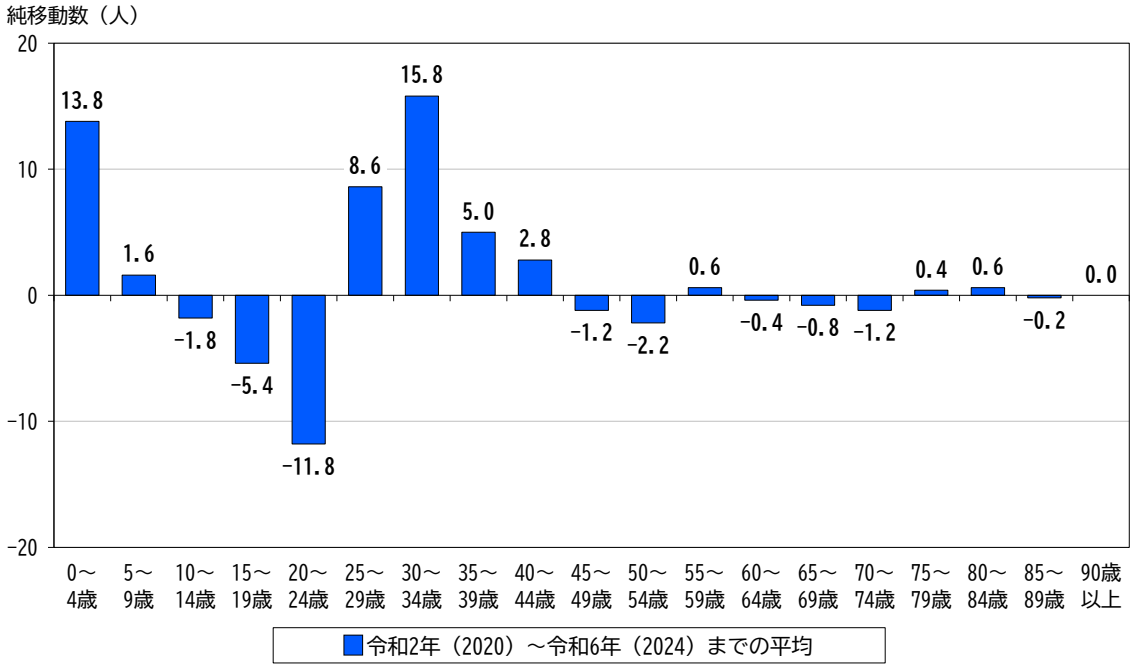

資料：住民基本台帳人口移動報告

図表 69　早島町女性の年齢階級別の人口移動（平均）

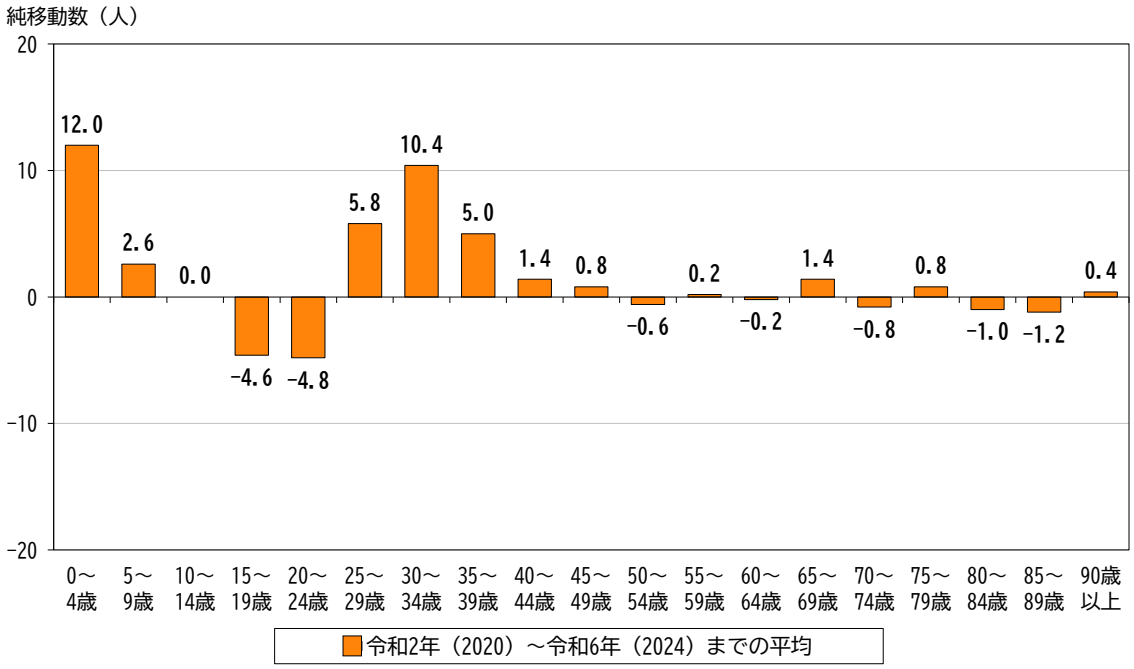

資料：住民基本台帳人口移動報告

（2）将来展望人口の算定

1） 検討ケース

本町の令和 52（2070）年までの人口の将来展望については、以下の 4 つのケースについて検討します。

なお、令和 7（2025）年の人口は、住民基本台帳人口の値（令和 7 年 10 月 1 日時点：12,768 人）を使用し、算定します。

ケース 1	
出　生 （合計特殊出生率）	●合計特殊出生率については、「岡山県人口ビジョン（令和 7 年 3 月改訂版）」と同様に 2.07 を目指す。なお、時期については、令和 17（2035）年とする。 【合計特殊出生率】 ・令和 12（2030）年：1.97 ・令和 17（2035）年：2.07 ※以降、2.07 程度を維持
死　亡	●社人研推計（令和 5 年 12 月）と同様の「生残率」とする。
移　動	●社人研推計（令和 5 年 12 月）と同様の「移動率」とする。 ●移動数は、令和 7（2025）年から令和 12（2030）年の 5 年間で合計 360 人の転入増加を見込む。 令和 12（2030）年から令和 17（2035）年の 5 年間で合計 200 人の転入増加を見込む。 ※以降、5 年間で合計 200 人の転入増加を見込む。

ケース 2	
出　生 （合計特殊出生率）	●ケース 1 と同様の合計特殊出生率とする。
死　亡	●ケース 1（社人研推計（令和 5 年 12 月））と同様の「生残率」とする。
移　動	●ケース 1（社人研推計（令和 5 年 12 月））と同様の「移動率」とする。 ●移動数は、令和 7（2025）年から令和 12（2030）年の 5 年間で合計 360 人の転入増加を見込む。 令和 12（2030）年から令和 17（2035）年の 5 年間で合計 240 人の転入増加を見込む。 ※以降、5 年間で合計 240 人の転入増加を見込む。

ケース 3	
出　生 （合計特殊出生率）	●令和 12（2030）年の値は、早島町の直近５年間（平成 31（2019）年～令和 5（2023）年）の平均値 1.81 とする。 ※以降、1.81 程度を維持
死　亡	●ケース 1（社人研推計（令和 5 年 12 月））と同様の「生残率」とする。
移　動	●ケース 1（社人研推計（令和 5 年 12 月））と同様の「移動率」とする。 ●ケース 1 と同様の「移動数」とする。

ケース 4	
出　生 （合計特殊出生率）	●ケース 3 と同様の合計特殊出生率とする。
死　亡	●ケース 1（社人研推計（令和 5 年 12 月））と同様の「生残率」とする。
移　動	●ケース 1（社人研推計（令和 5 年 12 月））と同様の「移動率」とする。 ●ケース 2 と同様の「移動数」とする。

※移動数は、令和 7（2025）年から令和 12（2030）年の 5 年間で合計 360 人の転入増加を見込むこととしているが、この値は市街化編入による宅地新設に伴うおおよその値である。

2）　自然増減に係る視点

各検討ケースにおける将来の合計特殊出生率は、以下のとおりです。

図表 70　検討ケース毎の合計特殊出生率

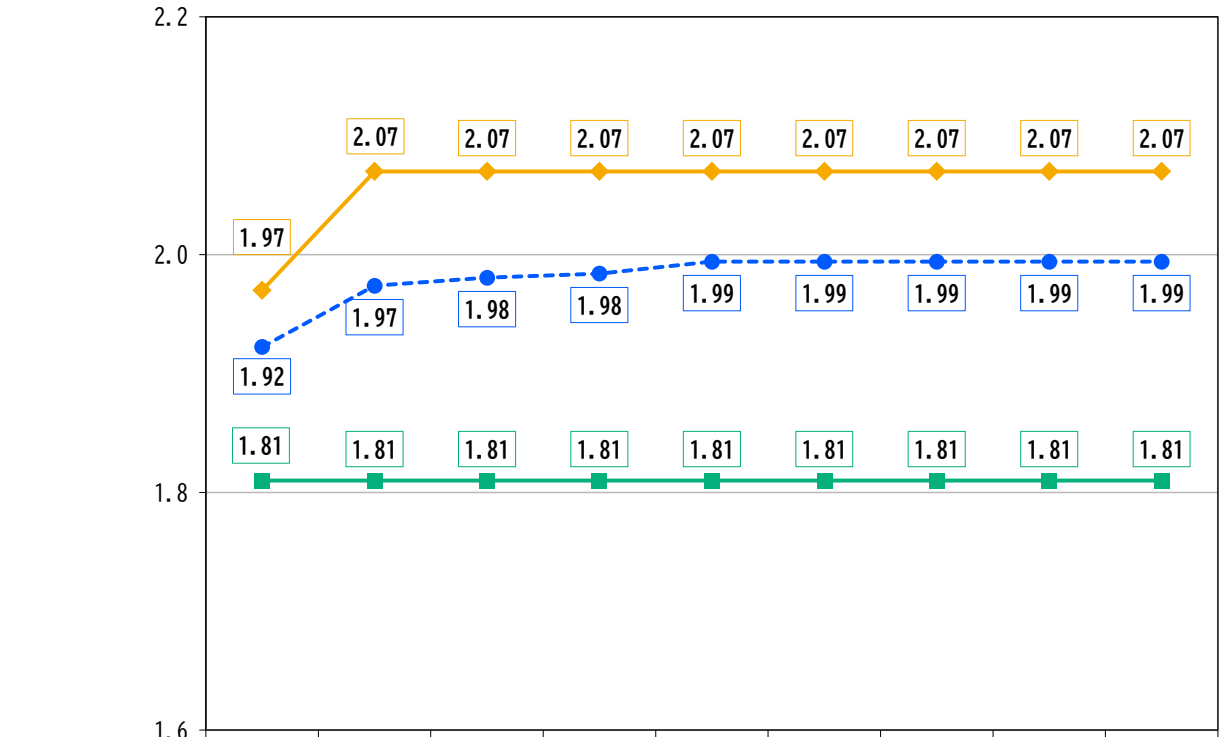

	令和12年（2030）	令和17年（2035）	令和22年（2040）	令和27年（2045）	令和32年（2050）	令和37年（2055）	令和42年（2060）	令和47年（2065）	令和52年（2070）
ケース1、2	1.97	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
ケース3、4	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81
参考(社人研)	1.92	1.97	1.98	1.98	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99

3） 社会増減に係る視点

本町の男性、女性の令和 2（2020）年から令和 6（2024）年までの社会移動の平均値は以下のとおりです。

男性・女性ともに、0～4 歳、25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳において比較的大きな転入超過がみられます。

また、15～19 歳、20～24 歳においては、比較的大きな転出超過がみられます。

今後においても、今までと同様な人数の転入超過を維持することは困難と考えられますが、0～4 歳、25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳の転入超過を目指します。

図表 71　早島町男性の年齢階級別の人口移動（平均）

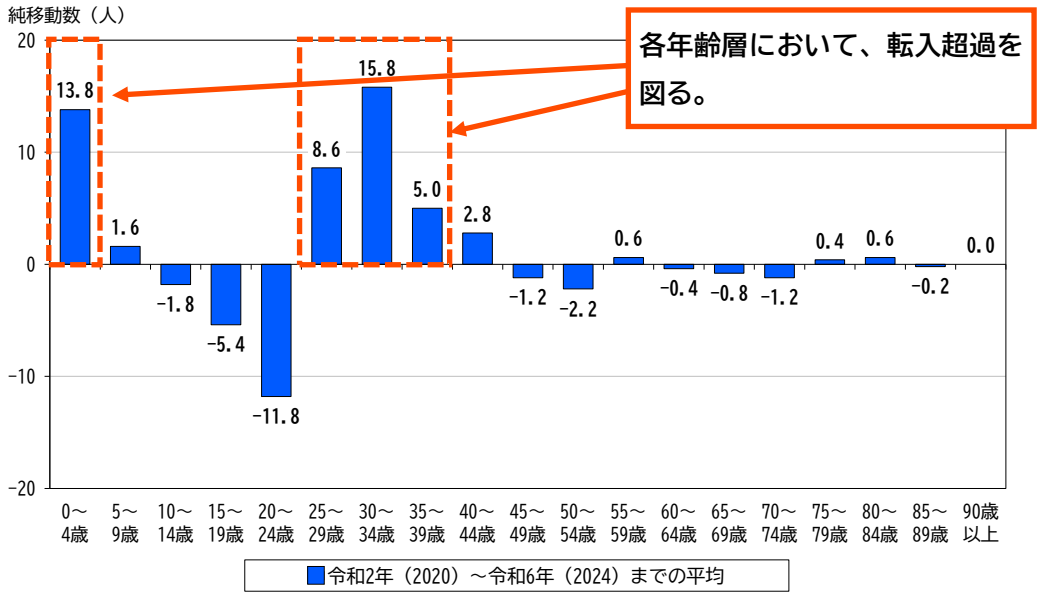

資料：住民基本台帳人口移動報告

図表 72　早島町女性の年齢階級別の人口移動（平均）

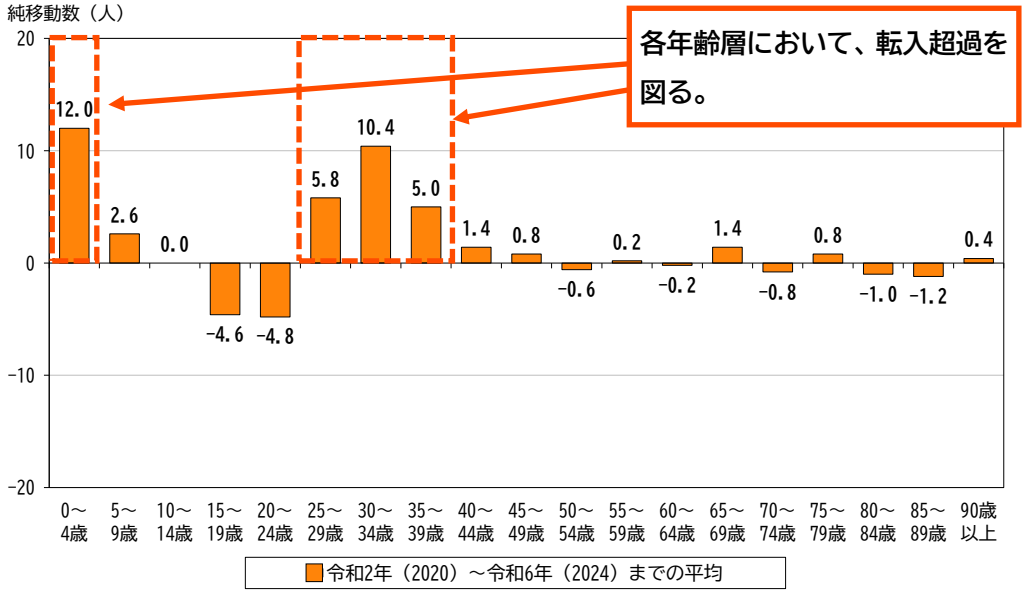

資料：住民基本台帳人口移動報告

4） 算定結果

図表 73　検討ケース毎の総人口の推移

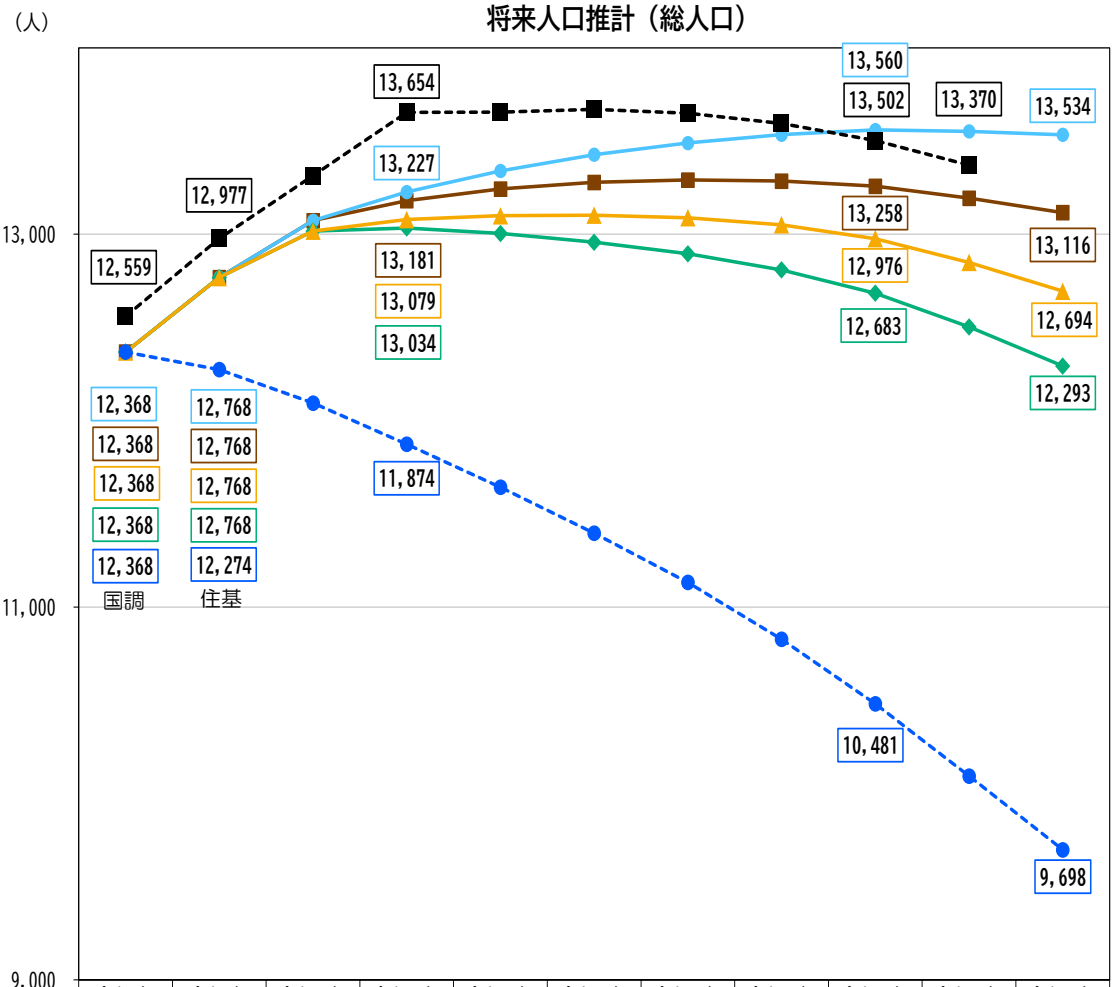

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)	令和52年 (2070)
ケース1	12,368	12,768	13,073	13,181	13,243	13,279	13,291	13,285	13,258	13,193	13,116
ケース2	12,368	12,768	13,073	13,227	13,340	13,427	13,490	13,535	13,560	13,552	13,534
ケース3	12,368	12,768	13,017	13,034	13,004	12,957	12,895	12,809	12,683	12,503	12,293
ケース4	12,368	12,768	13,017	13,079	13,099	13,102	13,088	13,051	12,976	12,849	12,694
第2期早島町人口ビジョン	12,559	12,977	13,314	13,654	13,655	13,670	13,649	13,594	13,502	13,370	
参考(社人研)	12,368	12,274	12,095	11,874	11,643	11,396	11,132	10,827	10,481	10,094	9,698

（3）将来展望のまとめ

本町の将来人口推計（町独自推計）として、令和 52（2070）年に人口を維持することができるケース 4 を採用するものとします。

合計特殊出生率の維持及び移動の増加を図り、転入超過を見込んだ場合、令和 52（2070）年の人口は、12,694 人となります。

よって、令和 52（2070）年の目標人口を約 12,700 人とします。

なお、早島町第５次総合計画後期基本計画の目標年度である令和 13（2031）年の目標人口においても、約 13,100 人を目指します。

図表 74　人口の将来展望

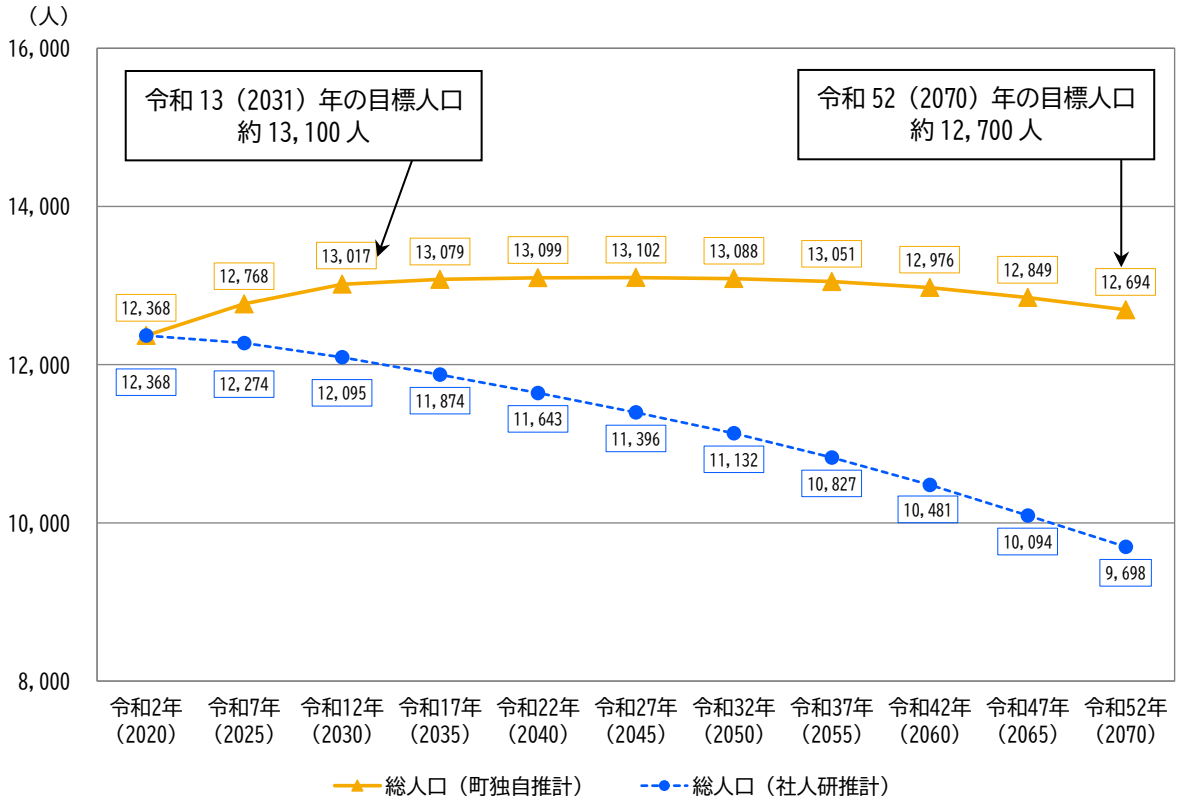

第６回審議会以降、詳細に記載

第５章　参考資料

5-1 ワークショップ

計５回ワークショップの概要、日時、写真について記載する。

5-2 策定体制

（1）早島町振興計画審議会名簿

審議会名簿を記載する。

※前期計画と同様な表を作成する。

（2）諮問書

諮問書を記載する。

※前期計画と同様に作成する。

（3）答申書

答申書を記載する。

※前期計画と同様に作成する。

（4）早島町振興計画審議会条例

審議会条例を記載する。

※前期計画と同様に作成する。

5-3 検討の流れ

検討の流れ（時期、内容）を記載する。

※前期計画と同様に作成する。